

東京大学大学院法学政治学研究科
リサーチペーパー

体制転換期のスロヴァキア
メチアル政権の「民主主義」

2004年12月24日提出

専修コース政治専攻公共政策

学籍番号: 36169

寶槻 和子

目 次

【要旨】	ii
序	1
1.1 「民主化」評価の視角	5
1.2 スロヴァキア史概観：1989年～2004年	8
1.3 スロヴァキアの体制転換への評価	12
2. メチアル政権期スロヴァキアの特徴	22
2.1 有権者の政治的態度	22
2.2 政策決定者の行動	34
2.3 体制変動の視座	43
3. 体制移行過程における争点形成と「暴力に反対する公衆」の分裂	52
3.1 体制転換以前の反体制運動	52
3.2 「暴力に反対する公衆」の成立と運動	54
3.3 運動内部の対立と崩壊	59
3.4 平等・ナショナリズム・運動	66
結論	76
【付録】	79
スロヴァキアの EU 加盟交渉過程	79
スロヴァキアの選挙結果（1990～2002年）	80
【資料・参考文献】	82

【要旨】

非民主的な体制が民主的な体制へ移行したあと、その民主主義が固定化するかどうかを決定するのは、いかなるファクターか。

1989年に連続して社会主義体制の崩壊を経験した中東欧諸国の中で、1990年代のスロヴァキアは、民主化の遅れを指摘されてきた。1997年7月に欧州委員会が発表した『アジェンダ 2000』は、スロヴァキアはEU加盟に必要な民主化の基準に達していないとし、加盟交渉開始を見送っている。この論文では、1993年にスロヴァキアがチェコスロヴァキアの解体によって独立してから1998年に新政権が発足するまでの5年間を対象とし、EUによって民主制に難点を見出された、メチアル政権期のスロヴァキアの政治体制は、体制移行期の政治プロセスによる影響を受けた結果、成立したことを示す。(序)

体制転換過程を扱うための視角としては、非民主的体制からの「移行段階」とは区別された、「固定化段階」が定義されている。「固定化段階」は、さらに「民主的体制が定着に向かう段階」と「民主的体制が定着した段階」に分けられる。スロヴァキアに当てはめた場合、新憲法が実施された1993年の独立から第3次メチアル政権の崩壊までが前者に、ズリンダ政権の成立以降が後者と言える。(1.1, 1.3)

メチアル政権期は、政治制度が民主的に運用されていなかった点、民族主義から少数民族に対する抑圧的な政策が実施された点、経済体制の移行プロセスが民主的に実施されなかった点から、民主主義が固定化していたとは言えない。メチアル政権は議会内委員会から野党を排除し、大統領や憲法裁判所の権利を侵すなど、違法な権限の拡張を行った()。また、国語法の制定や地方行政区画の改定など、ハンガリー系を中心としたマイノリティへの抑圧的な政策を実施した()。さらに、私有化プロセスや物価の自由化に関して、与党とその支持者に有利な手法を採用していた()。(2.2)

同じ点について、有権者の態度を調べると、デモクラシーの規範化はある程度進んでいたが、実効性や政治の制度化に対する懸念が存在していたこと、チェコとの分離過程でスロヴァキア人ナショナリズムが表面化したものの、独立要求と結びついたものではなかった一方で、ハンガリー系マイノリティに対しては、むしろ特権的地位にあると見なしていたこと、体制転換による失業率や生活水準の悪化から、旧体制へのノスタルジーが生まれ、社会的公平性の要求がデモクラシーから切り離されなかったことが分かる。(2.1)

こうしたメチアル政権期の特徴は、体制移行期にメチアル政権の与党「民主スロヴァキア運動(HZDS)」の母体である「暴力に反対する公衆(VPN)」の内部で争点化し、VPNの分裂・HZDSの成立を引き起こした問題と、VPNの性質が、その後のメチアル政権に影響を与えたことによって生じたと考えられる。

VPNの解体期は、1)経済体制転換、2)連邦制問題という二つの問題が争点化し、メチアル派は、それぞれ1)漸進的改革、2)スロヴァキアの権限拡大を唱えて、VPN

主流派と異なる一潮流を形成していた。それは HZDS の政治的立場として継承され、第二次・第三次メチアル政権に結実した。また、政治的連合体としての VPN 本体の組織的性格と、解体過程において確立したメチアルの個人主義も、HZDS の組織的性格に継承されていった。(3.3)

その継承過程には、移行期のスロヴァキアで顕在化し、メチアル政権期に受け継がれた三つの価値を見ることができる。

第一に、急進的な経済の自由化に対する懸念から、社会的公平性が求められた。「平等」HZDS は、NEZES などの機関を介して、その要求を取り入れながら、スロヴァキア独自の経済モデルを形成していったと考えられる。自由化路線を崩すことはなく、かつ、社会的平等と再分配を重視することを目的とした政策は、「中道主義」という言葉に表現されるようになった。HZDS がこのような政策を選んだ背景としては、スロヴァキアでは社会民主主義政党が育たなかったことがあげられる。他方で、中道主義政策の下で進められた、特定産業の保護や、自由貿易のコントロールなどの、経済的保護主義政策は、経済的基盤の弱さを補うためという口実の下に、企業と政権との癒着を可能にしてしまった。(3.4.1)

第二に、「スロヴァキア人」という集団の保護が、国家に対して求められた。「ナショナリズム」HZDS の主張に見られるナショナリズムは、チェコとの分裂過程においてスロヴァキア独自の利益の存在を強調するものとして初めて利用されたが、これは HZDS の主張が一部の利益を代表するのではなく、スロヴァキア人全体の利益であると有権者に訴えるための手段だった。しかし、そこで用いられた、「大国に侵害される小国」というレトリックは、ハンガリー系住民に対しても当てはめられ、チェコに対するナショナリズムと入れ替わるようにして、ハンガリー系に対するナショナリズムが顕在化した。チェコとの分裂過程を通じて、スロヴァキア人という最大公約数を支持基盤としてしまった HZDS にとって、国を擁護するものとしての自らの位置づけを変えることは難しくなった。その結果、HZDS は反少数民族的な性格を帯びることになったのではないかと。同様のことは、EU/NATO に対する姿勢にも当てはまる。(3.4.2)

第三に、共産党一党支配の記憶から、政党に対する否定的なイメージが浸透し、政治の制度化が忌避された。「運動」HZDS の組織は政党というよりも運動であり、その名称が「民主スロヴァキア運動」でありつづけたことから分かるように、HZDS 自らが、政党化することを避け、少なくとも大衆的なイメージにおいては、運動でありつづけようとしていた。しかし、実際には、政権を担当してからの HZDS にとって、政党としての形式性を帯びることは避けられなくなった。強力な利益団体を持たないまま与党になった HZDS は、利益団体を行政の側から組織するという手段をとった。また、私有化プロセスを通じて ZP などの企業家集団に利益誘導を行うことで、支持基盤を確立することになった。また、組織化が進んでいなかった HZDS にとって、広い範囲の個人に訴えるカリスマ的政治家は必要であり、メチアルの地位は少なくとも HZDS の外部の認識においては確立して

いったと言える。(3.4.3)

以上のような体制転換プロセスの分析からひるがえって、体制評価の視角を見直すと、「民主主義の固定化」論の視角をとった場合、平等・ナショナリズム・運動という価値への志向は、結果として非民主的な傾向を持った政権に対する独立変数の一つとして述べられることになる。しかし、「固定化」を民主主義のスタンダードな基準として、サブ・モデルを立てる試みが必要であると考えれば、その前提として、「固定化」論からは洩れてしまう事例の特色を抽出したと言える。(結論)

序

非民主的な体制からの転換が、民主的な体制を成立させるとは限らない。それは単なる論理的命題ではなく、民主化をスローガンとして体制転換したにも関わらず、民主的とは言えない体制が再び成立してしまう国の例は枚挙にいとまがない。

いっそう複雑なのは、体制転換によって最低限の民主的制度は成立したと言えるが、その運用や実態に問題が残る場合である。民主化理論は民主主義の「固定化（定着：consolidation）」概念を設けて、非民主的体制から脱却はしているが、完全に民主的とは言えない体制と、「固定化したデモクラシー(consolidated democracy)」とを切り離した。共産主義体制の崩壊を含む民主化の「第三の波」の結果、非民主国家とされる国の数が減少したこと、冷戦構造が崩壊し、同時多発テロ事件を経験した現在、各国の民主化は安全保障上の課題として、外側から意識されていることの二点から、ある国の民主主義が固定化したものかどうかの判断が重視されるようになってきていると言える。

形式的な民主化を達成したにも関わらず、問題を残していると判断される特徴を持った体制が成立するのは何故なのだろうか。民主化の進展を、非民主的体制から民主的体制への移行段階（狭義の「民主化」）、民主的体制が固定化に向かう段階（negative consolidation / 「固定化していないデモクラシー」）、民主的体制が定着した段階（positive consolidation / 「固定化したデモクラシー」）に分けるとすれば、第二段階から第三段階への変化は自明ではない。第三段階へ移行する事例と第二段階で足踏みしてしまう事例との間には、どのような差異があるのだろうか。

中東欧諸国の体制転換は、周知のように、1989年に連続して起こった。俗に「東欧革命」と呼ばれたことから分かるように、体制転換は「ポスト全体主義体制¹」に対抗した人々による「民主化」であり、「第三の波」の一潮流であると目された²。

その判断は、しかし、旧ユーゴスラヴィアで起きた紛争の悲惨さによって、疑問に付されることになった。ユーゴの経験から翻って、中東欧地域の国々は適切な民主化の道を歩んでいるのか、という疑念が、主にこの地域に安全保障上の関心を持つ主体に起こった。その中心は西に隣接するEUであり、ユーゴ紛争を通じてEUの対中東欧政策は、経済支援による消極的なものから、統合を通じて地域的安定を強化する、積極策に転じていく³。その方法は、民主化の要件を加盟基準として示し、基準を達成した国から統合を進めるというもので、政治的コンディショナリティ（political conditionality）による間接的な民主化支援策と言えた。米国もまたこれを支持した。

EUによる中東欧諸国の民主化の評価は、したがって、コンディショナリティの成否について論じた加盟交渉過程の中で現れる。1997年7月に欧州委員会が発表した『アジェンダ2000』⁴は、加盟交渉国の基準達成度について検討した上で、具体的な交渉を開始する国を決定しているが、基準を満たすとされたのは6カ国⁵で、スロヴァキア・ルーマニア・ブルガリアの三国は交渉開始を見送られた。体制転換から8年後、同じように旧体制に立

ち向かったはずの国々の間には、民主化の段階において格差が存在することを、EU は外側から明らかにしたのである。

この格差はどうして生じたのか。ここでは、スロヴァキアを事例に検討したい。上記のように、スロヴァキアの政治体制は 1997 年の『アジェンダ 2000 (*Agenda 2000*)』で民主的基準を達成していないとの評価を EU から受けた。しかし、その後 1998 年に政権が交代し、EU 加盟を政策の第一目標に掲げた政権が成立すると、EU の加盟基準を短期間でクリアし、2004 年 5 月の 10 カ国同時拡大にこぎつけている⁶。したがって、この小論文では 1993 年にスロヴァキアがチェコスロヴァキアの解体によって独立してから 1998 年に新政権が発足するまでの 5 年間を対象とし、EU によって民主制に難点を見出された体制が何故成立したのか、その要因を探ることを、第一の目的としたい。

まず第 1 章では、議論の前提として、民主主義の「固定化」の基準について理論的な整理を行った上で、1993 年から 1998 年のいわゆる「メチアル政権期」のスロヴァキア政治を概観し、「固定化」論および EU の基準から見て問題視された点を整理する。

第 2 章では、メチアル政権期の有権者の政治的態度および政策決定者の行動を、経済体制転換・ナショナリズム・民主的政治原理 / 制度の三点から記述する。そして、こうした体制の成立過程を先行研究はどのように分析しているか整理し、その問題点を指摘する。

第 3 章では、こうした体制の特徴が生まれた背景を、非民主的体制からの移行プロセスに注目して説明する。

本稿の最後では、以上のようなプロセスを経て形成された、メチアル政権期におけるスロヴァキアの民主主義は、たしかに「固定化」に向けた「足踏み」であったと同時に、EU の加盟基準あるいは「固定化」の基準には現れない、独自の価値を追及したものであったという側面を明らかにしたい。民主化研究が定義する「民主主義」からは外れてしまうそれらの価値を視野に入れずに、我われがよく知っている「民主主義」からの逸脱のみを論じ、そこに潜在的脅威を読み取ることにどれだけの意味があるのか、という、本稿の議論の対象を超えた問題がそこにはあると考えられるからだ。

したがって、本稿の第二の目的は、体制転換プロセスの分析からひるがえって、「固定化」という民主化論の視角を見直すことにある。

¹ リンス / ステパン (J. Linz & A. Stepan) は、政治体制を民主主義体制・権威主義体制・全体主義体制・ポスト全体主義体制・スルタン主義体制の 5 類型に分類し、全体主義を経験した後の社会主義体制を「ポスト全体主義体制」として、その一類形に位置づけている。Linz, Juan, and Stepan, Alfred, *Problems of Democratic Transition and Consolidation: Southern Europe, South Africa, and Post-Communist Europe*, 1996

² 代表的な研究としては、O'Donnel, G. and Schmitter, P., *Transition from Authoritarian Rule: Tentative Conclusions about Uncertain Democracies*, 1986; Huntington, Samuel P., *The Third Wave: Democratization in the Late-Twentieth Century*, 1991; Linz & Stepan, *op.cit.*

³ ユーゴ紛争を経て EU の拡大政策が転換していく過程を描いたものとしては、Pál Dunay, “Strategy with fast-moving targets: East-Central Europe,” in Roland Danreuther, ed., *European Foreign and*

Security Policy, pp.27-47

⁴ European Commission, *Agenda 2000- Commission Opinion on Slovakia's Application for Membership of the European Union* (Brussels, 1997), C. Summary and Conclusion

⁵ エストニア・ポーランド・チェコ・ハンガリー・スロヴェニア・キプロス

⁶ 2002年コペンハーゲン欧州理事会で、2004年の10カ国同時加盟が正式決定され、2004年5月1日、正式にEUに加盟した。スロヴァキアのEU加盟プロセスについては、本稿の巻末付録「スロヴァキアのEU加盟交渉過程」(p.72)を参照。

1. スロヴァキアの体制転換に対する評価の視角

第3次メチアル政権(1994年~1998年)の成立によって、スロヴァキアはヴィシエグラード諸国¹における体制転換の途から逸脱したと言われる²。

1989年以降、連続して共産主義体制の崩壊を経験した国々の中で、中欧諸国 チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロヴァキア は、政治面・経済面ともに順調な改革を進め、ルーマニア・ブルガリアおよび西バルカン諸国からなる他の東欧諸国や旧ソ連の国々と比べて、安定的な体制転換過程をたどっているとされてきた。ヴィシエグラード諸国は「ヨーロッパへの回帰(*Return to Europe*)」を標語に、安定的な体制転換を進め、EU/NATOへの加盟を中心とした大西洋共同体へ参入することを目指していた。1997年7月、欧州委員会は加盟交渉国が加盟に必要な民主化基準をどの程度達成しているか検討した上、具体的な交渉を開始する国を決定したが、ヴィシエグラード諸国の中ではスロヴァキアだけが交渉開始を見送られた。

スロヴァキアは、チェコスロヴァキアの一共和国であった1990年に体制移行後初めての自由選挙を経験し、1993年の独立後も1994年に国民議会選挙を実施している³。独立後の憲法によれば、その政治体制は複数政党制に基づく議会制民主主義をとり⁴、大統領制を採用している⁵。しかし、欧州委員会がEUへの加盟申請を行った東欧諸国およびバルト三国、計10カ国の加盟準備状況を分析した報告書『アジェンダ2000』で、スロヴァキアは以下のように評価された。

「欧州委員会は、スロヴァキアがコペンハーゲンの首脳会議で設定された政治基準を満足できるようには達成していないと結論づける。それはスロヴァキアの体制が不安定なことや、政治における定着度が不十分であることに加え、民主主義の機能が不十分なためである⁶。」(傍点筆者)

ここで、「コペンハーゲンの首脳会議で設定された政治基準」とは、「コペンハーゲン基準」と呼ばれる、民主化を要件としたEUの加盟基準の一部を指す。スロヴァキアはこの基準を満たしていないと判断されたために、同年12月のルクセンブルク欧州理事会で開始された具体的な加盟交渉に参加することはできなかったのである。

『アジェンダ2000』は、他のヴィシエグラード諸国については、基準を満たしていると判断し、加盟交渉を開始した。同じ時期に社会主義体制の崩壊を経験し、体制転換プロセスを開始した中欧4カ国は、経済的・文化的・歴史的にも共通性が高いと言われていた。ヴィシエグラード協力や、CEFTA(中欧自由貿易圏協定⁷)など、体制移行後に中欧で設立された地域協力の枠組みは、その共通性の認識に立脚していると言える。なぜ、スロヴァキアだけが、EUから交渉を見送られることになったのだろうか。

後述するように、『アジェンダ2000』を初めとするEUによる加盟候補国への民

民主化評価は、EU加盟という特殊な文脈上で用いられたものであり、あらゆる観点から見てもその判断が妥当すると即決することはできない。しかし、民主化を評価するための一つの視座として検討すれば、これが民主化論における民主主義の「固定化」概念と類似した考えの上に成り立っていることが分かる。

こうした考えに沿えば、スロヴァキアの体制転換はどう評価されるのか。ここではまず、これまでの民主化研究において民主化過程を評価する指標がどのように設けられてきたのか整理し、次に、それをスロヴァキアに当てはめた場合にどのような結論がもたらされるのか考えたい。

1.1 「民主化」評価の視角

民主化に関するオドンネル/シュミッター (O'Donnell & Schmitter) の古典的な研究が、その分析対象を「既存の(certain)権威主義体制から、未だ正体の判然としない(uncertain)『他の何ものか』への移行(transition)⁸」と規定しているように、権威主義体制からの移行は必ずしも非権威主義体制の成立を意味せず、ある不確実性を生むに過ぎない。

この不確実性の中から現れたものが民主主義であると判別するための指標として、オドンネル/シュミッターは、現代のアクターが政治的民主主義の必要条件として合意するであろう「手続き上の最低条件」が存在するとしている。その中心は普通選挙の実施であり、より「完全な」民主主義諸国における市民原理の導入とは区別されている。後者には、行政責任、司法審査、政党への公的財源の供与といった広範な指標が含まれ、しかも、先進諸国の政治体制の多様性を見れば分かるように、その形式は一定ではない。

しかし、「手続き上の最低条件」を満たした民主主義と、より「完全な」民主主義諸国との間にも、まだいくつかの段階がある。オドンネル/シュミッターは「民主化」の概念を、より理論的には、民主主義の指導原理である市民権(citizenship)のルールおよび手続きが体制に新しく適用されるか、あるいは拡大・拡張することと定義している。したがって、先に述べた「手続き上の最低条件」が保証された上で、市民権のルールが体制に適用されているが、「完全な」民主主義ともまた区別される民主主義の形が、理論的には想定しうる。

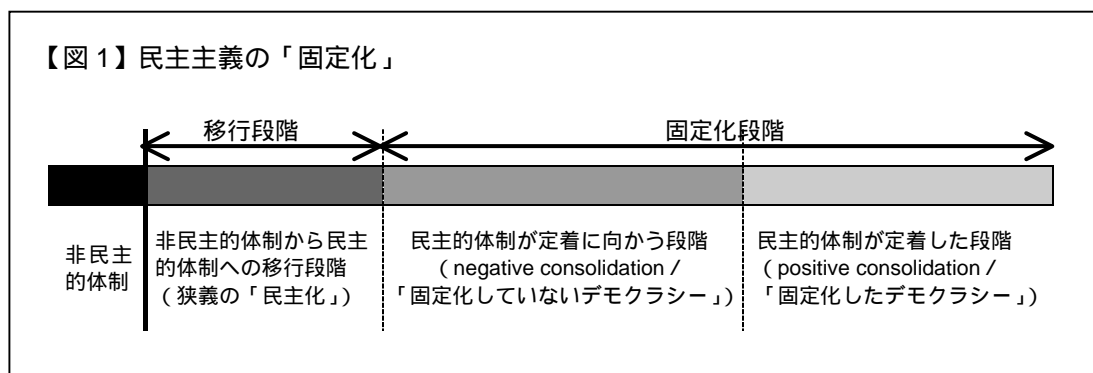
権威主義体制からの移行を経験し、民主主義の「手続き上の最低条件」が達成されているにも関わらず、民主主義原理が徹底されていない体制をどう位置づけるか。この問題を解決するために導入されたのが、民主主義の「固定化(定着⁹: consolidation)」概念である。

ハンチントン (S. P. Huntington) が「第三の波」と呼んだ一群の民主化事例には、民主主義の質に関わる様々な問題を抱えた国が多く含まれていた。固定化の議論は、そうした現実を背景として盛んになったと言える¹⁰。民主化の段階を複数に区別することによ

て、手続き上の民主化を達成したあとの民主主義に関わる問題を考えるための枠組を提供しようというのが、「固定化」の議論の目的だった。固定化概念は、完全な民主主義を終点とした広義の民主化プロセスの一段階とも見なしうるし、あるいは普通選挙の実施を中心とした手続き上の最低条件を狭義の民主化として、その次段階とも見なしうるが、そのいずれにしても民主化概念を段階化するための概念として民主化論に位置づけられている。

したがって、「固定化」概念の第一の意義は、非民主的体制から脱却はしているが、完全に民主的とは言えない体制（「固定化していないデモクラシー」：図1 - ）と、民主的体制が定着した段階（「固定化したデモクラシー」：図1 - ）を切り離したことにある。プリダム（Pridham）は、体制転換過程における不確実性を漸進的に取り除いていく過程として前者を定義し（negative consolidation）、それに続いて新しく民主主義の制度化と民主的価値の浸透が進められていく過程として、後者を定義している（positive consolidation）¹¹。

そして、非民主的体制からの体制転換プロセスにおいては、非民主的体制が最低限の制度的要件を満たす民主的体制へ移行する段階（狭義の「民主化」：図1 - ）が、これらの固定化段階に先行することになる。



固定化概念は民主化の一段階であるがゆえに、一義的な定義を与えることが難しいという特徴を持っている。「民主主義の安定と継続¹²」（ダイヤモンド L. Diamond）や、民主主義が「街で唯一のゲーム(the only game in town)¹³」である政治的状況（リンス/ステパン）、「誰もが民主主義の諸制度の外での行動をイメージしないとき¹⁴」（プシェヴォルスキ Przeworski）といった定義の例があるが、いずれもさらに二点について、詳細な定義を明らかにしなければならない。

第一に、民主主義が「唯一のゲーム」である状況、あるいは「安定・継続」する状況とは、いかなる状態を指すか。ダイヤモンドは、その基準は民主主義の「習慣化（habituation）」であるとし、エリート/組織/公衆という3レベルの主体において、規範・信条 行動という2つのレベルで民主主義が習慣化している状態であるとした¹⁵。（表1参照）リンス/ステパンは、行動 態度に加えて、コンスティテューションのレベル



を設定しており、これら3レベルにおける民主主義の習慣化、内面化を固定化の指標としている¹⁶。リンス/ステパンが「コンスティテューションとして設定したのは、「政府・非政府勢力が共に、衝突が特定の法、過程、組織に従って解決されることに従い、それが習慣化されている」状態で、ダイヤモンドにおいては、憲法的システムの支持（規範・信条）と違憲・違法行為によって政治的利益追求をしない状態（行動）として二分類の中に含まれている。

【表1】民主主義の固定化の指標（ダイヤモンド）

レベル	規範・信条	行動
エリート	オピニオン、文化、経済、社会的組織の重要な指導者たちが民主主義の正統性を信じている。政府および政治的に重要な政党のすべての主要な指導者が、民主主義は政府の最善の形式であり、憲法的システムの規則と制度は支持に値すると信じている。これらの信条が、公のレトリック、イデオロギー、著作、象徴的な態度において明白である。	政府、国家制度、重要な政党および利益団体の指導者が、権力のために平和的に競争する権利を互いに尊重し、暴力を避け、法律、憲法、政治的行為に関する共通に受容された規範に従う。エリートは大衆を暴力、不寛容、違法的手法に扇動するようなレトリックを避ける。政治的指導者は、政治的利益のために軍隊を利用しようとはしない。
組織	すべての政治的に重要な政党、利益団体、社会運動が、綱領、著作、宣言において、民主主義とその国の特定の憲法的規則と制度の正統性を支持している（あるいは、最低でも拒絶していない）。	権力や他の政治的追求における故意の手法として、民主主義を転覆し、また、暴力、詐欺行為や他の違憲な、あるいは反民主主義的な手法を採用する重大な政党、利益団体、運動、あるいは制度が存在しない。
公衆	公衆の70%以上が、民主主義は他のどんな政府の形式よりも好ましく、その国にふさわしい民主主義はその国の政府の最も適切な形式であると信じている。公衆の15%以下が権威主義的形式の政府を積極的に好んでいる。	重大な大衆の支持を受けた、反民主主義的な運動、政党、あるいは組織が存在せず、また、一般的な市民が日常的に暴力、詐欺行為や他の違法な、あるいは違憲な手法を、政治的選好を表明したり、政治的利益を追及するために利用することがない。

出典：Larry Diamond, 1999, p.69 Table 3.1 Indicators of Democratic Consolidation より作成

第二に、「民主主義」をどう定義するかという問題がある。古代から現代までに存在した民主主義の形を見ても、また現存する民主的国家の有り様を見ても、そこで「民主主義」という言葉が指す内容は様々に異なっている。したがって、民主主義の固定化はどのような「民主主義」の「習慣化」「内面化」であるのか明らかにする必要がある。現代の民主主義理論には、たとえばマクファースン（Macpherson）の「参加型民主主義」¹⁷や、ヘルド（D. Held）の「コスモポリタン民主主義」¹⁸など、国民国家を単位とした自由主義的民主主義を超えて、より市民の政治参加を重視した民主主義を主張する流れもあるが、固定化を議論する際にこれらの民主主義が参照されることはほぼない。現段階では既存民主主義国の多くを分類する時にこれらの民主主義を指標とすることが難しい以上、固定化を議論する際の民主主義の理念型としては、国民国家を単位とした自由主義的民主主義が想定されている¹⁹。

しかし、自由民主主義の内実もまた自明ではない。リンス/ステパンは、民主主義の要件として、(1)選挙による政府を作り出すための政治的過程に関して、十分な合意があること、(2)政府が自由で一般的な投票の直接の結果、権力の座にあること、(3)この政府が、

新しい政策をつくるための実質上の権力をもっていること、(4)行政権・立法権・司法権が互いに独立していることを挙げている。だが、リンス/ステパンは、こうした要件を満たす民主主義が実際に機能するためには、市民社会、政治社会、法の支配、国家官僚制、経済社会の5つの領域が機能することが必要であると付け加えている²⁰。またカルドア(M. Kaldor)は、民主主義を形式的民主主義と実態的民主主義に分け、包括的市民権、法の支配、三権分立、選挙による権力機構などの制度的枠組の確立と、憲法問題、人権・マイノリティの権利保障、政党、メディア、市民社会などの実態が共に実現された状態として民主主義を定義している²¹。

このように民主主義の要件が複雑化する背景には、「民主主義の固定化は選挙と市場以上のものを必要とする」という認識がある²²。しかし、指標が複雑化するに伴って、固定化した民主主義に該当する国の例は少なくなる。それはたしかに一面では、類似して見える国同士をより綿密に比較するための視座を提供するだろう。しかし、固定化論によって導き出される、体制分類上の枠組みが、並立する複数の枠組みではなく単線的な構造を持つ以上、それは同時に、事例によって異なる様々な民主主義のあり方が、一様に限定して想定された民主主義との距離によってのみ評価されることにつながる²³。しかもこうした評価のしかたは、政治の実務において、先進民主主義諸国に倣った改革を主張する特定の勢力を擁護する可能性が高い。

また、ダイヤモンドやカルドアによる固定化の指標には、民主主義の信条や市民社会のように、その実体を計測するのが事実上不可能なものや、その実体が具体的にどのような形で現れるのか明示することが難しいものが含まれる。これらを可視化した研究は既に多数存在するが、多くの研究が、比較のための、より具体的な指標として、西欧諸国や米国に存在している民主主義理念や市民社会の制度を採用している²⁴。

「民主主義」の内実に関しては、歴史的に様々な形が論じられてきた蓄積があり、また先進国研究では各国の多様性を捉えるためになされてきた比較の蓄積がある。しかし、新興の民主主義諸国にこれらの蓄積をどのように当てはめ、あるいは接続していくかという問題は、個別の事例研究においてなされるほかない。それでは、スロヴァキアの体制転換に関しては、これまでにどのような評価がなされてきたのだろうか。

1.2 スロヴァキア史概観：1989年～2004年

スロヴァキアの体制評価に入る前に、体制移行が開始される前後（1989年前後）から現在（2004年）までのスロヴァキアの歴史を簡単に振り返っておこう。

1992年に独立する以前、スロヴァキアはチェコスロヴァキア連邦共和国内の一共和国として存在していた。周知のように、チェコスロヴァキアの体制転換は1989年に東欧で連鎖的に起こった、社会主義体制を転覆させる運動の一環として始まった。80年代には

本格的な改革が始まっていたポーランドやハンガリーなどの隣国と比べ、「プラハの春」に対するソ連の介入とその後の「正常化」プロセスを経験したチェコスロヴァキアでは、市民社会による若干の体制批判が許容される以外、ほとんどの支配機構がそのまま維持される「凍結されたポスト全体主義(frozen post-totalitarianism)」（リンス/ステパン）が成立していた²⁵。

しかし、1989年に入ってから、チェコ人知識階級による「憲章77」を中心とした運動が開始され、チェコスロヴァキア共産党内には、在野勢力との協調を主張する改革派も現れた。11月17日の学生デモに端を発した民主化要求運動の高揚の中で、この改革派が共産党内の主導権を握る一方で、在野勢力はチェコの「市民フォーラム(OF)」やスロヴァキアの「暴力に反対する人々(VPN)」などの政治団体を結成し、体制側と在野勢力双方が参加する「円卓会議」の場で憲法その他の法改正を行い、それまでの政治体制を解体していった。

12月10日には、共産党とこれらの政治団体の代表による連立政権(チャルファ内閣)が発足し、自由選挙を実施するための準備を進めた。また、12月28日には「プラハの春」を指導したドゥブチェクが連邦議会議長に、29日にはOFを指導していたハヴェルが大統領にそれぞれ選出された。

1990年6月に自由選挙が実施された。チェコではOFが過半数の議席を獲得し、スロヴァキアではVPNとキリスト教民主運動(KDH)が第一党・第二党の位置を占めた。選挙後にこの三勢力によって連立政権が発足し、政権から共産党が完全に排除された。首相には、VPNに転じたチャルファが引き続いて就任した。

第2次チャルファ内閣では、OFから入閣していたクラウス蔵相経済政策の実権を握り、市場経済への移行を指揮した。クラウスによる急激な市場化は「ショック療法」と呼ばれ、経済的に遅れたスロヴァキアにとって大きな痛手を伴うものだった。スロヴァキア国内はもとより、チェコ国内においてもクラウス批判が強まっていった。チェコ人の左派勢力とスロヴァキア人の民族派はともに、当座は一定範囲で旧体制の国家セクターを維持しつつ、漸進的な方法で市場経済へ移行することを求めている。「ショック療法」をめぐる論争と結びついて、連邦制度をめぐる論争が展開した。比較的権限の強い連邦議会と政府を維持しようとする勢力は、連邦主導のマクロ経済政策を重視しており、これに対しスロヴァキア共和国では独自の経済政策を可能とするような地方分権を求めたのである。

事態が一向に進展しない状況を受けて、OFとVPNでは内部組織の運営にその原因を見出す声が高まった。その結果内部対立が高まり、1991年春に両組織は分裂した。まずOFは、経済政策を推進する右派のエコノミスト集団からなる市民民主党(ODS)と、旧体制下での人権運動ないし市民運動に関わってきた人々を中心とする市民運動(OH)に分裂する。VPNでは、スロヴァキアでカリスマ的人気を獲得していたメチアルが、VPN主流派から分裂した。メチアルらは「民主スロヴァキアのための運動²⁶」(HZDS)を独立した政治運動として組織した。4月にメチアルは首相を解任され、VPNが中心のチャルノグルスキー

内閣が成立した。

1992年6月の選挙で、スロヴァキアではHZDSが連邦制よりもさらに強い主権獲得のため、国家連合構想を主張して第一党に選ばれた。他方、チェコではODSがキリスト教民主党と連合を組んで、クラウスを先頭に従来の経済転換政策の遂行と連邦の維持を訴えた。かつ、選挙綱領の中で、国家連合だけは選択肢として除外すると明記され、連邦が維持できない場合にはむしろ連邦国家の解体を考慮するとされていた。

ODSとHZDSは共に33%を上回る得票率で、それぞれの共和国において第一党となった。この結果、連邦議会では少なくともODSとHZDSの合意がない問題については、いかなる法案も議決できない状況が生まれてしまった²⁷。ここに至って、安定した連立連邦政府組閣の合意が形成される可能性はほとんどなくなってしまった。選挙後の数度にわたるクラウス＝メチアル会談の結果、連邦解体を念頭においた連邦内閣を発足させるという合意がなされる。そして、ODSとHZDSを軸に連邦解体のための交渉が進められ、最終的には11月25日に連邦解消法が連邦議会で可決されることで、1993年1月1日をもって「チェコおよびスロヴァキア連邦共和国」は、対外的主権を持つチェコ共和国とスロヴァキア共和国に分裂することとなった。

チェコの主流派は連邦維持を求め、スロヴァキアでも多数派は国家連合を掲げていた。少なくとも両者は、結合を維持するという立場は共有していたと考えられる。また、選挙直後の世論調査では、スロヴァキアにおいて両国の完全な独立を支持するものは全体の16%に過ぎず、連邦解体が正式決定された後の調査でも、連邦解体に賛成するものがチェコで46%、スロヴァキアで41%、反対するものがチェコで45%、スロヴァキアで46%という結果が出ており、国民は必ずしも解体に賛成だったわけではなかった²⁸。

チェコスロヴァキア分裂の結果、1993年1月1日にスロヴァキア共和国は独立主権国家として成立した。メチアルは連邦解体後もスロヴァキア政府首相にとどまったが、その後メチアルの政治指導に不満を持つ議員グループ²⁹がHZDSから離党したため、与党は過半数を失い、1994年3月に第2次メチアル内閣は倒壊。HZDSを離党したグループが設立した「民主連合」のモラウチークを首相とする反メチアル連立政権が発足した。

しかし、同年9月・10月に行われた解散総選挙では、モラウチーク内閣与党は過半数を獲得できなかった。他方、HZDSは小政党スロヴァキア農民党(RSS)と連立リストを組み、得票率34.96%で議会第一党となり、スロヴァキア国民党(SNS)・スロヴァキア労働者連盟(ZRS)との連立政権を形成して、与党に返り咲いた。(第3次メチアル内閣)

第3次メチアル内閣でHZDSが連立を組んだSNSは議会内で最もナショナリズムに訴える政党であり、ZRSは最左派の政党だった。政権は議会内委員会から野党を排除するなど強権的な議会運営を行い、少数民族言語を公的な場で使用することを制限する「国語法」の制定などを通して、少数民族に対する抑圧的な政策をとった。反メチアル勢力の支持を受けた大統領のコヴァーチと内閣は激しく対立し、1998年3月にコヴァーチが任期を満了したあとは、大統領は空席のまま首相であるメチアルがその職務を代行することに

なった。また、メチアル政権は連邦時代に採用されたクーポンによる大企業の民営化を廃棄し、首相側近や与党支持者による不透明な民営化政策が行われた。政府・与党によるマスコミ管理も強められた。

既に述べたように、こうしたメチアル権の行動は国外から非難の対象となり、スロヴァキアは EU 加盟交渉の第 1 グループから外され、また NATO の 1999 年拡大にも参加できなかった。

メチアル政権は 1998 年 9 月の任期満了まで継続するが、次の選挙で HZDS は第一党を維持したものの、与党は過半数を失い、スロヴァキア民主連立（SDK）のズリンダ（Mikuláš Dzurinda）を首相とする連立政権がつくられた。ズリンダ政権は、少数民族政策や地方制度改革などの分野で EU 加盟基準に則った政治改革を進め³⁰、2002 年選挙でも政権を維持した。ズリンダ政権の改革は EU によって評価され、2004 年 5 月には 10 カ国同時加盟の一員となることができた。

HZDS は 2002 年選挙の直前の党大会でガシュパロヴィチ副党首をはじめとする有力議員を排除する³¹という動揺があったものの、同選挙では得票率 19.50%で議会第一党の座を守った。しかし、2003 年 1 月、トカーチ元副首相がイラク派兵に反対する他の 10 人の議員を伴って HZDS 議員クラブを抜けたため³²、議席数は 25 議席に減少、議会第一党の地位を SDKU に譲ったばかりか、野党としても、第三党だった Smer と同党の勢力となっている。

【表 2】スロヴァキアの内閣の変遷

	時期	内閣	与党
連邦時代	1989.12.12 ~ 1990.6.26	チッチ内閣	(国民和解連立政権)
	1990.6.27 ~ 1991.4.22	第 1 次メチアル内閣	VPN+MNI, KDH, DS
	1991.4.23 ~ 1992.6.24	チャルノグルスキー内閣	VPN+MNI, KDH, DS
	1992.6.24 ~ 1992.12.31	第 2 次メチアル内閣	HZDS, のちに SNS と連立
1993.1.1 ~ 1994.3.15			
独立後	1994.3.15 ~ 1994.12.13	モラウチーク内閣	DU, KDH, SD (ハンガリー系諸党が閣外協力)
	1994.12.13 ~ 1998.10.30	第 3 次メチアル内閣	HZDS+RSS, ZRS, SNS
	1998.10.30 ~ 2002.10.15	第 1 次ズリンダ内閣	SDK, SDL', SMK, SOP
	2002.10.16 ~	第 2 次ズリンダ内閣	SDKÚ, SMK, KDH, ANO

注) 1993 年の独立以前は連邦政府ではなく、スロヴァキア共和国の内閣を示した。

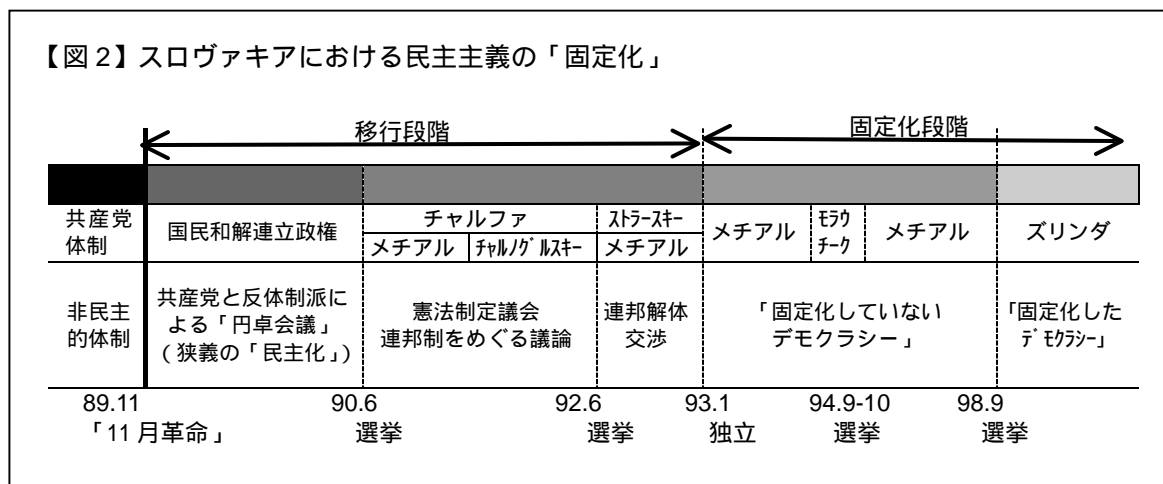
政党名: VPN = 暴力に反対する公衆 MNI = ハンガリー人独立イニシアティブ KDH = キリスト教民主運動 DS = 民主党 HZDS = 民主スロヴァキア運動 SNS = スロヴァキア国民党 DU = 民主連合 SD = 民主左翼党 RSS = スロヴァキア農民党 ZRS = スロヴァキア労働者連盟 SDK = スロヴァキア民主連立 SDKÚ = スロヴァキア民主キリスト教連合 SDL' = 民主左翼党 SMK = ハンガリー人連立党 SOP = 市民合意党 ANO = 新市民党

1.3 スロヴァキアの体制転換への評価

1.3.1 先行研究による評価

1990年代にスロヴァキアが経験した体制転換過程は、まっすぐに民主的体制へ向かう一本道ではなく、「zig-zag road」であったと言われる³³。「固定化」の理論からは、この過程はどう位置づけられるのだろうか。

チェコスロヴァキアでは1990年6月に自由選挙が実施されているが、憲法制定を目的としていたこの時の議会では、連邦制をめぐる議論に決着がつかず、憲法は制定されなかった。したがって、スロヴァキアでは、「11月革命」開始から共和国の独立（＝新憲法の実施）までを「移行段階」として、それ以降が「固定化段階」と考えられる。



このプロセスは、先行研究においてどのように評価・分析されてきたのだろうか。

1989年11月以降に起こった、社会主義体制からの移行過程（図2- ）に関しては、反体制派と体制内改革派の連携が旧体制崩壊に大きな役割を果たしたハンガリーやポーランドとの比較で、旧体制崩壊において国際的要因の果たした役割の大きさが指摘されるとともに、反体制勢力の脆弱さゆえに、旧体制派の残存が容易になったという分析が多くなされている³⁴。

連邦の解体期（図2- ）に関しては、スロヴァキアの民族主義の勃興に注目が集まった。民主化に伴う民族問題の表出に対する関心は、90年代初頭には紛争の様相を明らかにしていた旧ユーゴスラヴィア諸国の事例から高まり、チェコ・スロヴァキアの分裂過程に関する研究も積み重ねられた³⁵。しかし、解体の仕方に関しては、レファレンダムがなされなかったことに対して、解体は合法的に行われるべきだったという批判が寄せられたものの、同時期には紛争の様相を明らかにしていた旧ユーゴスラヴィア諸国と異なり、「ピロードの

離婚(the Velvet divorce)」を遂げたチェコおよびスロヴァキアの分裂は肯定的に評価されることこそあれ、民主化過程における問題点として捉えられることはあまりない³⁶。

しかし、独立後のスロヴァキア(図2-)に関しては、とりわけ第3次メチアル政権(1994~98年)について、その性質が明らかになるにしたがって、民主化の流れに反する側面が取り上げられるようになった。

同時代的になされた研究の中には、「権威主義化(authoritarianization)」という言葉を使ってメチアル政権の方向性に強い懸念を表明するものが少なくない³⁷。同政権は、汚職、パトローネージ、民主的ルールの軽視によって支えられた権威的な政治構造であることが指摘され、こうした権威的性質に対して「メチアル主義(Mečiarism)」という言葉が当てられた³⁸。その成立背景に関しては、政権がメチアルのカリスマ的人気に支えられていることから、体制転換期のポピュリズムの問題と考えられ、議会で多数派を形成した政党による「多数の専制」「民主的専制(democratic tyranny)³⁹」という概念がこれを説明するために持ち出されている。しかし、政権交代によって同政権が短期間に終わったため、この時期の政治体制を権威主義体制として確立したものであったとする評価は難しくなった⁴⁰。

ズリンダ政権期(図2-)に関しては、エリートレベルでの政治文化の変化とEU加盟に向けた改革に対して肯定的な評価がなされ、スロヴァキアは固定化段階に達したという評価が積極的になされるようになった⁴¹。ひるがえって、メチアル政権期に関しては、民主主義の固定化が確立していない段階と評価するのが適当であるとの判断がなされ⁴²、これが今のところ、メチアル政権への学問的な判断として定着しているように見える。

では、メチアル政権のどのような側面が民主主義の固定化にとって問題であったと見なされているのだろうか。固定化の要件として想定されていると考えられる基準は多岐に渡っているが、大きく三つにまとめられる⁴³。

最も共通に重視されているのは、政治制度の側面、議会・行政組織を中心とした民主的諸制度の運用が民主主義の目的から逸れた形で実行されていたという指摘である。政府による、議会における野党の排除や大統領権限の侵害がこれに含まれる。

二点目は、民族主義の側面、すなわちハンガリー系を中心とした少数民族への差別的な政策の実施と、それを正統化したスロヴァキア人ナショナリズムの指摘である。国語法の制定などが含まれる。

三点目は、経済体制転換の側面、私有化を中心とした経済体制の移行プロセスが適切な民主的手段によって実行されなかったという指摘である。

1.3.2 EUによる評価

こうしたスロヴァキアへの体制評価、および、そこで指摘された問題の認識は、学問的な業績だけでなく、外交実務上の判断においても、ほぼ共通していたことが確認できる。体制転換期の東欧各国に関しては、民主化支援を行う国外主体が、体制評価を行って

いる。おもなものでは、個別の西欧諸国、ヨーロッパの地域機構（EU、OSCE、欧州評議会、NATO）、経済支援を行う国際機関（IMF、世界銀行、EBRD）がある⁴⁴。ここでは、最も積極的に民主化支援を行ったものとして、EUによるスロヴァキアの評価をとりあげる。

ここで、EUの東方拡大政策に関して簡単にまとめておく⁴⁵。1989年の社会主義体制崩壊によって東中欧に出現した新興民主主義諸国に対して、EUは初めから統合・拡大路線を提示していたわけではない。そこから2004年の10ヶ国同時加盟までの拡大政策の変遷は、いくつかの段階に分けられる。

第一段階は、1989年の社会主義体制崩壊直後から1991年ごろまでで、この時期にEUが示したのは、PHAREなどの経済支援策をとりながら各国と個別の協定を締結するというものだった。東欧諸国はEU加盟への意思を示していたが、これらの支援策や協定が大規模なEU拡大政策の一環であるかどうかについて明示されることはなかった。

第二段階は、EUが一転して拡大の方針を明らかにした時期で、1992年のエジンバラ欧州理事会では拡大の方向が示され、翌1993年のコペンハーゲン欧州理事会では加盟のための基準（「コペンハーゲン基準」）が明示された。これに対する加盟候補国側の対応が審査されたのが1997年発表の『アジェンダ2000』であり、既に述べたように、基準を満たすとされた6カ国との加盟交渉を先に始めることが決定された。

第三段階は、加盟基準を満たすとされた国々に対して年次報告書による評価を継続しながら、具体的な加盟交渉を進めた段階である。この段階になっても、加盟の具体的な時期が候補国側に知らされたのは、2001年のことだった。

そして、最終段階は2001年ラーケン欧州理事会で10カ国の同時加盟が示されてから2004年5月の同時加盟までで、スロヴァキアを含めた4カ国が新たに加盟交渉に加わった⁴⁶。

EUの対東欧政策が、初めから拡大を視野に入れていたのかどうかについては、議論がある⁴⁷。しかし、経済支援中心の消極策から加盟を視野に入れた拡大政策に転じた背景には、ユーゴスラヴィアでの紛争の経験によって、東欧地域に対するEUの利害認識が変化したことがあると考えられる。拡大政策の第一の目的は、東欧との経済的な連携を強化することだが、それに加えて、東欧地域の民主化を支援することにより長期的な安全保障を確保すること、民主化によって東欧地域から流入する国際的犯罪を減らすことなどが、拡大の目的として考えられる⁴⁸。

東欧諸国への民主化支援策の中心となったのが、EUへの加盟と引き換えに「コペンハーゲン基準」という要件を課すことによって、間接的に民主化を支援する、コンディショナリティ（conditionality）の手法であった。EU以外にも世界銀行やIMFなどの国際機関において、民主化支援政策の一手法として用いられている方法である⁴⁹。民主化支援以外の目的のために用いられるコンディショナリティと区別するために、「コペンハーゲン基準」を「民主的コンディショナリティ（democratic conditionality⁵⁰）」と呼ぶこともある。

コペンハーゲン基準は、以下の三基準からなる。

- 1、民主主義、法の支配、人権、少数民族の尊重・保護を保障する制度の安定。(政治的基準)
- 2、EU内の競争圧力、市場の力に対応できる能力と、機能する市場経済の存在。(経済的基準)
- 3、EUの政治、経済、通貨統合の目標遵守を含め、加盟義務を受け入れる能力。(加盟国義務受入れ基準)

コンディショナリティの内容は、当該機関が実施しようとする政策の目的によって異なる。コペンハーゲン基準が、「政治的基準」として設けている民主化要件には、EUが東欧各国に求める民主主義のあり方が現れている。それは、「手続き上の最低条件」とどまらない制度的安定であり、リンス/ステパンやダイヤモンドの「固定化」概念と部分的に重なることが確認できる。

EUの民主的コンディショナリティは、コペンハーゲン理事会以降の交渉過程で、より具体化された。1998年発表の『アジェンダ2000』では、それが加盟候補国にどのように適用されたかを見ることができる。ここでは、スロヴァキアについてどのような判断がなされたかを見よう。まず、第一項「政治基準」では、冒頭でスロヴァキアの現状がコペンハーゲン基準から見て、「多数の問題を示している」ことが明記されている。具体的には、以下の点が問題視された。

- ・スロヴァキア政府が憲法によって他の機関に委譲された権限を十分に尊重していない点
- ・政府が頻繁に野党の権利を無視している点
- ・政府と大統領の関係が常に緊張している点
- ・1997年5月23、24日に行われた国民投票に際して、憲法裁判所や中央国民党表委員会の決定を無視した点
- ・諸機関の運営、特に議会のコントロールの点において、野党の関与を拒否する点
- ・政府による警察や秘密警察の利用
- ・汚職対策の必要性
- ・少数民族言語の使用に関する法の利益がないハンガリーの少数民族の処遇改善

民主的政治制度の運用に関する問題の指摘が大半を占め、最後に基本的人権との関係で少数民族への権利侵害が取り上げられている。これは、先行研究で指摘されていた、政治制度・民族主義に関する問題と重なる。

さらに、これらの問題点を指摘した上で、『アジェンダ2000』は、「これらの要素

を考え合わせると、スロヴァキア憲法で定義づけられた政治機構の枠組は選挙が自由かつ公正に実施される議会制民主主義の必要性にこたえているが、それでもなお体制の安定と政治における定着度のいずれの点においても、現状は満足できるものではない。」としている。加盟に必要とされる民主主義の要件は、「固定化」段階であることを端的に示す記述と言えるだろう。

また、民主的コンディショナリティの範囲ではないが、第二項「経済基準」には、先行研究に見られる経済体制転換への言及と同内容の指摘が確認できる。主に以下の点が問題視されている。

- ・私有化の第二段階が不透明な形で実施された点
- ・物価法の制定など、市場の自由化プロセスに問題があった点
- ・会社更生法の制定など、経済安定化政策に問題があった点

以上より、「固定化」の観点から見た場合に 1998 年までのスロヴァキアに関して、先行研究と EU の実務において共に問題とされていた事象をまとめると、政治制度、民族主義、経済体制の三点であることが分かる。

1.3.3 問題設定

このような特徴を持つ体制は、何故独立後のスロヴァキアに成立したのだろうか。何度も繰り返すが、スロヴァキア以外の中欧諸国において、メチアル政権のような「問題のある」政権は成立せず、適切な民主化を達成したと EU から評価されて、順調に加盟交渉を進めることができた。スロヴァキアは何故ヴィシェグラード諸国の途を外れたのだろうか。

この問いに答えるために、本論文では、メチアル政権期のスロヴァキアの「固定化していないデモクラシー」が持っていた特徴として、1) 平等、2) ナショナリズム、3) 運動の三点を取り上げたい。

スロヴァキアの諸政党の中で、HZDS は常に高い支持を受けており、直近の 2002 年選挙においてすら、野党であっても得票数では第一党の座を保持した。元農業大臣で HZDS 党員のバツォ (Peter Baco) は HZDS の支持者を以下の 3 つに分類している⁵¹。

経済体制転換により被害をこうむった人々、特に地方人口と北部および中部スロヴァキア住民、キリスト教的側面の支持者、ナショナルな側面の支持者。に含められるのは、経済体制転換の「敗者」たち、すなわち、失業者・退職者・ブルーカラー労働者・農業従事者などである。1994 年 10 - 11 月の調査では、HZDS 支持者は社会主義的経済原理、強い国家、少数民族に対する敵対的政策を志向し、低学歴層、高齢者、年金生活者が支持

者の多くを占めていることが確認されている⁵²。また、こうした支持者は農村部に多く、人口の多い都市ほど支持者は少なくなり、社会主義時代に軍事産業を含む重化学工業が飛躍的成長を遂げた北西部地域で優位を占めてきた⁵³。

こうした支持層のデータから分かるのは、第一に、自由主義経済体制の移行にともなって生じた所得格差に強い不満を持つ層が、経済的平等を求めて HZDS を支持していることである。第二に、平等を実現する主体として、キリスト教的価値観に立脚する強い国家が求められていることが分かる。

また、政治制度に対する態度として、スロヴァキアでは政党一般に対する信頼・支持が低いことが特徴的である⁵⁴。メチアル政権の基盤であった HZDS は、通常、政党として扱われているが、「民主スロヴァキア運動」という名前が示すように、設立当初は「政党 (*party*) というよりも運動 (*movement*) にちかい⁵⁵」団体で、組織化は遅れていた。これは固定化の議論においては、政治制度を利用するノウハウに欠けていると評価される。しかし、共産党体制への嫌悪から生じた政治の制度化への懸念と、それに伴う参加・運動志向の民主主義理念に対応して形づくられたと考えることもできる。

三つの観点は、いずれも体制移行期に最初に民衆レベルで争点化し、複雑な形をとって HZDS に吸収されていったと考えることができる。その過程を示すことを、本稿の第一の課題としたい。

他方で、これらの観点は、「固定化」論の中では議論しにくい問題を明らかにしている。

まず、経済体制の移行に関して、狭い意味での自由主義経済への移行を民主化の要件と見なすのは妥当だろうか、という問題提起が考えられる。リンス/ステパンは経済体制の移行について、それが単なる市場経済への移行ではなく、公正で安定的な社会制度として発展することが固定化の基準であるとしている⁵⁶。私有化プロセスを遅らせ、弱体化した産業を中心的に保護するという HZDS の政策は、国家の役割が大きい保護主義経済として評価することも可能だったのではないか。

ナショナリズムに関しては、チェコとの分離の過程や EU 加盟交渉の過程を通して、「スロヴァキア人」という集団の中で利害が共通しているという認識が形成され、しかもその利益が、より強い権力を持った外部のアクター（チェコ、ハンガリー、EU など）によって侵害されているとの認識が共有されているときに、「スロヴァキア人」を保護するものとして国家がとる行動を民主化論のなかにどう組み込むか、という問題が考えられる。

また、運動の観点は、制度形成を最低限の民主化要件としている固定化論においては、制度形成後の課題として捉えられるだけで、運動への志向が移行段階から生じたことはむしろ制度形成にとってマイナスであると評価されることになる。

たしかに、固定化の視座は、新興民主主義国の体制転換が西欧諸国や米国との比較においてどのような共通点・相違点を持つのかを明確にし、新興民主主義諸国間の比較に

においても一定の軸となるだろう。議会制の運営や私有化プロセスにおいて、スロヴァキアがチェコやハンガリーよりもブルガリアやルーマニアと類似していることは、固定化の観点によって明らかになったことである。

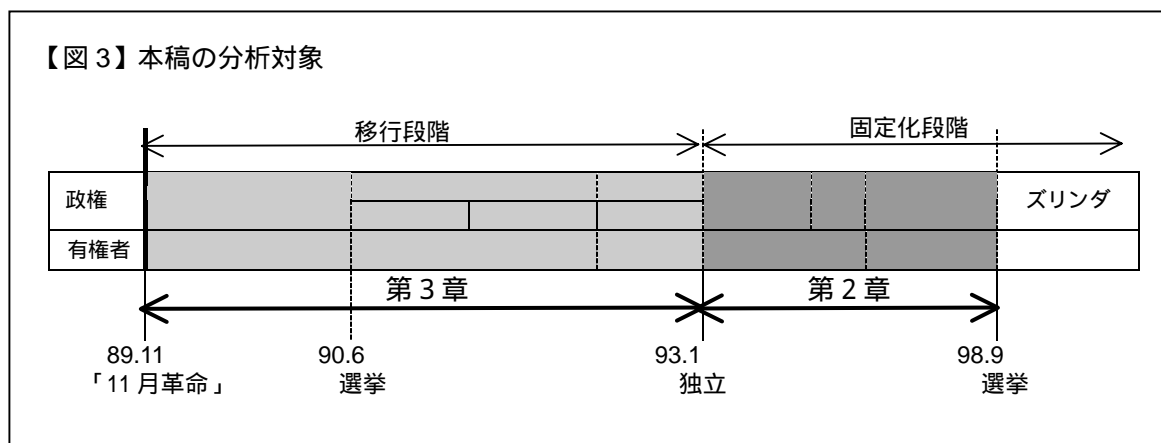
しかし、政治制度の運用が民主的になされず、少数民族の権利を侵害していたとされるメチアル政権下のスロヴァキアにも、民主主義が存在していなかったわけではないことは、固定化論による分析自体が認めている。初めに述べたように、最低程度の民主化が進んでいなければ、そもそも固定化概念を設定する必要がないからだ。本稿では、その最低程度の民主主義とは、どんなものだったのか、再評価を試みることによって、「固定化」論からは捉えにくい民主化の側面を指摘したい。

以上より、本稿では以下の二つのことを課題とする。

- 1) 体制移行期に VPN 内部で争点化し、VPN の分裂・HZDS の成立を引き起こしたスロヴァキア政治上の課題が、その後のメチアル政権に与えた影響について、平等、ナショナリズム、運動の三点から論じる。
- 2) 以上のような体制転換プロセスの分析からひるがえって、体制評価の視角を見直す。

次章以降では、メチアル政権期（1993～1998年：モラウチーク内閣を含む時期を指す）のスロヴァキアに分析の対象をしぼる。メチアル政権は常に連立政権だったが、その中核である HZDS を分析の中心とし、連立与党の影響については適宜参照することにする。

まず、次章では、固定化論が問題としていたメチアル政権の特徴について、有権者のレベルでの認識について見るとともに、政権の特徴と、政府側がそれらの領域でどのような政策を掲げていたのかを概観する。続いて、こうした体制の形成過程を分析した先行研究にどのようなものがあるのか整理し、第三章では、それらとの比較において、体制移行期に HZDS がどのような形で上記三つの価値を吸収し、組織としての形を形成していったか述べる。



- 1 ヴィシェグラード4カ国協力に参加している国を指す。ヴィシェグラード協力は、体制移行の先導役であった中欧の国々によって、ソ連ブロック解体後の安全保障体制の構築を目的に、政治・軍事・経済における地域協力として、1990年4月に設立された。
- 2 Szomolányi, Soňa, “Slovakia between Eastern and Central European Ways of Transition”, in Vladimíra Dvořáková, ed., *Success or Failure? : Ten After*, 1999, p.24-38
- 3 体制移行後のスロヴァキアで行われた選挙の結果については、付録の「スロヴァキアの選挙結果(1990～2002年)」(p.81)を参照。
- 4 スロヴァキア共和国憲法 (Ústava Slovenskej republiky č. 460/1992 Zb. z 1.septembra 1992 v znení ústavného zákona č. 244/1998 Z. z., ústavného zákona č. 9/1999 Z. z., a ústavného zákona č. 90/2001 Z. z.) 第1条第1項「スロヴァキア共和国は主権を有する民主主義的な法治国家である。いかなるイデオロギーや宗教にも拘束されない。」第2条第1項「国家権力は市民に由来し、市民は自らの選出された代表を介して、あるいは直接に、この権利を行使する」
- 5 スロヴァキア共和国憲法第101条第1項「スロヴァキア共和国の元首は大統領である」
- 6 European Commission, *Agenda 2000- Commission Opinion on Slovakia's Application for Membership of the European Union* (Brussels, 1997), C. Summary and Conclusion (邦訳:『世界週報』1997年10月21日号 p.69) 10カ国の状況を個別に分析した『アジェンダ2000』第三部「加盟申請に関する欧州委員会の意見(The Opinions of the European Commission on the Applications for Accession)」における、スロヴァキアに関する分析の結論部からの引用である。
- 7 1992年12月に締結された、中欧4カ国による自由貿易圏協定。
- 8 O'Donnel & Schmitter, 1996 (邦訳 p.27)
- 9 ‘consolidation of democracy’の邦訳は一定していないが、民主主義の「定着」もしくは「固定化」とするのが一般的である。
- 10 Diamond, Larry, *Developing democracy : toward consolidation*, 1999, p.64
- 11 Pridham, G., “EU Enlargement and Consolidating Democracy in Post-Communist States-Formality and Reality”, *Journal of Common Market Studies*, 40(3), 2002, pp.953-73
- 12 Diamond, *op. cit.* :65
- 13 Linz & Stepan, 1996: 5
- 14 Przeworski, Adam, “Some problems in the study of the transition to democracy,” in Guillermo O'Donnell, Philippe C. Schmitter, Laurence Whitehead, eds., *Transitions from authoritarian rule : comparative perspectives*, 1986: 58
- 15 Diamond, *op. cit.*
- 16 Linz & Stepan, *op. cit.*
- 17 Macpherson, C. B., *The Life and Times of Liberal Democracy*, 1977
- 18 Held, David, *Democracy and the Global Order: From the Modern State to Cosmopolitan Governance*, 1995 (邦訳『デモクラシーと世界秩序:地球市民の政治学』佐々木寛・遠藤誠治・小林誠・土井美徳・山田竜作共訳)
- 19 塩川は、旧社会主義諸国の体制転換に関して、民主化論が「民主主義」を「自由主義的民主主義」と区別せずに、社会主義政治体制に対置していることを指摘し、「社会主義体制が拒否していたのは民主主義一般というよりも、民主主義の一類型としての自由主義的民主主義だった」という認識から、社会主義

政治体制に対置される概念は、民主主義ではなく自由主義的民主主義が正しいとしている。自由主義的民主主義と民主主義一般の関係については、塩川伸明『現存した社会主義 リヴァイアサンの素顔』1999. p.52-54)

²⁰ Linz & Stepan, *op. cit.* : 7-15

²¹ Kaldor, Mary and Vejvoda, Ivan, eds., *Democratization in Central and Eastern Europe*, 1999, ch.1: 同様の分類を行ったものとして、Jerzy J. Wiatr, “Parliamentarism vs. Presidentialism: Old Debate, New Experiences of Postcommunist States”, in Vladimíra Dvořáková, *op. cit.*

²² Linz & Stepan *op. cit.* :7

²³ 固定化論への批判については、塩川伸明の一連の著作を参照。塩川伸明『社会主義とは何だったのか』(1994年)、塩川伸明『ソ連とは何だったのか』(1994年)、塩川伸明『現存した社会主義 リヴァイアサンの素顔』(1999年)、塩川伸明『《20世紀史》を考える』(2004年)

²⁴ たとえば、カルドアは東欧諸国における市民社会の発展の指標として、NGOの活動状況を採用している。しかし、当然のことながら、活動的な市民社会においては常にNGOが存在するとは限らない。Kaldor & Vejvoda, *op. cit.*

²⁵ Linz & Stepan, *op. cit.*: 42; 294-295

²⁶ Hnutie za demokratické Slovensko (英語名 The Movement for a Democratic Slovakia 略称 MDS) 邦訳としては、他に「スロバキア民主擁護運動」などがあるが、ここでは「民主スロヴァキア運動」に統一した。

²⁷ 大統領選においても、ハヴェルはHZDSの反対で議会の信任を得ることができず、国家元首が不在という事態に至った。

²⁸ 林忠行「チェコスロヴァキアにおける政党政治の再編と連邦の解体」(ロシア研究1993年4月)p.104

²⁹ 1993年4月にクニャシコ派が、1994年2月にモラウチーク派が離脱。

³⁰ ズリンダ政権の改革については、林忠行「スロヴァキアの国内政治とEU加盟問題」(日本比較政治学会編『EUの中の国民国家』2003年所収): Pridham, *loc. cit.*

³¹ ガシュパロヴィチ副党首らはHZDSを離党し、「新党民主擁護運動(HZD)」を結成。

³² トカーチ議員は2003年3月に「人民連合(LU)」を設立。

³³ Szomolányi, Soňa, 1999. *Kľukata Cesta Slovenka k Demokracii*

³⁴ Linz & Stepan, *op. cit.* など

³⁵ チェコスロヴァキア分裂の原因論については本稿ではくわしく触れないが、大雑把に整理すると、3通りの説明がなされてきた。(1) チェコとスロヴァキアは元来、歴史的文化的な同一性の低い二つの民族であり、第一次大戦・第二次大戦後に統一が維持されてきたのは、その時の国際関係による影響が大きかった。したがって、民主化によって、両民族、とりわけスロヴァキア側で民族自決の要求が噴出し、分裂した。(2) 経済的に発展しているチェコと、コメコンを前提とした軍需産業分野および農業が中心のスロヴァキアとの、経済面での差異が体制転換期に明らかになり、経済政策において両者の妥協案が成立しなかったことから分裂した。(3) 連邦レベルでの組織を持つ政党が形成されなかったため、体制移行直後の政治的な議論は共和国単位に対立構造が存在する争点を中心になってしまったことから分裂した。(ジョゼフ・ロスチャイルド著、羽場久 尾子訳『現代東欧史: 多様性への回帰』1999、林1993などを参照。)

³⁶ 激しい紛争化を経ることなく分裂が決定した理由に関しては、ソ連やユーゴスラヴィアとの比較から多くの研究がなされてきた。塩川は、以下の8点をあげている。 解体の意思決定に関わったのは一部の政治的エリートのみで、当事者の数が少なかった。 チェコ人とスロヴァキア人之间には、相互に強い憎悪があったわけではなく、またユーゴスラヴィアのような殺戮の歴史もなかった。 チェコ人とスロヴァキア人の混住度が低かった。 相対的に後進的なスロヴァキアでも、ユーゴ南部や旧ソ連のアジア地域と比べれば経済的に順調だった。 武装闘争の歴史的伝統がなかった。 分離は結果的にチェコ経済にとって有利な選択であったにも関わらず、顕在化していたスロヴァキア側のナショナリズムに応えるものであったため、チェコ側のエゴイズムはあからさまにならず、衝突が煽られなかった。 ユーゴ内戦の勃発後であったため、そのような事態は避けようとする学習効果が働いた。(塩川, 1999: 592-594)

³⁷ Szomolányi, 1996: 8 など

³⁸ Williams, 2000. *Slovakia after Communism and Meciarism*: Baer, 2001. “Boxing and Politics in Slovakia: ‘Meciarism’—Roots, Theory, Practice,” in *Democratization*, Vol.8, No.2, pp.97-116 : Toma and Kováč, 2001. *Slovakia- from Samo to Dzurinda* など。

³⁹ Toma and Kováč, *ibid.* :326

⁴⁰ 林, 2002 :96

⁴¹ Pridham, 2002

⁴² Pridham, *ibid.*

-
- ⁴³ Williams, *op. cit.* の先行研究分析を参考にまとめた。
- ⁴⁴ 東欧に対する西欧のアクターによる民主化支援については、Karen E. Smith, 2001. “Western Actors and the Promotion of Democracy,” in Jan Zielonka and Alex Pravda, eds., 2001. *Democratic Consolidation in Eastern Europe, Vol.2 International and Transnational Factors*, pp.31-57
- ⁴⁵ EUの拡大過程については以下を参照。小久保康之「EUの東方拡大と『アジェンダ2000』」『外交時報』3(1998年) pp.18-33、東野篤子「EU東方拡大と欧州秩序再編成 ルクセンブルク欧州理事会からヘルシンキ理事会まで」『外務省調査月報』1(2000年)、pp.127。特にスロヴァキアとの加盟交渉については以下を参照。カレン・ヘンダーソン「中・東欧における民主化への国際的影響」、ヘンダーソン、カレン/藤原帰一編『民主化 制度設計と国際環境』2003年刊行予定、所収。
- ⁴⁶ EUの加盟交渉過程については、Pál Dunay, *loc. cit.*などを参照。
- ⁴⁷ Dunay, *ibid.*
- ⁴⁸ Smith, *loc. cit.*
- ⁴⁹ コンディショナリティについては、Georg Sorensen, 1993. *Political Conditionality*: Schmitter, Philippe C., “The Influence of the International Context upon the Choice of National Institutions and Policies in Neo-Democracies,” in Whitehead, ed., 1996. *The International Dimensions of Democratization: Europe and the Americas*, pp.26-58; Burnell, Peter, 2000. “Democracy Assistance: Developing Practice within a Constitutional Framework,” in Peter Bunell, ed., 2000. *Democracy Assistance - International Co-operation for Democratization*
- ⁵⁰ EU官僚の用語では、‘political condition’と呼ばれている。Pridham, 2002: 957
- ⁵¹ Houghton, Tim, “HZDS: The Ideology, Organization and Support Base of Slovakia’s Most Successful Party,” in *Europe-Asia Studies*, Vol.53, No.5, 2001, pp.759
- ⁵² 林、2003: 94-95、元になる資料は、Zora Bútorová, *Aktuálne problémy Slovenska: December 1994* (FOCUS, n.d.)
- ⁵³ 林、2003: 94-95、元になる資料は、Vladimir Krivý, *Čo prezrádzajú volebné výsledky? Parlamentné voľby 1992-1998* (Bratislava, 1999), pp.31-51; Vladimír Krivý, *Politické orientácie na Slovensku-skupinové porofily* (Bratislava, 2000), pp.84-91
- ⁵⁴ Linz & Stepan, *op. cit.* : 247
- ⁵⁵ Houghton, *loc. cit.* :747
- ⁵⁶ Linz & Stepan, *op. cit.* : 11

2. メチアル政権期スロヴァキアの特徴

本章の目的は、第一に、スロヴァキアの有権者のレベルでは、それらの評価において問題とされた事項 政治制度、 民族主義、 経済体制の三点に関して、どのような姿勢や傾向が見られるか、探ることにある。

本章の第二の目的は、こうした問題について、実際に政府がどのような行動をとっていたのか詳しく見ることである。

有権者の傾向と HZDS の選挙での勝利、そしてその後の政権運営の間にはどのような関係があるのか。本章の最後では、メチアル政権を生み出し、支えた背景に対して、先行研究で既に試みられている分析視角を整理したい。

2.1 有権者の政治的態度

スロヴァキアの有権者の政治文化・政治的態度に関する調査は、複数の機関によって行われている。

まず、東中欧諸国の複数の国を対象とする調査として、 EC/EU 加盟諸国を対象とする定期的な世論調査であるユーロバロメーターに付随して行われた、Central & Eastern Eurobarometer (CEEB 1990-97)と、対象国を EU 加盟候補国に限定して行われた Candidate Countries Eurobarometer (CCEB 2001-03)¹、 R・ローズらを中心とするストラスクライド大学のグループが行っている New Democracies Barometer (NDB 1991-98) / New Europe Barometer (NEB 2001-)²、 ウィーンのパ・ウルラムと F・ブラッサーを中心とする「東中欧における政治文化変容」Politischer Kulturwandel in Ost- und Mitteleuropa (PKOM 1990-)³という研究プロジェクトの三つが継続的な世論調査を行っている⁴。また、スロヴァキア国内で世論調査を行っている機関としては、 公共問題研究所 (Inštitút pre Verejné Otázky : IVO⁵)、 FOCUS、 MVK などの NGO、 政府統計局、 各新聞などがある。

ここでは、これらの世論調査結果をもとに、 1) 経済体制については、体制移行後の経済体制の転換過程に関して、 2) 民族主義については、スロヴァキア人ナショナリズムに関して、 3) 政治制度については、民主的政治原理 / 制度に関して、有権者の態度にどのような特徴が見られるか整理したい。

2.1.1 経済体制転換

前章で述べたとおり、HZDS の支持層は経済体制転換の「敗者」、すなわち失業者・退職者・ブルーカラー労働者・農業従事者である。経済の自由化に伴って急激な所得

格差が生まれたこと、そして改革から取り残された層の政治的要求をどのように民主化過程に組み込むかという争点が生じたことは、旧社会主義諸国に共通する事象である。ここでは、メチアル体制下におけるスロヴァキアの経済状況と、経済体制転換に関する世論動向を見る。

メチアル政権期のスロヴァキアは、GDP 成長率がプラスに転じ、急激なインフレも収束して、経済的には安定化の方向へと向かった。これは 1998 年の『アジェンダ 2000』でも肯定的に評価され、中期的には EU 内部の競争圧力や市場の力に対処できるとされている⁶。しかし、こうした経済成長は財政赤字の増加を伴うものであり、特に対外収支の悪化を伴っていた。スロヴァキアの賃金コストは低く、熟練した労働力があるにも関わらず、海外からの直接投資は低水準で、失業率は高いままだった。

【表 3】スロヴァキアの経済状況（1993～1998 年）

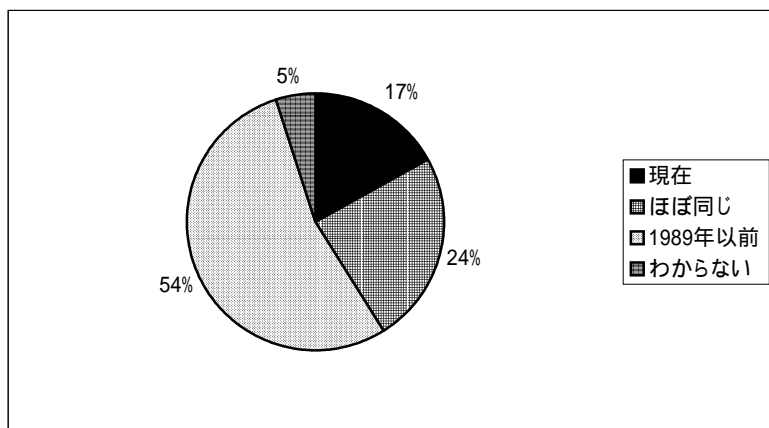
年	1993	1994	1995	1996	1997	1998
GDP 成長率 (年率%)	- 3.7	4.9	6.9	6.6	6.5	4.4
インフレ率 (年率%)	23.2	13.4	9.9	5.8	6.1	6.7
失業率 (各年末%)	12.2	13.7	13.1	11.3	11.8	12.5

出典：Regular Report from the Commission on Slovakia's Progress toward Accession, Annex Statistical Data(1998/1999)[Source：1993 年については New Cronos, 1994～1998 年 GDP およびインフレ率は Eurostat・失業率はスロヴァキアが提供]より作成。

1994 年 12 月の世論調査によると、スロヴァキア国民が問題関心を持っている領域は一位の医療問題に対して、二位失業問題、三位生活水準が続いている⁷。失業率と生活水準の悪化は、現政権に対する不満と共に旧体制へのノスタルジーを呼びおこし、自由主義路線の経済体制転換への疑問となって現れた。

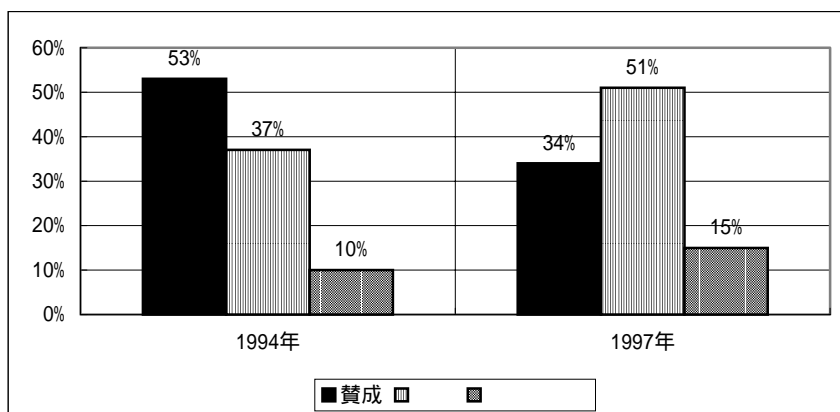
図 4 は 1989 年以前と以後の生活を比較した場合、どちらがより良いと思うかという質問に対する 1997 年時点での回答である。「現在」と答えた人が 17%に過ぎないのに対し、「1989 年以前」と答えた人は 54%にのぼる。半数以上が体制転換以前の社会主義体制下の生活のほうが、転換後の現在よりも良いものだったと考えているのだ。同様に、図 5 は子供たちの将来に対する展望について、1989 年以前の社会主義体制と現体制下を比較した質問に対する回答であるが、現体制下のほうがより良い展望を持るとした人は、1994 年には 53%だったのが 1997 年には 34%に減少し、他方、現体制のほうが良い展望を持っていないとした人は 1994 年の 37%から 1997 年の 51%に増加している。

【図4】「あなたにとって、1989年以前と以後では、どちらの生活がより良いですか？」
 (Institute for Public Affairs, October 1997)



出典：Zora Bútorová, Transformation Challenges in Public Perception, in Zora Bútorová (ed.), *Democracy and Discontent in Slovakia: A Public Opinion Profile of a Country in Transition*, 1998, p.22

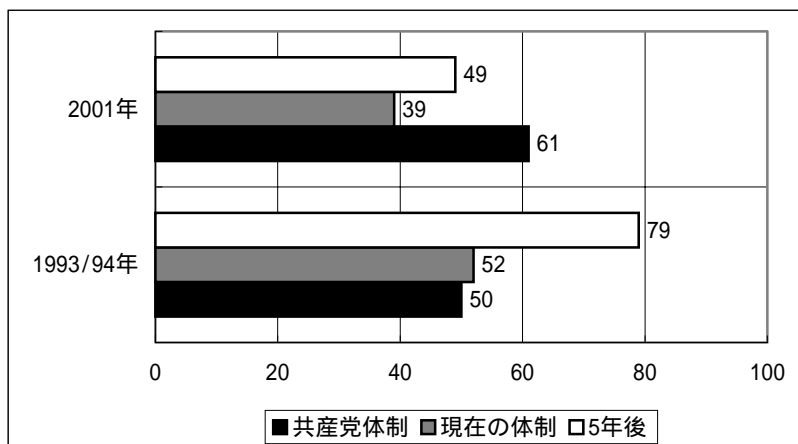
【図5】「今日、私たちの子供たちは、1989年以前の社会主義下におけるよりも良い展望を持っている」



出典：Zora Bútorová, Transformation Challenges in Public Perception, in Zora Bútorová (ed.), *Democracy and Discontent in Slovakia: A Public Opinion Profile of a Country in Transition*, 1998, p.23 [Source : FOCUS, December 1994 および Institute for Public Affairs, October 1997]

体制への評価について直接質問した調査では、現在の体制に比べて共産党体制をより評価する傾向が、メチアル政権崩壊後の2001年にも強く残っていることが確認できる。

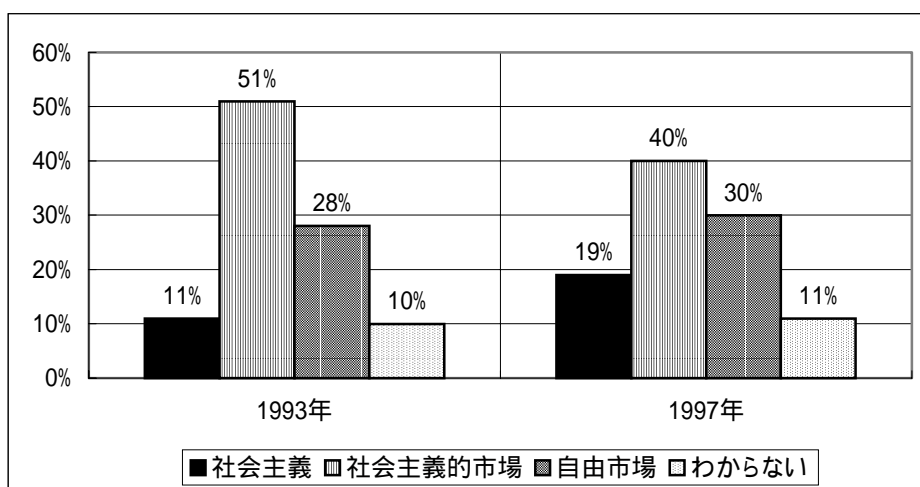
【図6】過去・現在・将来の体制評価（1993/94年; 2001年）



出典：平田, 2003: 110 より作成。[Source : Rose et al., 1998: 108, Figure 5.2 (based on NDB 1993/94), Rose, 2002: 11, Table 1 (based on NEB 2001, etc.)]

さらに、好ましい経済モデルについて質問した図7を見ると、社会主義と答えた人が1993年の11%から1997年の19%に増加していることが分かる。先に見た調査で、社会主義時代のほうがより良い生活をおくることができていたと考えた人、あるいは社会主義時代のほうが次世代の展望は明るかったと考えた人と、この調査で社会主義経済を志向した人がどの程度重なっているか確認することはできない。よって、推測の域を出ないとしても、生活状況の悪化、そしてその状況が改善される可能性の低さから、自由主義経済への支持は下がり、それが社会主義経済下での元の生活へのノスタルジーにつながったことを、ここから読み取ることは可能だろう。

【図7】「どの経済モデルを好みますか？」



出典：Zora Bútorová, Transformation Challenges in Public Perception, in Zora Bútorová (ed.), *Democracy and Discontent in Slovakia: A Public Opinion Profile of a Country in Transition*, 1998, p.25 [Source : FOCUS, October 1993 および Institute for Public Affairs, October 1997]

旧体制へのノスタルジーが出現していたとしても、社会主義経済そのものへの志向が高まったわけではない。社会主義経済の負の側面がすぐに忘れ去られたとは考えがたい。図7で、社会主義・自由市場経済を抜いて支持を得ているのは、社会主義経済ではなく、社会主義的市場経済モデルである。ハンガリーでは、転換プロセスの進展に伴い、社会的公平性の要求とデモクラシーが切り離されていったということが確認されている⁸が、スロヴァキアではこのような切り離しは生じていなかったと考えられる。

2.1.2 スロヴァキア人ナショナリズム

スロヴァキアには約20%の少数民族が存在し、そのうち約10%をハンガリー人が、約5%をジプシーあるいはロマ人が占めている。HZDSの支持層には、スロヴァキア人ナショナリズムの傾向があるとされるが、そもそも、スロヴァキア人ナショナリズムとはどのようなものなのか。また、体制転換後にどのような高まり方を見せたのだろうか。

【表4】スロヴァキアの民族別統計（1991年・2001年国勢調査）

民族	1991年度国勢調査		2001年度国勢調査	
	(人)	(%)	(人)	(%)
スロヴァキア系	4,519,328	85.7	4,614,854	85.8
ハンガリー系	567,296	10.8	520,528	9.7
ロマ系	75,802	1.4	89,920	1.7
チェコ・モラヴィア・シリア系	59,326	1.1	46,968	0.8
ルシーン系	17,197	0.3	24,201	0.4
ウクライナ系	13,281	0.3	10,814	0.2
ドイツ系	5,414	0.1	5,405	0.1
ポーランド系	2657	-	2602	-
ロシア系	1391	-	1590	-
その他・不明	12647	0.2	62573	1.2
総数	5,274,335	100.0	5,379,455	100.0

ホートン(Haughton)は、スロヴァキア人ナショナリズム⁹が現れる局面を三つに分類している¹⁰。それによると、第一に、チェコスロヴァキアの解体過程で役割を果たしたナショナリズムとして、第二に、第二次大戦中の「独立スロヴァキア国」に対する態度として、そして第三に、非スロヴァキア民族に対する態度として、スロヴァキア人ナショナリズムは現れるという。以下、それぞれについて検討してみたい。

まず、チェコスロヴァキアの解体過程で役割を果たしたナショナリズム、換言すれば、チェコスロヴァキア連邦共和国において、主にチェコ人に対抗する形でスロヴァキア人独自の利益を訴えるためのナショナリズムである。連邦解体期はここでの分析対象から外れているが、簡単にまとめると、確かに連邦解体が議論されるようになった背景として、

スロヴァキア人ナショナリズムがあったとしても、実際にそれが、連邦解体が決定される過程で果たした役割は大きくはなかったことが確認できる。

そもそも表5に見られるように、連邦解体の直前にも、スロヴァキアにおいてチェコスロヴァキアの分裂を望む勢力は少数派だった。たしかにチェコに比べて、連邦国家を望む割合は多いが、連邦政府の下での単一国家を支持する割合はチェコとほぼ同等である。スロヴァキア・ナショナリズムの高揚と言える出来事として、1990年から91年にかけて、「ハイフン論争」と呼ばれる国名をめぐる論争や、国旗・国章の制定をめぐる問題の争点化があったが、これらはいずれも連邦制を前提とした議論と言え、独立を要求する形での大規模なナショナリズムの展開は見られなかった。

【表5】チェコスロヴァキアの今後の政治体制についての世論調査：90・91・92年（％）

1990年6月

	チェコ	スロヴァキア
単一国家・中央政府	30	14
単一国家・連邦政府	45	63
連邦国家	-	-
独立国家	12	13
わからない	13	6

1991年11月

	チェコ	スロヴァキア
単一国家・中央政府	39	20
単一国家・連邦政府	30	26
連邦国家	4	27
独立国家	5	14
わからない	22	13

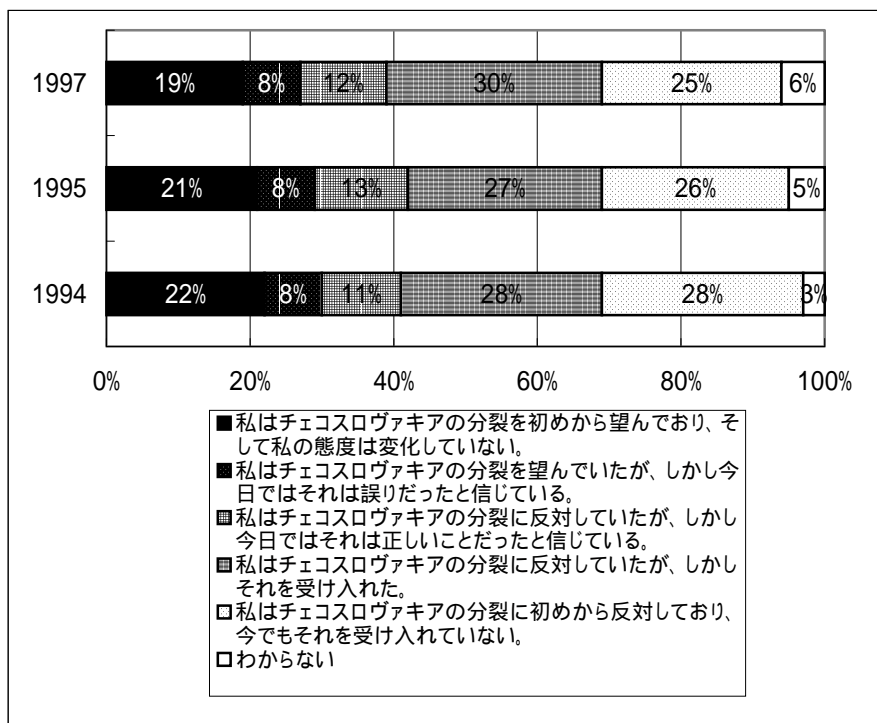
1992年3月

	チェコ	スロヴァキア
単一国家・中央政府	34	13
単一国家・連邦政府	27	24
連邦国家	6	32
独立国家	11	17
わからない	22	14

出典：Leff, *Czech and Slovak Republics*, 1997

スロヴァキア人の多数が連邦解体に懐疑的であることは、近年の調査からも確認することができる。図8は連邦分裂時と、現在（1994年、95年、97年）において、連邦解体に対してスロヴァキア人がどのような態度をとっているか調べた世論調査結果だが、分裂時に反対していたと答えた割合は約7割にのぼり、しかも、そのうちの4割が現在もなお分裂を受け入れられていないと答えている。

【図 8】「チェコスロヴァキアの分裂から数年が過ぎました。分裂時と現在のあなたの態度はどのようなものですか？」



出典：Zora Bútorová, Transformation Challenges in Public Perception, in Zora Bútorová (ed.), *Democracy and Discontent in Slovakia: A Public Opinion Profile of a Country in Transition*, 1998, p.25
 (Source : FOCUS, October 1993 および Institute for Public Affairs, October 1997)

次に、スロヴァキア人の歴史認識、とりわけ第二次大戦中の「独立スロヴァキア国¹¹」に対する態度に現れるナショナリズムがある。既に 1990 年前後に、チェコスロヴァキアでは旧体制下での「マルクス主義歴史学¹²」に対抗する「歴史の見直し」プロセスが進行した。メディアを中心に様々な観点から議論が行われ、歴史教科書の改変などの具体的な形をとって進行した。

唯物史観の立場から歴史叙述を行う「マルクス主義歴史学」に対して、体制転換後は「リベラル派歴史学¹³」「ナショナル派歴史学¹⁴」の二つの立場からの批判が寄せられている。前者は「市民」を主語として歴史叙述を行う立場で、スロヴァキアの場合は、現在のスロヴァキア領域の歴史と、スロヴァキア民族（近代以前は「エスニック共同体」、近代以後は「民族」として捉えられている）の歴史を総合したものという折衷的な立場である。後者は「民族」を主語とする立場で、「スロヴァキア人」による「国家(nation state)」建設の過程が歴史叙述の中心とされる。

両者において大きく異なるのが、「独立スロヴァキア国」の記述である。

スロヴァキアが 1993 年以前に独立国家という形を経験したのは、第二大戦中にナチスの保護国であった、1939 年から 1945 年までの約 6 年間だけである。1939 年、ナチス

ドイツはチェコのズデーテン地域に多数のドイツ人が居住することを理由にチェコを併合したが、スロヴァキアは保護国として独立を認められた。この時代に、スロヴァキアはヨゼフ・ティソ¹⁵を党首とするフリンカ・スロヴァキア人民党が単独支配体制を確立し、親ナチスドイツ的な政策をとっていた。社会主義時代、「独立スロヴァキア国」の歴史は、ファシズムとして全面的に断罪されてきた。独立はナチス・ドイツによる国家解体の時期の副産物であり、スロヴァキア人の民族的な過ちであったとされてきた。そして、それは1944年のスロヴァキア民族蜂起によって償われ、第二次大戦後のチェコスロヴァキア国家復興によって精算されたと解釈されてきた。したがって、社会主義時代には、「独立スロヴァキア国」を客観的な歴史研究の対象とすることさえタブー視されていた。その象徴であるアンドレイ・フリンカ（Andrej Hlinka）¹⁶やティソに関しても同様であった¹⁷。

しかし、ナショナル派の歴史家たちは、「国家体制」の役割を強調し、スロヴァキア民族が初めて獲得した国家としての「独立スロヴァキア国」の意義を強調した。代表的な論客であるフランチシェク・ヴヌクは、「スロヴァキア国はファシスト国家ではなかったし、人民党運動はファシズムではなく、民族の意志の民主的表明を代弁していた政党だった¹⁸」として、独立国家建設を目指すスロヴァキア民族の長年の闘いの帰結としてこれを捉えている。他方、リベラル派の歴史家はこれに同調せず、1918年のチェコスロヴァキア国家成立に関して、特に民主主義制度の導入に関して肯定的な意義を強調する一方で、「独立スロヴァキア国」にはファシズム的傾向に関して厳しい評価を行い、かつその主権は最初からドイツへの従属によって制限されていたことが強調される¹⁹。

こうした歴史の評価をめぐる論争は、大衆レベルにどのように反映されているだろうか。表6はスロヴァキア史に対する時代別の評価を尋ねた調査結果である。独立スロヴァキア国に関しては、肯定派・否定派の割合がほぼ伯仲していることがわかる。また、「わからない」という回答も31%と多い。独立スロヴァキア国の評価に関しては、今後変化していく可能性もあるが、メチアル政権期には、ナショナル派・リベラル派の対立と同様に、大衆レベルの評価も分裂していたと考えることができる。逆に、独立にともなってスロヴァキア国への評価が好転するほど、ナショナル派が伸張したとも言えないだろう。

【表6】「スロヴァキア史の以下の時代をどう評価するか？」

	肯定的/どちらか という肯定的	是々非々	否定的/どちらか という否定的	わからない
第一共和制	42	14	8	36
スロヴァキア国(1939-1945)	27	18	24	31
スロヴァキア国民蜂起(1944)	59	17	5	19
1950年代	11	20	38	31
1968年	38	16	30	16
1970 - 1980年代	30	34	22	14
1989年11月	53	25	16	6
1989年11月から1994年 3月のメチアル政権退陣まで	40	31	21	8
1994年のモラチク内閣期	32	30	25	13
1994年選挙後の連立内閣 (第二次メチアル内閣)	21	25	48	6

出典：Zora Bútorová(ed.), Slovensko pred voľbami. Ľudia-názory-súvislosti. 1998

最後に、非スロヴァキア民族に対する態度を取り上げたい。先に確認したように、スロヴァキアには約15%のマイノリティが存在する²⁰。表4から分かるように、スロヴァキア系以外の民族が複数存在している。その中で、スロヴァキア・ナショナリズムとの関係で特に問題となるのは、最大の少数民族であるハンガリー系に対する態度である。

スロヴァキアには、人口の約10%を占める約50万人のハンガリー系住民が存在し、その大部分は南部のハンガリーとの国境地域に居住している。後述するように、スロヴァキア系とハンガリー系との対立は、体制転換後にハンガリー系住民がとりわけ言語や教育などの問題に関してマイノリティの権利保護を要求し始めた過程で顕在化した。したがって、ここでは、ハンガリー系の権利要求に対してスロヴァキア系住民がどのような評価を行っていたか見ることにしたい。

表7は1994年、95年、97年の三回にわたって、ハンガリー系マイノリティの地位に関する評価を、スロヴァキア系・ハンガリー系双方に尋ねた結果の比較である。自分たちの権利が制限されていると評価したハンガリー系住民は94年から95年にかけて格段に増加し、70%を越えたのに対し、同様の認識をしているスロヴァキア系住民は数パーセントに過ぎない。6割以上のスロヴァキア系が、ハンガリー系住民の地位は好ましい状態にあると判断しており、さらに、ハンガリー系が優越的な地位にあると考える割合も2~3割に達している。

ハンガリー系マイノリティは、スロヴァキア社会において権利が制限されていると考えるのに対し、スロヴァキア系の多くはそのようには感じておらず、むしろハンガリー

系はマイノリティでありながら特権的地位にあると見なす傾向があることがここから分かる。

【表 7】「スロヴァキアにおけるハンガリー系マイノリティの地位に関するあなたの意見は次のうちどれですか？」(%)

	1994年12月		1995年12月		1997年12月	
	スロヴァキア系	ハンガリー系	スロヴァキア系	ハンガリー系	スロヴァキア系	ハンガリー系
ハンガリー系マイノリティは発展のための権利と機会を制限されている。	2	47	2	73	4	71
総体的に、ハンガリー系マイノリティは発展のための好条件を有している。	63	49	65	24	68	24
ハンガリー系マイノリティは優越的な地位を有している。	31	0	28	1	22	2
わからない。	4	4	5	2	6	3

出典：Zora Bútorová, Public Opinion, in *Slovakia 1996-1997: A Global Report on the State of Society*, 1998: 72 [Source : FOCUS, 1995, 1996, 1997]

以上に見たことから、大衆レベルでのスロヴァキア人ナショナリズムは、チェコとの分離過程で表面化したものの、独立要求と結びついたものではなく、また独立後の歴史記述をめぐる論争ではナショナル派とリベラル派が拮抗していたことがわかった。その一方で、ハンガリー系住民に対する態度においては、彼らの権利保護に関して、確かに認識のずれが生じていた。

2.1.3 民主的政治原理 / 制度

旧体制側との交渉による体制移行プロセスを経験したハンガリー・ポーランドと比べて、大衆の集合行為による移行を経験したチェコスロヴァキアでは、東ドイツと並んで、デモクラシーの正統性がより深く浸透したという指摘がされてきた²¹。スロヴァキアにおいては、民主主義は政治的規範として根づいたのだろうか。

表 8 は政治的原理として民主主義原理を選ぶスロヴァキア市民の割合を、非民主的原理・混成原理の場合と比較したものである。民主主義原理を支持する市民の割合は、年々増加しているが、混成原理と回答した者も 3 ~ 4 割存在し、非民主主義原理を選んだ者も 10% 前後に達している。政治的原理に関して、より具体的な基準への支持 / 不支持について調査した結果が表 9 である。ここからは、政治的アクターの法への服従や言論の自由などに対しては強い支持が確認できるが、他方、多元主義に対する支持は弱いことが分かる。

【表 8】スロヴァキア市民が表明する政治的原理（％）

	1994	1995	1997
民主主義原理(democratic principles)	47	55	59
混成原理(hybrid principles)	40	35	30
非民主主義原理(non-democratic principles)	13	10	12

出典：Zora Bútorová, Public Opinion in Slovakia : Continuity and Change, in Soňa Szomolányi and John A. Gould (eds.), *Slovakia: Problems of Democratic Consolidation and the Struggle for the Rules of the Game*, 1997: 140 [Source : FOCUS, December 1994, December 1995 and February 1997]

【表 9】政治的生活の原理に関する規範的な考え（％）

政治的生活の原理 Statement A : Statement B	年	A を好む : 未定 : B を好む
法への服従 A : 政治家は決して法を破ってはならない。 B : 人民の利益において、政治家は時には法を破る。	1994 1995 1997	66 : 6 : 28 69 : 11 : 20 69 : 8 : 23
交渉か、あるいは断固とした支配か A : 政治においては交渉中の忍耐が重要である。 B : 決定力と、強いパーソナリティを持った断固とした支配が重要である。	1994 1995 1997	51 : 23 : 26 54 : 25 : 21 54 : 26 : 20
多元主義か、あるいは統一性か A : 意見の多様性とデモクラシーが重要である。 B : 国家(nation)の統一性と連帯感が重要である。	1994 1995 1997	36 : 28 : 36 39 : 32 : 29 43 : 30 : 27
マイノリティの権利 A : デモクラシーにおいては、マイノリティの権利は厳格に守らねばならない。 B : デモクラシーにおいては、マイノリティを犠牲にしても多数派が決定を行う権利を持っている。	1994 1995 1997	50 : 23 : 27 51 : 24 : 25 54 : 26 : 20
メディアの自由 A : 政府はテレビ、ラジオや出版を管理すべきではない。 B : 政府はテレビ、ラジオや出版を管理すべきである。	1994 1995 1997	68 : 8 : 24 72 : 10 : 18 71 : 8 : 21

出典：Zora Bútorová, Public Opinion in Slovakia : Continuity and Change, in Soňa Szomolányi and John A. Gould (eds.), *Slovakia: Problems of Democratic Consolidation and the Struggle for the Rules of the Game*, 1997: 139 [Source : FOCUS, December 1994, December 1995 and February 1997]

規範とは別の問題として、デモクラシーの実効性を有権者がどう評価しているかという問題がある。表 10 は、デモクラシーが国の直面する問題に対処できるかどうかを尋ねた調査結果だが、数字は毎年大きく変化しており、デモクラシーの問題解決能力に関するスロヴァキアの有権者の評価は揺れていると考えることができる。また、社会的諸制度に対する信頼度を調べた表 11 を見ると、デモクラシーの形式的基準である政治制度に対する信頼は概ね低く、教会やメディアへの信頼度を下回っている。政治制度の中では、特に政党への信頼が低い。

【表 10】デモクラシーの問題解決能力（％）

	1997	1998	1999	2001
デモクラシーは我が国が直面する問題に取り組むことができる。	58	63	55	39
デモクラシーは我が国が直面する問題に取り組むことができない。	41	37	44	61

出典：平田, 2003: 115 [Source : Ulram & Plasser, 2003: 34, Table 3.3 (based on PKOM)]

【表 11】諸制度に対する信頼の動向：1991～1998年（％）

	91	92	93	94	95	97	98
大統領	-	-	-	61	37	31	29
首相	-	-	-	-	-	-	25
政府	23	49	33	31	29	25	21
議会	34	24	20	22	24	19	25
政党	20	22	12	15	15	14	15
労組	39	31	21	-	-	-	28
新独立	-	-	-	22	29	17	-
旧党系	-	-	-	12	12	13	-
教会	21	45	39	45	35	38	42
メディア	47	39	39	38	39	36	-
TV/ラジオ	-	-	-	-	-	-	30
新聞他	-	-	-	-	-	-	34
行政機関	28	30	26	26	22	26	28
裁判所	39	37	29	33	32	35	35
警察	35	35	31	31	28	30	30
軍	31	52	44	47	44	55	58

7ポイント・スケール[1 = 信頼しない；7 = 高く信頼する]から、5・6・7を合計した比率。」

出典：平田, 2003: 119 [Source : Plasser, Ulram & Waldrauch, 1998: 116f., Table 19 (based on PKOM 1991-97) ; Ulram & Plasser, 2003: 38, Table 3.6 (based on NBD 1998)]

以上から、スロヴァキアではデモクラシーの規範化がある程度進んだ一方で、その実効性や政治制度への信頼は安定していなかったと言えるだろう。その結果の一面が、デモクラシーの代替肢への支持に現れている。旧体制へのノスタルジーがスロヴァキアに存在したことは既に述べた。デモクラシー以外の統治形態の可能性について尋ねた、表 12 の世論調査では、共産党支配への支持とともに、強力なリーダーシップに対する支持が高いことが分かる。東欧諸国での同様の調査結果と比較すると、スロヴァキアでの独裁に対する支持の高さは、旧ソ連邦諸国ほどではないが、バルカン諸国の比率には近い。平田はこれを、大統領と議会・内閣との間の権限争いによって政策決定過程が混乱した国の特徴であるとしている²²。経済に関する重要な決定は、民主的プロセスによるよりも、専門家に委ねるべきであるとする意見が 93/94 年時点で約 9 割を占めていることも、特徴的である。また、もう一つの側面として、政治参加の減退があげられる。表 13 は様々なレベルの政治参加について 91 年と 95 年の結果を比較したもののだが、いずれもポイントが低下していることが分かる。

【表 12】デモクラシーへの代替肢

「私達の現在の統治システムはこの国が経験した唯一のものではない。今とは違う形で統治した方が、私達はよくなるという人もいる。どう思うか。」

(%)	93/94	98/00	01
(a) 共産党支配に戻るべきだ。	16	29	30
(b) 軍が統治すべきである。	4	6	3
(c) 議会と政党を廃止して、物事を素早く決定できる強力なリーダーに委ねるのが最善である。	24	23	25
(d) 君主制に戻った方がよい。	1	-	-
(e) 経済に関する最も重要な決定は、政府と議会ではなく、専門家が行うべきだ。	89	-	-

出典：平田, 2003: 114 [Source: "1993/94" Rose et al., 1998: 111, Table 5.4 (based on NDB); "1998/00" Rose, 2001/02: 153, Table 1 (based on NEB , etc.) ; "2001" Rose, 2002: 12, Table 12 (based on NEB, etc.)]

【表 13】政治参加の動向 (1991/95 年)

(%)	91 年	95 年	PPD
政治集会に参加した	29	17	-12
地域の問題解決に他の市民と協力した	30	17	-13
デモに参加した	23	10	-13
政治的争点について話し合うために政治家と会った	7	7	0
政党や候補者の選挙キャンペーンでボランティアをした	8	5	-3
警察との衝突に巻き込まれた	2	2	0

PPD：変動 (パーセンテージ・ポイント)

出典：平田, 2003: 118 [Source: Plasser, Ulram & Waldrauch, 1997: 162, Table 28 (based on PKOM)]

2.2 政策決定者の行動

第 1 章では、「固定化」の観点から見た場合に問題とされる、メチアル政権の特徴には、政治制度、民族主義、経済体制転換の三つの側面があることを確認した。ここでは、これらの点について、メチアル政権が採った行動をより具体的にみることにしたい。

HZDS は「保守、社会民主、自由、ナショナルのいずれかだけに立つ政党」になることを否定した政党である²³。その政策は折衷的で、一貫性を欠くものが多い。その中でも特徴的と思われる性質を明らかにしたものとして、ウィリアムズ (Williams) は、メチアル政権の行動を、経済的中道主義 (Economic Centrism)、文化的原理主義 (Cultural Essentialism)、政治的反自由主義 (Political Illiberalism) の三つの構成要素に分けている

24. 以下ではこの分類に従い、1993年から98年のメチアル政権の行動で、「固定化」の観点から問題視されてきたものを整理する。

2.2.1 経済的中道主義 (Economic Centrism)

メチアル政権の経済政策は「中道主義 Centrism」という言葉で語られる。創設以来、HZDSは、経済政策において自らが「中道 center」を代表していることを表明してきた。VPNから離反した際には、自由主義政策を進めるVPNに対して、体制転換当初の本来の中道的な綱領に帰り、1989年11月の本当の精神をするという大儀を用いてHZDSの存在意義を説いている²⁵。

しかし、「中道」という言葉が具体的にどのような経済政策を指すのかは曖昧であった。選挙綱領に見られるHZDSの経済政策を「経済的右派/経済的左派」という連続体の中に位置づけることは、その曖昧さゆえに難しいとされている²⁶。たとえば、1994年のHZDSによるマニフェストでは、「働くことができ、働きたいと思っているすべての人々を支援する」ことが強く主張されている一方で、自由主義的な改革を支持するとも述べられている²⁷。「中道」概念を一般的に分析したものとして、ハザン(Hazan)は、固定的な経済的中道政策をめざす'center'と、既存政党の中間の政策を目指すという意味で相対的な'middle'に分類することを試みている²⁸。メチアル政権期にとり得た経済政策の両極を、「急速な自由化」と「所得再分配中心の漸進的自由化」と捉えると、HZDSが掲げていた「中道」は中間的なスピードでの自由化・所得再分配を行うという姿勢であったと言うよりは、両方の極を併記する折衷主義である。スロヴァキアでの他の政党との距離に関しても、自由化を掲げるKDHと、社会民主主義を提唱する共産党の後継政党SDEの政策を折衷していると言え、このことから、HZDSの掲げる「中道主義」とは、ハザンの言う概念とは異なり、選挙においてできるだけ広い層から支持を得るための折衷主義である。

この折衷主義は、市場化・自由化プロセスにおいて具体的にどう実現されたか。メチアル政権の経済移行政策は、結果的に連邦時代の政策を多く受け継ぐ自由化路線をとった。しかし、自由化の方向を著しく曲げる決定も多くなされた。

旧社会主義国において、私有化(privatization)は体制移行後の大課題である。スロヴァキアでは二段階に渡って私有化が実行された。第一段階は、連邦時代に実施された私有化である。この段階では、私有化対象の資産のうち30%のみが私有化され、残りは独立後のスロヴァキアに持ち越されることになった。第二段階の私有化を用意したのは、第二次メチアル内閣倒壊後のモラウチーク内閣(1994年3月~12月)で、クーポン式の私有化を実行するために、約20億ドルの資産を準備し、対象となるスロヴァキア市民の8割に参加権を売却した²⁹。しかし、これが履行される直前の選挙(1994年10月)でHZDSが勝利すると、クーポン式での私有化は停止され、予定されていた38の工場の売却も止められた。エネルギー・医療・農業部門や大企業の私有化は、第二段階に持ち越されていた。

私有化に着手したメチアル政権は、私有化を担う「国有資産基金 (FNM)」の職員に与党のメンバーを任命し、与党と密接な関係にある買い手に対して直接に資産を売却した。その経緯は不明確なものが多く、いくつかの企業・銀行について、政権の癒着が指摘されている³⁰。資産は安価で払い下げられ、1996年には帳簿価格の28%、1997年には18%で企業の私有化が行われたと言われている³¹。

物価の自由化政策については、連邦時代の1991年までに、既に消費者物価の85%が自由化されていたが、1995年になっても、エネルギーや公共サービスの分野を中心に10%が行政によって決定されていた。メチアル政権は1996年に物価法を制定し、これによって、既に自由化されていた分野も含めて、物価をコントロールする権限が政府に与えられた。また、1997年に制定された会社更生法は、特定の企業の債務を帳消しにする権限を政府に与えるもので、政府と密接な関係にある企業に適用された。

これらの決定は、市場化・自由化によって外資が流れ込み、完全な競争に曝されてダメージを受けることから自国産業を保護するという名目で行われた。実際、国外の企業が私有化に参加した例はまれであり、スロヴァキアの国内企業は厚い保護を受けることができた。しかし、それは企業の競争力を養う機会もまた奪い、スロヴァキアの対外債務は、1994年には54億ドルだったのが、1998年には105億ドルに倍増した。また、国の総債務は1994年にはGDPの34.7%だったのが、1998年には60%に増加した。

こうした経済政策への影響が認められる組織として、産業連合 (以下 ZP³²) がある。ZP は多くの企業の取締役を代表する組織で、母体となる11の産業セクターはスロヴァキアのGDPのうち63パーセントに値する (1994年)。1995年2月に改組し、雇用者連合および協会連合 (以下 AZZZ³³) に統合された。1992年6月から1999年10月まで、経済産業大臣のポストはZPかAZZZのメンバーが占めている³⁴。

私有化プロセスにおいて、一度発言力を手にした企業家は、私有化プロセス全体に影響力を行使した。その結果、外国人と一般の市民はプロセスから排除され、一方で経営者側は企業を帳簿価格の一部のみで入手することができた。この背景に存在したのが、ZP / AZZZ である。1994年11月中旬、AZZZ は国が抑制的な財政性格を緩和し、輸出を促進すること、またクーポン式私有化の継続を止めることを求めた。この要求は、1995年1月の第三次メチアル内閣の計画に、1994年選挙時のHZDSのマニフェストにおけるいくつかのポピュリスト的な誓約に優先して組み込まれた。1996年2月には、通常の従業員によって保有される会社のシェアの割合を大幅に (34%から10%へ) 低下させ、私有化プロセスから労働力を排除する法案が政府に支持された。

HZDS はコシツェ (Košice) の「東スロヴァキア製鉄所 (VSŽ)」の経営者と親密な関係にあったとされる³⁵。1994年から1998年間の経済政策は、スロヴァキアの高い失業率を低下させることができたはずの、中小企業を中心とした中流階級の成長の犠牲の上に、高級重役層に恩恵をもたらした。

2.2.2 文化的原理主義 (Cultural Essentialism)

メチアル政権における、スロヴァキア人民族主義的傾向を、ウィリアムズは「文化的原理主義」と呼んだ。この点で最も問題視されるのは、少数民族政策、特にハンガリー系に対する政策である。メチアル政権のハンガリー系に対する抑圧的な態度は、様々な場面で確認することができるが、その最たるものは国語法³⁶の制定による少数民族言語使用の制限だろう。1995年に成立した国語法によって、「国語」としてのスロヴァキア語の優越が定められ、行政機関、学校教育、マスメディアにおけるスロヴァキア語の使用が義務付けられた。

スロヴァキア語の法的地位に関しては、移行期に既に政治問題化していた³⁷。スロヴァキア語を「公用語」と規定する政府案に対して、「国語」と位置づけることを求めるナショナル派の提案が対立したが、結局政府案が採用されて、1990年10月に公用語法が可決された。少数民族に関しては、当該民族が人口の20%以上を占める地域では、公用の接触の際に彼らの言語が使用されることが認められた。

しかし、1992年9月に可決されたスロヴァキア共和国憲法は、スロヴァキア語を「公用語」ではなく、「国語」と規定した(第6条1項³⁸)。公用語に関しては、同条2項が、「公用の接触における国語以外の言語の使用は、法律が定める」としている。第4章「少数民族とエスニック集団の権利」では、「情報を普及させ受け取る権利」(第34条1項)「教育を受ける権利」「公用の接触において使用する権利」(第34条2項)が、言語に関する少数民族の権利として規定されている。

1995年11月に可決された国語法は、スロヴァキア語の国語としての地位をより明らかにする目的で成立した。同法は、前文において「スロヴァキア語が、スロヴァキア民族の独自性のもっとも重要な特徴であり、その文化遺産のもっとも貴重な価値であり、スロヴァキア共和国の主権の表現であり、かつその市民の一般的な意思疎通の手段であって、スロヴァキア共和国の領土において、尊厳と権利において、市民の自由と平等を保障している」と謳った上で、「国語は、スロヴァキア共和国の領土において用いられているその他の言語に対して優先される」(第1条2項)ことを規定している。同法により、行政機関、学校教育、マスメディアにおけるスロヴァキア語の使用が義務付けられ、違反した場合の罰則規定が設けられた(第10条³⁹)。国語法の可決によって、1990年の公用語法は廃止され(第12条)、同法が規定していた人口の20%以上を少数民族が占める地域での、公的な少数民族言語の使用は認められなくなった。同法は少数民族言語に関するマイノリティの権利を規定する条項を持たず、これらの言語の使用に関しては、個別の他の法令の中で規定された。

ハンガリー系の政治団体の組織化は早くから進み、メチアル政権期の選挙でも、一定の議席数を維持してきた⁴⁰。後述するように、1996年の地方改革は、多数代表制の導入を前提に、新選挙区が与党に有利になるよう意図的な行政区画が定められた、与党による

ゲリマンダーであったことが確認されている⁴¹が、その主な標的はハンガリー系政党だった。また、この改革で新しく定められた8県は、いずれもハンガリー系が多数派とならないように、線引きがされていた⁴²。

他方で、スロヴァキアの歴史記述をめぐる問題に関しては、HZDS は明確な姿勢をとってはいない。また、HZDS は選挙用マニフェストでは民族的マイノリティーの権利を謳いつつ、選挙キャンペーンではむしろ反ハンガリー系の宣伝を行うなど、矛盾した対応を示している。HZDS は、民族主義政党であると位置づけられるほど、徹底した文化的原理主義を打ち出してはいない。ここから、国家法や地方改革などの政策は、HZDS が中心となって進めた政策ではなく、連立政権を組んでいた SNS の牽引力によるものであるという解釈が生まれる⁴³。

SNS は急進的なスロヴァキア人ナショナリズムを掲げた、ナショナリズム政党の代表である。1995年3月、政府はハンガリーとのあいだで善隣友好協力条約に調印し、少数民族の権利保護と既存の国境の尊重を約した。しかし、SNS が異議を唱えたため、96年3月まで同条約は批准されなかった。しかも、批准に際して、国民議会は少数民族の「集団的な権利」を否定する付帯決議を採択した。ハンガリーはその付帯決議に反発したため、その後も条約の解釈をめぐる対立が続いた⁴⁴。

同様に、EU / NATO への加盟問題に関しても、HZDS は選挙綱領では加盟賛成を示していたにも関わらず、実際の外交ではそれを優先する対応をしなかったのは、SNS への配慮であると考えられている。

最後に、HZDS の宗教イデオロギーについて述べたい。HZDS は特定の宗教に特化した政党ではなく、あらゆる宗派の市民の権利を主張している。しかし、HZDS は折にふれてキリスト教への信仰を表明しており、またそれは、憲法前文に確認できる、東欧へのキリスト教布教の中心地としてのスロヴァキアという、ナショナリズムの文脈で語られることが多い。キリスト教に触れるのは、人口の大部分を占めるキリスト教信者⁴⁵に直接にアピールするためだとも考えられる⁴⁶が、それは同時にスロヴァキア人ナショナリズムの一側面と捉えることも可能である。

2.2.3 政治的反自由主義 (Political Illiberalism)

メチアル政権は、憲法に従わず、政治的自由主義を侵害する態度を様々な局面でとってきた。以下、順に述べる。

議会運営：連立政治と野党排除

第三次メチアル政権は、第一党 HZDS と SNS、ZRS による連立政権⁴⁷で、この三党を合わせて国民議会 150 席中 83 の議席を得ていた。政権は与党を中心とした政策決定を徹底し、そのプロセスから野党を排除した。政権は政府の重要な組織における議会野党の

十分な参加を認めるルールを侵害した。

第一に、議会内ポストや議会内委員会に対して野党が配分どおり参加することを阻止した。連立政権形成が合意されたあとの11月3日から4日にかけて、後に「徹夜国会」と呼ばれる議会運営上の院の構成を決定する審議が議会で行われた。しかし、この審議は新連立与党が慣例を無視して、野党との一切の交渉なしで行い、院の構成を決定した。慣例では議長、副議長、委員会委員長などの役職は議席比に応じて与野党に配分していたが、新与党がそれらの役職を独占した。委員会への野党議員の所属も与党が決定し、野党幹部の議員を生活環境委員会に集めた。また、懲罰委員会は15委員中8委員をHZDSが占め、HZDSからの離脱者が形成した「民主連合」(DU)議員は同委員会から除外された。(のちにと野党はDUが政党登録に際して集めた署名に不正があり、同党議員の当選は無効であるという訴えを起こしたが、懲罰委員会にDU議員を採用しなかったのは、その布石であると考えられる。この訴えは憲法裁判所によって却下されている。)

第二に、国営のラジオ・テレビ局役員会、最高監査局議長・副議長、最高検察官、国有資産ファンド役員」などの解任決議、議会の情報局監査機関の新しい成員の任命が行われたが、これらの役職も与党関係者が占めた。その後立て続けに提出された大規模私有化法改正案、モラウチク内閣が行った私有化に関する決定の無効決議などが行われ、野党は議場から退出した⁴⁸。

1994年、議会多数派から構成される4つの委員会が設立された。そのうち、2委員会は1994年3月の政権転換をめぐる状況調査を任務としており、他の1委員会は情報局を、もう一つの委員会は軍の諜報機関を監査する任務を負っていた。憲法裁判所はこれらの委員会の設立に対して、憲法によって議会に与えられた権限を超越しているとして批判した。

また、1996年11月には、HZDSの議員で、同党を離脱しようとしていたゴリデー(Frantisek Gaulieder)が、何者かによって本人にはサインした覚えのない議員辞職願を送られ、それが受理されたことで議員資格を失うという事件が起きた。憲法裁判所は、この件について、ゴリデーの権利が侵害されているという決定を下したが、議会でこれを審議しなすという野党の提案は与党によって阻止された⁴⁹。

大統領との対立

1993年から1998年まで大統領職にあったコヴァーチは、メチアル政権と激しく対立した。コヴァーチは元々HZDSのメンバーだったが、メチアルとの確執の結果、1995年8月にHZDSから除名されている。コヴァーチは野党や、西側志向でリベラル派の知識人・学生の支持を受けてメチアルに対抗した⁵⁰。

政権側は大統領権限を無視あるいは最小化するための様々な違法な試みを行った。1995年から与党は大統領職を廃止する準備を始めているが、それは法律上の要件を満たさないまま行われた。結果的に政府は憲法改正に必要な議会の3分の2の賛成を得ることが

できなかったため、この試みは失敗した。しかし、翌 1996 年に大統領予算は著しく減少させられた。また、1995 年には公務員が大統領の解任を求める請願に署名するよう文部大臣に強要され、従わなかった場合には制裁の可能性を示されるという事件も起きている。

大統領に対する権限妨害は、情報局（秘密警察）を使った妨害行為へとエスカレートした。大統領の息子誘拐事件である。1995 年 8 月 31 日、コヴァーチの息子が誘拐され、オーストリアに移送、拘束された。同年 3 月に、政府の統制下にあったメディアはコヴァーチの息子への逮捕請求がインターポールから発せられたというニュースを流している。実際に彼は、ミュンヘンを基盤とするスロヴァキアの企業「Technopol case」から 1200 万ドルを不正に受け取っていた疑いで、ドイツ政府によって告発されていた。

しかし、オーストリア政府はスロヴァキアの情報局がこの誘拐に関与していると認定し、コヴァーチの息子を 1996 年 2 月に解放、ブラチスラヴァへと送致した。この事件に関する真相究明は政府からの干渉によって妨害され、最終的には停止されてしまった。1998 年 3 月にメチアル首相はこの事件に対する一般特赦(general amnesty)を発表している⁵¹。

コヴァーチは 1998 年 3 月に任期満了により大統領職を辞したが、メチアル政権は後任の大統領を決める選挙を実施せず、2000 年にシュステル大統領が就任するまで、大統領職は空席の状態が維持された。

憲法裁判所との対立

スロヴァキアでは他の中東欧諸国と同様に憲法裁判所が組織されている⁵²。独立直後の 1993 年 1 月にスロヴァキア憲法裁判所法が公布され、3 月には初の法廷が開かれた。

メチアル政権の違法な行動に対抗するための手段として、野党や大統領は憲法裁判所に対する訴願を多数行った。これに対し、メチアルは大統領不在期間中に権限を代行して憲法裁判所裁判官の指名を行うなど、憲法裁判所への影響力拡大を図った⁵³。

スロヴァキアの憲法裁判所は、法の無効化を決定するために必要な裁判官の意見の一致などに厳しい基準が設けられていたため⁵⁴、実質的判断なしに裁判が打ち切られることも多かった。しかし、結果的に憲法裁判所は政権のいくつかの政策について、反対の立場を表明する判決を行い、政権にとって実体的な障害の一つになった。

たとえば、レファレンダムの実施に対する与党の妨害に関する判決がある。1997 年 5 月に実施されたレファレンダムは、政府が提案した NATO 加盟に関する 3 つの質問項目と、野党が提案した大統領の直接選挙に関する質問項目 1 つの、計 4 つの質問項目について実施される予定だったが、政府はレファレンダムによって憲法改正はできないとして、内務省に 3 つの質問だけを記載した投票用紙を発行させた。これに対して、憲法裁判所は、レファレンダムによる憲法改正は合法であるとする判決を出し、野党を支持した⁵⁵。（レファレンダム自体は、これらの騒動のために投票率が低く、無効になった。）

メチアルは憲法裁判所の弱体化を狙った改正法案を提案したが、これは可決されず、不成功に終わった⁵⁶。

選挙制度の変更

HZDS は選挙法の改正を通して、次回選挙での基盤を確立しようと試みた。スロヴァキアの国民議会は一院制であり、150 議席から成る。投票方法は比例代表制が採用されていた⁵⁷。

当初、HZDS は大政党である自党に有利な多数代表制、もしくは比例代表と多数代表の混合制の導入を検討していた。1996 年の地方制度改革で新しく作られた郡の境界は、多数代表選挙が行われた場合の新選挙区として採用されることが想定されたため、与党の議席獲得に有利になるよう定められていた⁵⁸。しかし、連立政権のパートナーである SNS と ZRS は共に小政党で、この提案を拒否したため、比例代表制は維持された。

結果として HZDS によって実現された選挙制度の変更点の一つ目は、4 つあった選挙区を全国 1 選挙区に統一したことである。その目的は、全国の HZDS 支持者がメチアルを筆頭候補とするリストに投票することを可能にすることで、メチアル人気を全国的に利用することにあつたと考えられる。二点目は、諸政党から成る統一連立リストにおいて、各政党が最低 5 パーセントの投票率を得ることが議席を得るための条件としたことで、これは連立リストの形成を事実上禁止するものだった。標的とされたのは、西欧志向の強い伝統保守派のキリスト教民主主義運動(KDH)を中心とした「スロヴァキア民主連立(SDK)⁵⁹」、およびハンガリー系 3 政党による「ハンガリー連立(MK)」である。これらの選挙連合は、母体となる諸政党の組織を外に残したまま、連合自身が新しく政党登録を行うことによって選挙に臨んだ。三点目は、選挙期間中のテレビおよびラジオの規制に関する条項を新たに設けたことである。メディアを介した選挙活動については、選挙の公示後に国営テレビが決められた時間帯で候補者を擁立した全政党に平等に選挙宣伝枠を与えることが既に義務付けられていたが、それ以外の時間帯では、国営放送、民営放送ともに、政党の代表が放送番組の中でその選挙綱領に言及されることが禁止された⁶⁰。この結果、各政党は「政治討論番組」においても自党の綱領に言及することはできなかったが、メチアルは選挙期間中も現職の首相として国営テレビのインタビュー番組に毎週出演し、政府の政策として事実上 HZDS の掲げる政策をアピールしつづけた⁶¹。

これらの制度改正は、9 月に選挙が行われる 4 ヶ月前の 5 月に決着した⁶²。与党が選挙制度を自党に有利な形で改正することは、権力基盤を強化する常套手段とも考えられる。しかし、HZDS による上記の改正は、自由な民主的競争原理を侵害し、特定の政党に利益を与えるために選挙プロセスを操作する余地をつくり出したとして批判された⁶³。

マスメディア支配

メチアル政権は、おもに公営ラジオ(Slovak Radio: SRo)および公営テレビ放送網(Slovak Television: STV)に対して、影響力を行使した⁶⁴。

それはとりわけ、これらのマスメディアに対する政府と野党とのアクセスの非対称

に現れている。政権寄りの番組政策のために、番組枠が破格の値段で製作会社に売却され、選挙前の期間には HZDS のプロパガンダが行われた⁶⁵。

また、政府による記者発表は開かれず、政府とコネクションを持つメディアのみに取材が許されていた⁶⁶。

HZDS と国家・地方行政：浸透と動員

HZDS は政治任命権や地方制度改革を通して、官僚機構への影響力の浸透をはかった。政権発足後に政府職員が入れ替えられたが、それは「政治人事的肅正」(Mesežnikov) の性格を帯びたと言われるほどに極端なものだった⁶⁷。1996 年 7 月に採択された「地方行政制度に関する法律」(1996 年度法律集第 221 号) および「地方国家行政組織に関する法律」(1996 年度法律集第 1996 年 222 号) によって行われた国家地方行政組織の再編により、郡が分割された⁶⁸が、それにともなって新たに任命された郡長の多くは、1994 年選挙で HZDS の選挙運動に直接関わった人物が多かったとされる。さらに、1996 年 8 月に HZDS 副議長のフースカ (A. M. Húška) は、国家公務員の入党を組織的に目指していると公言した。コヴァーチ大統領が年次報告書の中で、1996 年は行政組織の大規模再編の年であったとしているように、この年には多くの地方公務員が解雇されたが、その過程では、与党のいずれかの政党に加入することを職にとどまるための条件として持ちかけられたケースも報告されている⁶⁹。また、HZDS が SDL の党員に対して HZDS への入党を条件に国家行政職の提供を持ちかけるという出来事もあった⁷⁰。

スロヴァキア憲法は「上位領域単位の自治とその機関は法律が定める」(憲法第 64 条第 3 項) としており、広域自治体の設置を前提としていたが、1996 年の地方改革は広域自治体の設置を見送って、県・郡への国家行政機関の設置を進めた。地方政府の自治の犠牲の上に国家地方行政機関の権限拡大が行われ、それを介して HZDS の影響力の浸透がはかられたと言える。こうした政党と官僚機構の結びつきの強化によって、スロヴァキアでは汚職とパトロネージが広がった。国家公務員の身分保障、政治的中立、専門性の維持を目的とする国家公務員法がメチアル政権期に成立することはなく、この問題の解決に政権が着手することはなかった。

共産主義体制の清算

スロヴァキアでは、1989 年の体制転換後も、旧共産主義時代に体制側に所属していた人材が、多く政治的ポジションに登用されることになった。転換後の初の自由選挙である 1990 年選挙後の議会では、150 議員中 99 議員が共産党員の過去を持っていた。1994 年に成立した第 3 次メチアル内閣の閣僚は、旧体制で中央省庁の官僚、大学教授、企業幹部、労組幹部、裁判官などの地位にあった人々で構成されており、その発足時には旧体制で大臣暦を持つ人物も含まれていた⁷¹。また閣僚の平均年齢は約 50 歳で、ほぼ同じ世代から構成されている⁷²。こうした傾向を他の中東欧諸国と比較した場合、ポーランド・ハンガ

リーとは共通しているが、チェコとは異なっていると言える。体制転換後のチェコ政府閣僚も旧体制下で共産党体制側だった人物から構成されているが、党官僚もしくは大臣・次官といった政府上級官僚の地位にあった者は含まれず、専門知識人を中心とした中堅エリートが中心で、平均年齢も45歳前後と若い層の人々で構成されている⁷³。

中東欧の旧共産主義諸国では、共産主義時代との連続性を遮断し、あるいは旧体制下で行われた出来事の違法性を裁定するという措置を採用することで「過去の清算」が行われた⁷⁴。しかし、政権内の人材が旧体制と大きな連続性を持った結果として、スロヴァキアでの「過去の清算」は不十分な形で終わった。チェコスロヴァキア連邦時代に制定された浄化法(lustration legislation)は一定の公職において旧体制側の過去を持つ人物の登用を禁止するものだったが、スロヴァキアでは実行されなかった⁷⁵。共産主義体制の違法性を認めたハンガリー、ポーランド、チェコで行われたような措置は採られなかった。旧共産党員が多数派の議会で可決された唯一の法案は、シンボリックなもので、違法行為を裁くための時効は引き上げられず、この法律に基づいて実際に有罪とされた旧役人はこれまでに存在していない。旧体制下の問題に対応するための真相委員会が設立されたのは2000年のことである。

2.3 体制変動の視座

以上に見たような特徴を持つメチアル政権が、スロヴァキアに生まれた要因はどこに求めることができるだろうか。

権威主義体制から移行した国がどのような過程をたどって民主主義の固定化に向かうのか、という問いに対しては、研究者によって様々な指標が設けられており、理論的一致は見られない⁷⁶。

スロヴァキアに関する先行研究には様々な側面に注目した成果が存在する。その中から、1) 政治文化、2) 政党制の発達段階、3) メチアルのリーダーシップ、4) 国際的影響の4つの視点を取り上げたい。

1) 政治文化

体制転換後に民主主義が定着するか否かを決する要因として、その国の政治文化に、民主主義と整合する要素が根づいている程度を取り上げる研究は、民主主義の定着論一般に見られる。

スロヴァキアにおいては、エリートにおける政治文化、市民における政治文化の双方についてこの観点からの分析がなされてきた。

第一に、エリートにおける政治文化に注目したものとして、ソモラーニ(S. Szomolányi)の一連の研究がある⁷⁷。既に見たように、スロヴァキアの体制転換後の政治

エリートは、旧共産主義体制との継続性が高い。ソモラーニはこの点に注目し、彼らによって旧体制で一般化していた政治文化が体制転換後に持ち越された結果として、メチアル政権期の権威的な側面を説明している。

第二に、市民における政治文化について注目したものとして、ベール（Baer）などの研究がある⁷⁸。ベールによれば、既然大戦間期にチェコスロヴァキアでは議会制民主主義が導入されていたが、それが文化的に定着した度合いはチェコとスロヴァキアでは大きく異なっていた。特にナチス進行後、ファシストに賛同した独立スロヴァキアの建国によってスロヴァキアでの民主主義文化は大きく後退している。また、共産主義体制の経験は、スロヴァキアの市民に政党を介した政治的代表的代表制への懐疑と、政治参加のためのノウハウの極端な欠如をもたらしたことにも注目している。

以上二つの観点からの政治文化分析をまとめると、共産主義時代の文化を残したエリートが政権中枢にとどまったことから、権威的な政権運営がなされ、市民レベルにもそれに対抗すべく運動を起こす文化は存在しなかったため、権威的な傾向が維持されたということになる。

2) 政党制の発達段階

旧体制での一党支配から多数政党制への移行が行われる過程で生じた現象としてメチアル政権を捉える分析が、ウィリアムズ（Williams）やプリダム（Pridham）などによってなされている⁷⁹。

ウィリアムズは、社会の大多数に対して訴える強いリーダーを持つこと、議会を軽視すること、部分利益を越えた集合的な目標を追求すること、国民的連帯を呼びかけることなどの特徴から、HZDS を 'rally party'⁸⁰ と分類し、こうした政党は体制転換後の流動的な時期に、愛国心に訴えることで広範な支持を得ることができると分析している⁸¹。

このように、メチアル政権に関しては、HZDS およびメチアル個人の影響力が強調されることが多いが、三度の内閣はいずれも複数政党によって構成される連立政権だった。プリダムはこの点に注目し、同様に連立政権であるズリングダ政権との比較を通して、メチアル政権の権威的性格を分析している。それによれば、メチアル政権内部でも、SNS や ZRS などの小政党の影響力は一定の政策領域においては特別強く及んでいたことが認められ、HZDS 側もこれらの政党と譲歩しあひながらの政策決定を目指していたことが分かる。しかし、後のズリングダ政権と比べ、交渉を進めるためのノウハウが著しく欠如していたために、政策決定プロセスは円滑ではなく、さらに野党との交渉を行う余地も生まれなかった⁸²。

3) メチアルのリーダーシップ

政権の権威的性格について、首相であるメチアル⁸³個人のパーソナリティが及ぼした影響を強調する傾向は、マスメディアや海外からの評価において見られるが、学問的な

業績にも確認することができる⁸⁴。

メチアルは、連邦崩壊過程において指導力を発揮し、「建国の父」「強い指導者」としてのイメージを確立した。そのリーダーシップの手法は個人主義的であり、VPNからの離脱の一因がメチアルの個人主義に対する反発にあったことも間違いない。また、政権についていた期間を通じて、支持者との間に恩顧関係を形成し、自身も富を蓄えたことも多く指摘されている⁸⁵。

しかし、政権にあった期間が短かったことから分かるように、メチアルは中央アジアのカザフスタンやトルクメニスタンで見られるような個人的な支配構造を築いたわけではない。正面からの批判も既に寄せられており、政権内におけるメチアル個人の決定権限は小さかったという研究⁸⁶や、制度的枠組みによる統制がメチアル個人に関しては有効に機能していたという研究⁸⁷がある。

4) 国際的影響

ブリダムは、ズリンダ政権の成立について、EUのコンディショナリティを中心とした国際的影響を主張している⁸⁸。コンディショナリティは民主主義の定着に関する公式の基準を示し、また様々な具体的なレベルの変革の目標として機能することによって、メチアル政権期の野党勢力を支援した結果、1998年選挙で反メチアル勢力が勝利し、ズリンダ政権が成立したと説明される。

民主化に対する国際的影響について論じたホワイトヘッドとシュミッター (Whitehead & Schmitter) の分類によれば、コンディショナリティは複数国によって実施される強制的な要因である⁸⁹。

しかし、メチアル政権はコンディショナリティに応えようとせず、外交文書や欧州議会の決議による警告も無視した⁹⁰。ブリダムはこれを、EUの公式的な影響の限界であり、この時期の影響は、非公式的に野党に対して及んでいたと説明している⁹¹。

本稿では、政治制度、民族主義、経済体制転換の3つの側面から、メチアル政権の特徴を分析してきた。この三点がメチアル政権の特徴として現れた原因分析として、以下では、体制移行期の政治過程における争点の形成と、それがHZDSの性格に与えた影響を取り上げたい。

上記のような先行研究での分析枠組みを使用せず、移行期のHZDSに注目するのは、第一に、メチアル政権の特徴を形づくったファクターとして、最大の与党であるHZDSの役割がもっとも重要であると考えられるためであり、第二に、そのHZDSは前身のVPNを含めれば、体制転換のもっとも初期から存在した政治的アクターで、移行期の経験からVPNを離脱し、自らの位置づけを確立していったと考えられるからである。

- ¹ 欧州委員会 HP 内にアーカイブがある。
CEEb(http://europa.eu.int/comm/public_opinion/archives/ceeb_en.htm)CCEB(http://europa.eu.int/comm/public_opinion/cceb_en.htm)
- ² Rose, Rechar, William Mishler & Christian Haerpfer, *Democracy and its Alternatives: Understanding Post-Communist Societies*, 1998; Rose, Richard, A diverging Europe, in *Journal of Democracy*, 12(1), 2001, pp. 93-106, reprinted in Larry Diamond & Marc F. Plattner (eds.), *Democracy after Communism*, 2002, pp.147-160; Rose, Richard, “Advancing into Europe: contrasting goals of post-communist countries”, 2002, (<http://unpan1.un.org/intradoc/groups/public/documents/NISPAcee/UNPAN008013.pdf>)
- ³ Ulram, Plattner A. & Fritz Plasser, “Political Culture in East-Central and Eastern Europe: empirical findings 1990-2001,” in Detlev Pollack, Jorg Jakobs, Olaf Muller & Gert Lickel (eds.), *Political Culture in Post-Communist Europe: Attitudes in New Democracies*, 2003, pp.31-46
- ⁴ 平田、2003「政治文化の側面から見た東中欧デモクラシーの固定化」平成 14 年度教育研究共同プロジェクト経費成果報告書『テロリズムに対する作戦以後のヨーロッパと中欧コーラシア』東北大学、所収: 108 による整理。他の世論調査としては、中央ヨーロッパ大学のトーカ・G やシモン・J、あるいはケンブリッジ大学の G・エヴァンズと S・ホワイトフィールドらの研究グループによる比較調査・研究がある。Toka, Gábor, Political support in East-Central Europe, in Hans-Deter Klingemann & Deter Fuchs (eds.), *Citizens and the State (Beliefs in Government Volume One)*, 1995, pp.354-82; Toka, Gábor, Party appeals and voter loyalty in new democracies, in Rechar Hofferbert (ed.), *Parties and Democracy: Party Structure and Party Performance in Old and New Democracies*, 1998, pp.167-88; Evans, Geoffrey & Stephen Whitefield, The politics and economy of democratic commitment: support for democracy in transition societies, *British Journal of Political Science*, 25, pp.485-514
- ⁵ 英語名 Institute for Public Affairs <http://www.ivo.sk>
- ⁶ European Commission, *Agenda 2000- Commission Opinion on Slovakia's Application for Membership of the European Union* (Brussels, 1997), C. Summary and Conclusion (邦訳:『世界週報』1997 年 10 月 21 日号 p.70)
- ⁷ Zora Bútorová(ed.),*Aktuálne Problémy Slovenska*, December, 1994(FOCUS, n.d.), p.19
- ⁸ 平田、2003
- ⁹ 「スロヴァキア人ナショナリズム」は、18 世紀後半、ハンガリー王国治下の現スロヴァキア地域のスラヴ系知識人が、啓蒙思想と他国でのナショナリズムの影響を受けて、歴史や言語の研究を通じた民族形成を図ったことで開始された。「スロヴァキア人」という言葉を最初に採用したのは、カトリック司祭のアントン・ベルノラク(1762-1813)で、「北部ハンガリーのスラヴ語」を「スロヴァキア語」と定義した。しかし、この時期、プロテスタントの牧師らは「チェコスロヴァキア人」という概念を使用し、貴族層や高位聖職者は「マジャール人」と名乗っていた。
- 19 世紀半ばになると、福音派知識人のリュドヴィート・シトゥール(1815-1856)の「国民形成」運動によって、一般大衆を巻き込んだナショナリズムが発展した。1848 年革命時にはスロヴァキア人の自治が主張され、1863 年には総合文化団体「マツァ・スロヴェンスカー」が設立されている。
- 第一次大戦後、マサリクらによって提唱された「チェコスロヴァキア主義」は、チェコスロヴァキアを「二つの言語を持つ一つの民族」と考え、スロヴァキア語をチェコ語の方言と位置づけた。第二次大戦中、ナチス・ドイツの侵攻によってスロヴァキアは独立を宣言、人民党が単独支配体制を確立したが、戦後の社会主義体制では、再びチェコスロヴァキア主義が採用された。民族的な権利の主張は「ブルジョワ的民族主義」として糾弾されたが、1968 年の改革期には自治要求が表面化し、ソ連の介入後には、形式的なものに過ぎなかったが連邦制が採用された。
- 戦間期と社会主義体制の二度にわたって、「チェコスロヴァキア主義」の浸透が図られたにも関わらず、「スロヴァキア人ナショナリズム」が消滅することはなかった。チェコ語とスロヴァキア語の類似性は高く、両民族は文化的・歴史的にも共通点が多い。また、スロヴァキア人の中には、「チェコスロヴァキア・アイデンティティ」も浸透していた面があることも事実である。しかし、「スロヴァキア人」という集団的な自意識が、「チェコ人」とも「チェコスロヴァキア人」とも区別された形で生き残り続けた。その理由は複数考えられるが、19 世紀に一度形成された民族の境界線にそって、両者の間には経済・文化の面で、先進地域チェコに対して後進するスロヴァキアという差異が存在するという認識が、社会主義体制の崩壊まで共有されてきたことが、まずはあげられるだろう。
- なお、スロヴァキア人のナショナリズムについては、Kusa, Zuzana and Finder, Andrej, 1999. Frame of Slovak National Identity Construction, in *Sociologia*, 31 pp.603-618; Rychlik, Jan, 1995. “National Consciousness and Common State,” in Musil, Jiri, *The End of Czechoslovakia*, Central European University Press
- ¹⁰ Haughton, 2001 :751-753

- ¹¹ 1939年3月14日の独立当時は「スロヴァキア国」と呼ばれ、1939年7月21日の憲法採択によって、「スロヴァキア共和国」と改名された。
- ¹² 社会経済体制による時代区分を行う。P・ラクトシ、J・ウトヴィン、M・クロピラーク、M・ヴァルチーコヴァー著『チェコスロヴァキア史』(1978年)など
- ¹³ Dušan Kováč, *Dejiny Slovenska*, 1998 など
- ¹⁴ ミラン・フェルコ、リハルト・マルシナ、ラジスラウ・デアーク、イムリフ・クルジリアク『古い民族若い国家』(1994年) *Starý národ- mladý štát*, 1994 など
- ¹⁵ 政治家、カトリック神父。スロヴァキア人民党の若手として頭角をあらわし、1930年に人民党副党首、1938年8月フリンカの死後に党首となった。ミュンヘン協定後に成立したスロヴァキア自治政府の第一首相となり、翌39年3月に独立スロヴァキア国が宣言されると、首相のちに大統領の地位に就いた。45年春、独立スロヴァキア国の崩壊にともなって、オーストリアに亡命したが、アメリカ軍によって逮捕され、46年12月から47年4月にかけて開かれた人民裁判の結果、47年4月に絞首刑に処せられた。(1887~1947年)
- ¹⁶ 政治家、カトリック神父。スロヴァキア民族運動を代表する人物として、1918年のマルティン宣言に署名し、同年11月にスロヴァキア人民党(1925年にフリンカ・スロヴァキア人民党と改称)を結成し党首となった。チェコスロヴァキア国家内でのスロヴァキア人の民族的自治権を要求し、カトリック教会の勢力拡大に努めたが、ミュンヘン協定前夜の1938年8月に死去。1993年、1000コルナ紙幣に肖像が採用された。(1864~1938年)
- ¹⁷ 長與によれば、「正常化」体制期(1969~1989年)の歴史教科書では、フリンカの名前そのものがほとんど触れられておらず、ティソに関しては、人民裁判の公判記録すら禁書扱いされていた。社会主義時代の研究状況、および体制転換後の歴史認識をめぐる言論の展開については、長與進「過去に呪縛される小さな民族」(『窓』1991年8月号 p.111-130)
- ¹⁸ ヴヌクのインタビュー「反対側からの視点」(『文学週刊』1990年4月20日号:長與進による邦訳は『窓』1991年8月号 p.194-202)
- ¹⁹ 作家ラジスラウ・ムニャチコによる前出ヴヌクのインタビューへの反論「フランチシェク・ヴヌク宛の公開書簡」(『文化生活』1990年5月16日号:長與進による邦訳は『窓』1991年8月号 p.203-212)。1990年夏に発行された中等学校用の歴史教科書である『歴史の数章』はこの立場をとっている。
- ²⁰ スロヴァキアの民族分布の変化
- ²¹ 平田, 2003: 111
- ²² 平田, 2003: 114
- ²³ *Program HZDS: Program transformácie, stabilizácie a všestranného rozvoja Slovensky republiky* (Bratislava, 1994)
- ²⁴ Kieran Williams, 'Introduction: What was Mečiarism?' in Kieran Williams (ed.), *Slovakia after Communism and Mečiarism* (2000) p.1-16
- ²⁵ *Národná obroda*, 1991年3月6・7日など (Williams, p.13)
- ²⁶ Haughton, *loc. cit.*
- ²⁷ *HZDS, Programové tézy HZDS na Voľby 1994*, pp.7,10
- ²⁸ Reuven Y. Hazan, *Centre Parties: Polarization and Competition in European Parliamentary Democracies*(1997)
- ²⁹ Toma & Kováč: 309
- ³⁰ Ivan Mikloš, "Economic Transition and the Emergence of Clientarist Structures in Slovakia," in Soňa Szomolányi and John A. Gould (eds.), *Slovakia: Problems of Democratic Consolidation and the Struggle for the Rules of the Game*, 1997
- ³¹ Williams: 7
- ³² 英訳: The Union of Industry
- ³³ 英訳: Association of Employers' Unions and Associations
- ³⁴ Hilary Appel and John Gould, 'Identity Politics and Economic Reform: Examining Industry-State Relations in the Czech and Slovak Republics', *Europe-Asia Studies*, Vol. 52, No. 1, 2000, pp.111-131, p.115
- ³⁵ Vladimír Zlacky, 'Stav slovenskej ekonomiky a jeho príčiny', *Sme*, 5 January 1999
- ³⁶ 「言語法」の邦訳もある。Zákon Národnej rady Slovenskej republiky o štátnom jazyku Slovenskej republiky č.270/1995 z 15. novembra 1995
- ³⁷ 旧体制下では、1968年の連邦法によって、スロヴァキア語はチェコ語と同様に、法律発布と公用の接触で用いられる言語と規定され、「公用語」という表現は用いられていなかったものの、実質的にはその地位を持っていた。また、連邦法と同時に可決された、少数民族法によって、ハンガリー系・ドイツ系・ポーランド系・ウクライナ(ルシーン)系少数民族の言語は、彼らが居住する地域において、教育語・

公用の接触の言語・印刷と情報の言語としての地位を保障されていた。

³⁸ スロヴァキア共和国憲法 第6条第1項「スロヴァキア共和国の領土においては、スロヴァキア語が国語である。」

³⁹ 罰則規定、および文化省による監督権限（第9条）は1999年に撤廃された。

⁴⁰ 各選挙におけるハンガリー系政党と議席数は以下のとおり。

【表14】ハンガリー系政党と議席数（1992・94・98年選挙）

選挙	議会入りしたハンガリー系政党	議席数	位置
1992年選挙	共存+ハンガリー人キリスト教民主運動（MKDH）	14議席	第5党
1994年選挙	ハンガリー人連立（共存+MKDH+ハンガリー人市民党）	17議席	第3党
1998年選挙	ハンガリー人連立党（SMK）	15議席	第4党

5パーセント条項により、得票はあったが議会入りできなかった政党もある。

⁴¹ 本章脚注58参照。

⁴² 各県の人口とスロヴァキア系・ハンガリー系の人口は以下のとおり。

【表15】スロヴァキアの県別人口（スロヴァキア系/ハンガリー系）

県名	県別人口（人）	スロヴァキア系（人）	ハンガリー系（人）
ブラチスラヴァ県	599,015	546,685	27,434
トルナヴァ県	551,003	407,246	130,740
ニトラ県	713,422	499,761	196,609
トレンチーン県	605,582	589,344	1,058
パンスカー・ビストリツァ県	662,121	553,685	77,795
ジリナ県	692,332	674,766	660
コシツェ県	766,012	626,746	86,415
プレショウ県	789,968	716,441	817

⁴³ 林, 2003: 94

⁴⁴ Miroslav Wlachovský, Alexander Duleba, Pavol Lukáč and Thomas W. Skladony, 1998. "The Foreign Policy of the Slovak Republic," in *Slovakia 1996-1997*: 85

⁴⁵ 国勢調査によるスロヴァキアの宗教別統計は下表のとおり。

【表16】スロヴァキアの宗教別統計

宗教名	1991年度（人）	(%)	2001年度（人）	(%)
ローマ・カトリック教会	3,187,397	60.4	3,708,120	68.9
スロヴァキア福音教会	326,397	6.2	372,858	6.9
改革派キリスト教会	82,545	1.6	109,735	2.0
その他の福音教会	11,045	0.2	-	-
ギリシャ・カトリック教会	178,733	3.4	219,831	4.1
正教会	34,376	0.7	50,363	0.9
その他	20,470	0.4	-	-
不明	917,835	17.4	160,598	3.5
無信仰	515,551	9.8	697,308	13.0
総数	5,274,335	100.0	5,379,455	100.0

⁴⁶ Houghtonはこの根拠として、HZDSが「カトリック」ではなく「キリスト教」を重視する姿勢を示していることを挙げている。Houghton, 2001: 753

⁴⁷ 選挙の結果、第二次メチアル政権の与党であるHZDS・SNSの二党だけでは議会過半数を形成することができなかったため、両党は二ヶ月に渡る交渉の結果、「スロヴァキア労働者連盟」(ZRS)と連立政権を形成することを決定した。ZRSは、西欧志向を強めていた「民主左翼党」(SDL)指導部に反発して離党

した同党左派が形成した政党で、94年選挙ではSDLに代わって13議席を得ていた。この結果成立した第三次メチアル内閣は、したがって、HZDSがナショナリズム急進派のSNSと左翼急進派のZRSと結合するという構造を持っている。

⁴⁸ 林、2003

⁴⁹ Toma and Kováč, 2001: 329

⁵⁰ 長與進、1996。「スロヴァキアの大統領と政府」日本国際問題研究所『東欧諸国の大統領と政府』:86

⁵¹ Toma and Kováč, 2001: 327

⁵² 任期7年の10人の裁判官からなり、大統領が指名する。法律の違憲性に関して事前審査は行わず、違憲判断に関して国会の再可決を必要としない最終的効力を持つ。独・墺型の憲法裁判所である。(スロヴァキア憲法裁判所ホームページ <http://www.concourt.sk>) スロヴァキアの憲法裁判所制度については、Radoslav Proházka, *Mission Accomplished on Founding Constitutional Adjudication in Central Europe*, 2002を参照した。東欧および旧ソ連地域の違憲審査制については、竹森正孝「旧ソ連・東中欧諸国の体制転換と憲法裁判制度 その概況」『法律時報』第69巻3号、1997年、小森田秋夫氏ウェブサイト「ロシア・東欧法研究のページ」(<http://web.iss.u-tokyo.ac.jp/~komorida/>)

⁵³ Proházka, *ibid.*: 72

⁵⁴ 10名6名の一致が必要で、定足数7名を満たす場合でも6名の一致が必要だった。

⁵⁵ Mesežnikov, *Domestic Politics, in Slovakia: 1996-1997*: 17

⁵⁶ Proházka, *op. cit.*: 73

⁵⁷ 「スロヴァキア国民議会選挙に関する法律」(1990年度法律集第80号)第一条

⁵⁸ 新しい区画によって、HZDSの支持率が全国平均よりも高い郡の数が増加した。

【表17】新地方行政区画の前後でのHZDSへの選挙時の支持

地方行政区画	HZDSへの1994年選挙時の郡別支持率が：	
	全国平均より上 (34.96%以上)	全国平均より下 (34.96%以下)
以前の区分 (38郡)	50.0	50.0
現在の区分 (79郡)	55.7	44.3

出典：Statistical Office of the Slovak Republic: Database of Results of the 1994 Parliamentary Elections at the Municipality Level から Vladimír Krivý が作成したものを邦訳した。

Vladimír Krivý, “Slovakia and Its Regions”, in Martin Bútora and Thomas W. Skladony(eds.), *Slovakia 1996-1997: A Global Report on the State of Society*, 1998, p.56

⁵⁹ KDH 以外に、民主連合 (DÚ)・民主党 (DS)・スロヴァキア社会民主党 (SDSS)・緑の党 (SZ) の計5政党からなる選挙連合。

⁶⁰ 1998年度法律集第187号23条

⁶¹ 林によれば、選挙期間中に国営テレビのニュース番組は「道路の開通式や新しい施設の開通式に出席する首相の動向を丁寧に追い、あわせて野党指導者たちの言動を巧みにコラージュして揶揄するスポットをニュース番組の終わりに繰り返し流した。」また、「『歴史の回顧』という形で、1992年9月にスロヴァキア国民評議会が新憲法を採択した時の様子が繰り返し放送され、視聴者はそのたびにKDHの指導者たちが口頭による賛否表明で憲法案に反対するシーンを見ることになった」という。1998年選挙期間中のHZDSによるマスコミ支配については、林、2002: 93-94

⁶² 選挙法改正の議論が議会で取り上げられたのは1998年3月末で、改正案が議会通过したのは5月20日である。賛成票は144票中78票で、62票が反対だった。選挙法改正の経緯については、Grigorij Mesežnikov, *Domestic Politics, in Grigorij Mesežnikov, Michal Ivantysyn and Tom Nicholson(eds.), Slovakia 1998-1999: A Global Report on the State of Society*, 1999, p.15-16

⁶³ Lebovič Peter, „Political Aspects of the Election Law Amendments“ in Martin Bútora, Grigorij Mesežnikov, Zora Bútorova and Sharon Fisher (eds.), *The 1998 Parliamentary Elections and Democratic Rebirth in Slovakia*, 1999, pp.39-47

⁶⁴ マスメディアについては、Andrej Školkay, “The Role of Mass Media in the Post-communist Transition of Slovakia,” in Soňa Szomolányi and John A. Gould (eds.), *Slovakia: Problems of Democratic Consolidation and the Struggle for the Rules of the Game*, 1997

⁶⁵ Ján Fule, “Media,” in *Slovakia: 1998-1999*: 381

⁶⁶ Fule, *ibid.*: 385

⁶⁷ Grigorij Mesežnikov, “Vnútropolitický vývoj a politická scéna SR v roku 1995”, in Péter Hunčík (ed.), *Slovensko 1995 Súhrnná správa o stave spoločnosti 1996*, p.16

- ⁶⁸ 林 (2003) p.93 スロヴァキアでは共産党体制崩壊直後の 1990 年に県(*kraje*)と郡(*okresy*)の国民委員会が廃止され、あらたに地方国家行政機関として 38 郡が置かれた。96 年の制度改革では 8 県が設置され、郡が 79 郡に分割された。この新しい県と郡はあくまで国家地方行政単位であり、市町村には自治が認められたのに対して、県・郡レベルの広域自治体の設置は見送られた。スロヴァキアの地方行政制度および 96 年の制度改革については、長與進「スロヴァキアの地方制度」家田修編『ロシア・東欧における地方制度と社会文化』(1997) 所収を参照。
- ⁶⁹ Vladimír Krivý, “Slovakia and Its Regions”, in Martin Bútora and Thomas W. Skladony(eds.), *Slovakia 1996-1997: A Global Report on the State of Society*, 1998, p.56
- ⁷⁰ Meseznikov, G. (1996), “Vnutropoliticky vyvoj a politicka scena SR v roku 1995,” in P. Huncik & M. Butora (Ed.), *Slovensko 1995*(pp. 11-25). Bratislava: Nadacia Sandr Maraiho.
- ⁷¹ 経済担当大臣の Ján Ducký は、社会主義時代に産業大臣を務めた経験がある。1996 年 8 月に更迭された。 *Slovakia 1996-1997: A Global Report of State of Society*, 1998 : 15
- ⁷² 林忠行「東中欧諸国における左派政党の位置」『ロシア・東欧学会年報』第 25 号 pp.20-30 (1997) : 24
- ⁷³ チェコのクラウス政権では、閣僚 18 人中 8 人が旧体制でアカデミーなどの研究所に身を置く研究員もしくは企業で働く弁護士など専門知識人だった。林、前掲書: 24
- ⁷⁴ 過去の清算に関する中東欧の政策比較については、Radoslav Proházka, 2002
- ⁷⁵ スロヴァキア憲法裁判所設立直後に一件判例あり。この判例では、公職のあるカテゴリーでの浄化要求が他のカテゴリーにも影響を与えつづけることは違法であるとし、公職者と刑務所管理人の文書証明義務を解除した。Decision of the SCC, No. Pl. US 9/93, *SCC Collection 1993-94*: 65-70
- ⁷⁶ 平田、2003
- ⁷⁷ Soňa Szomolányi, Identifying Slovakia’s Emerging Regime, in Soňa Szomolányi and John A. Gould (eds.), *Slovakia: Problems of Democratic Consolidation and the Struggle for the Rules of the Game*, 1997: Soňa Szomolányi, Slovakia between Eastern and Central European Ways of Transition, in Vladimíra Dvoráková(ed.), *Success or Failure? : Ten After*, 1999: Soňa Szomolányi, The Slovak Path to Democracy: From a Deviant Case to a Standard New Democracy, in Grigorij Mesežnikov and Oľga Gyárfášová (eds.), *Slovakia: Ten Years of Independence and A Year of Reforms*, 2004: Soňa Szomolányi, The Case of Slovakia: From a Deviant Example of Transition to a Standard New Central European Democracy, in *Institutions, Political Elites and the Democratic Consolidation in CEE*(未発表論文)
- ⁷⁸ Baer, 2001. “Boxing and Politics in Slovakia: ‘Meciarism’—Roots, Theory, Practice,” in *Democratization*, Vol.8, No.2, pp.97-116
- ⁷⁹ Kieran Williams, 1997. “HZDS: Problems of Identification and Comparison,” unpublished paper, Scholl of Alavonic and East European Studies, University of London (Haughton, 2001. における引用を参照した): Geoffrey Pridham, Coalition Behavior in New Democracies of Central and Eastern Europe: The Case of Slovakia, *Journal of Communist Studies and Transition Politics*, Vol.18, No.2, June 2002, pp.75-102.
- ⁸⁰ B. D. Graham, 1997. *Representation and Party Politics: A Comparative Perspective*: 83-87
- ⁸¹ Williams, *ibid.*
- ⁸² Pridham, *ibid.*
- ⁸³ メチアルは 1941 年に生まれ、1962 年共産党入党後、党下部組織である青年同盟地方幹部となった。1968 年のワルシャワ条約機構軍による軍事介入では抵抗を訴え、その結果、正常化時代の 1970 年に職を解かれ、党からも除名された。その後、通信教育によって法曹資格を得、1989 年まで法律家として勤務していた。1989 年 11 月以後、政治活動に入り VPN に参加、1990 年 1 月には暫定政権の内務大臣に抜擢される。自由選挙後の 1990 年 6 月には首相に就任、その後 HZDS を設立して 1992 年選挙・1994 年選挙に勝利し、三度にわたって首相を務めた。メチアルに関する伝記的な研究は本格的にはまだなされていない。ジャーナリスト的なものとして、Marián Leško, *Mečiar a mečiarizmus*, 1996. (Bratislava)
- ⁸⁴ Robert Elgie, Models of Executive Politics: A Framework for the Study of Executive Power Relations in Parliamentary and Semi-Presidential Regimes, *Political Studies*, 44, 1997, pp.217-231
- ⁸⁵ 最近では、メチアルの財産について取材にあたった女性フォト・ジャーナリストが、メチアル本人に殴られるという事件も起きている。 *Slovak Spectator*, 10/11/2004
- ⁸⁶ Tim Haughton, Vladimír Mečiar and his Role in the 1994-1998 Slovak Coalition Government, *Europe-Asia Studies*, Vol.54, No.8, 2002, pp.1319-1338
- ⁸⁷ Tim Haughton, Facilitator and Impeder: The Institutional Framework of Slovak Politics during the Premiership of Vladimír Mečiar, *SEER*, Vol.81, No.2, April 2003
- ⁸⁸ Geoffrey Pridham, EU Enlargement and Democracy in Post-Communist States, *Journal of Common Market Studies*, vol. 40, No.5, December, 2002

⁸⁹ Philippe C., “The Influence of the International Context upon the Choice of National Institutions and Policies in Neo-Democracies,” in Whitehead, ed., 1996. *The International Dimensions of Democratization: Europe and the Americas*, pp.26-58

⁹⁰ 本稿の付録「スロヴァキアのEU加盟交渉過程」を参照。

⁹¹ Pridham, *loc. cit.*

3. 体制移行過程における争点形成と「暴力に反対する公衆」の分裂

HZDS は、体制転換期に大きな役割を果たした政治運動である「暴力に反対する公衆（以下 VPN）¹」の分裂によって 1991 年 5 月に設立された。

VPN はチェコの「市民フォーラム(以下 OF)」と共に初期の体制転換を主導した、スロヴァキア共和国内の多様な市民勢力の連合体である。体制転換後初の自由選挙（1990 年 6 月）ではスロヴァキア国民議会で第一党となり、政権の中軸を占めた。

しかし、VPN は体制転換期に共産主義政権からの転換を図るために結束した、多様な勢力の連合体であり、90 年選挙後に本格的な転換過程が開始すると、内部での対立が明らかになっていった。1990 年選挙後にスロヴァキア共和国首相を務め、強力な指導力を発揮していた VPN のヴラジミール・メチアル（Vladimír Mečiar）を中心とした一派が、VPN から分裂して HZDS を設立し、1992 年選挙では VPN の残りの勢力を抜いて第一党に踊り出た。

ここでは、まず、VPN 成立の背景となった、体制転換以前のスロヴァキアの反体制運動について触れたい。

3.1 体制転換以前の反体制運動

スロヴァキアで反体制運動が本格的な盛り上がりを見せたのは、1989 年に入ってからのもので、それ以前の時期には目立った反体制運動は存在しなかったと言ってよい。

「憲章 77 (Charta 77)」は、1977 年にヘルシンキ宣言に共鳴したチェコの知識人たちによって成立した反体制運動だが、スロヴァキアにはほとんど浸透することができなかった。「憲章 77」署名者の総数は共産主義体制崩壊までに約 1800 名だったが、そのうちスロヴァキア人の署名者数は 20 人にも達しなかった。「憲章 77」以外に全国レベルでの反体制運動を目指した組織としては、1987 年に発足した「民主主義イニシアティブ (DI)」があるが、やはりスロヴァキアでの動員には成功していない。

スロヴァキアにおいて反体制運動と呼べるような活動としては、環境保護運動、教会活動がある。体制転換を目標としていたチェコの反体制運動と異なり、これらの活動は理論的にはいわゆる社会主義体制に反対していたわけではなかったが、事実上その体制を掘り崩していた²。

環境保護運動の主な主体は、公認の社会的ボランティア組織「スロヴァキア自然国土保護者同盟」である。1987 年に資料集『ブラチスラヴァ / 大声で』を刊行し、市民運動として注目された。主な活動家に、ヤノ・ブダイ (Jano Budaj) がいる。

同盟は自分達の運動について、「政治的性格を持っていない」としていたが、都市問題の指摘は結果的に、個別の環境政策だけでなく、第二次世界大戦後のスロヴァキアに

における「社会主義」建設のあり方そのものに対する評価の問題にも関わっていた。資料集がチェコスロヴァキア全土で回覧され、国際的にも反響を呼んだ結果、政治家は専門家の発言を以前よりは注意深く聞くようになり、中堅レベルの専門家の立場が強まった。次に述べる「秘密教会」とは異なって、自然保護グループは公式の組織を通じて活動を行う点で、1968年の「自由化」運動との間の継承関係を意識していたと言える。

教会活動の主体は、「秘密教会」と呼ばれる組織であった。1950年代から60年代初頭までのいわゆる「スターリン時代」に投獄されていたカトリック活動家たちを中核とし、それに戦後生まれの新しい世代が加わって形成されたグループである。主な活動家として、ヤン・チャルノグルスキー（Jan Charnogursky）、フランチシェク・ミクロシコ（František Mikloško）らがいる。

この組織が影響力を持つようになったのは、1969年以降のいわゆる「正常化」の時期で、伝統的にスロヴァキア社会に根を下ろしていたカトリック教会は、正常化の対象とされることはなかったために、勢力を保つことができた³。

しかし、教会諸法により教会は国家の厳密な監視下に置かれ、独立した行動は不可能だった。そのため、カトリック教徒の反体制運動が目指したのは、憲法によって形式上は保障されていた宗教の自由の実現、とりわけ巡礼だった。1985年に当時の社会主義政権は聖メトディオス死去1100年祭を組織したが、カトリック系活動家は非公式な集会＝ミサを開催した。ミサには15万から20万人の信者たちが参加し、巡礼に体制的な色合いをつけようとした文部大臣の発言に対して、不満の口笛で抗議するという事態に発展した⁴。

この出来事をきっかけとして、カトリック教会は大衆的な活動を始めた。1987年末には、全スロヴァキア的な規模で、ローマ法王による司教指名を求める署名運動が行われ、一週間で6万の署名が集まった。1988年3月25日にはブラチスラヴァで、参加者が点火した蝋燭を手に穏やかなデモを行い、警察に追い散らされるという、通称「ろうそく」デモ事件が起きた。このデモは、単に教会レベルの行為としてでなく、「市民レベルの、良き意味での政治的行為」(長與⁵)として意図されていた。集会が行われた広場には約2000人の人々が集まり、近くの通りにも警察によって広場に入れなかった人々が約一万人いた。集会への「呼びかけ」に掲げられた要求事項は、ローマ法王の決定による司教の任命、

宗教の自由、市民的諸価値の遵守。後二者が併記されたのは新たな要素であり、一定の状況下では市民の政治的イニシアティブと宗教運動が結びつきうることを象徴している。チェコスロヴァキア国内の自主出版物や国外の亡命系出版物では、この集会は「ブラチスラヴァの聖大金曜日」と名づけられ、スロヴァキアの「市民」運動の盛り上がりを示す画期的な出来事として捉えられている。

チェコにもカトリック反体制派は存在したが、勢力は弱く、スロヴァキアのカトリック教徒との協力関係も存在していたが統一的な反体制派構造を作り出すほど強固なものではなかった。しかし、1987年11月に逮捕されたカトリック系サミズダート出版者のイヴァン・ポランスキー（Ivan Polanský）に対して、カトリック系だけでなく、「憲

章 77」や DI も支持を表明した⁶。この事件はチェコとスロヴァキアの反対派の協力が可能であることを示し、スロヴァキア内においてはカトリック教徒と親チェコスロヴァキア的な傾向を持つ非カトリックの元共産党員との協力も可能であることが示された。

1988年に反体制派グループの活動は目立って活発になった。全国的な反体制運動の連帯の必要が認識され、「市民的自由のための運動(Hnutí za občanskou svobodu:HOS)」や「再生 - 社会主義的改革のためのクラブ(Obroda - klub za socialistickou predstavbu)」などの組織が結成されたが、実効的な全国的運動にはいたらなかった。

その要因としては、スロヴァキアでは正常化の進行が比較的穏健だったため 1968年の知的エリートがチェコのように単純労働に押しやられていなかったことが考えられる。スロヴァキアに居住していたチェコ系の反体制派作家で、スロヴァキアの反体制派運動に大きな権威を持っていたミラン・シメチカ(Miran Šimečka)が憲章の活動に積極的でなかったことも、その一因とされている⁷。また、警察の迫害によって署名集めが不可能になった側面もある。



スロヴァキアの反体制運動は、環境保護運動や教会運動という間接的なものが中心で、体制転換を直接に要求する運動が活発化することはなく、チェコで起こった「憲章 77」などの運動も、スロヴァキアには浸透しなかった。しかし、1989年の「11月革命」と呼ばれる体制移行プロセスの開始と共に、体制に不満を抱いていた様々な個人・団体が、一斉に、反体制運動に結集する。その連合体として組織されたのが、のちの HZDS の母体である、「暴力に反対する公衆(VPN)」であった。

3.2 「暴力に反対する公衆」の成立と運動

1989年に入ると、チェコスロヴァキアの周辺国では体制転換の動きが加速化した。共産主義体制の危機はチェコスロヴァキアでも明らかになり、さまざまな反体制派グループの活動が活発化した。まず、1989年8月21日、10月28日に小規模なデモが起こり、11月11-17日には、テプリツェ、リトヴィノ、モスト、ジェチーンで、生活環境に抗議する自然発生的デモが勃発した。共産党内部でも、連邦政府首相のアダメツ(Ladislav Adamec)や社会主義青年同盟議長で党中央委員会書記局員のモホリタ(Vašil Mohorita)らが、党内保守派に対する批判を公然と開始し、在野勢力との話し合いの必要を認める姿勢をとり始めていた。

体制転換の直接的なきっかけになったのは、1989年後半に活発化した大学生による抗議行動だった。

チェコスロヴァキア成立71周年である10月28日に、学生運動「ストウハ(Stuha)」が成立し、社会の民主化への学生の参加、社会主義青年同盟(SSM)の規制外での学

生組織の設立、大学入学時の差別の撤廃、学問の自由の復活を要求した。11月中旬になると、プラハとブラチスラヴァで、それぞれ独立した学生運動が活発化した。

1989年11月17日、社会主義青年同盟プラハ市委員会と非合法の学生運動が合意して組織した学生デモが、合法的に党組織による許可を得てプラハで行われた。しかし、デモがヤケシュ体制批判を開始した段階で、警察隊が介入し、数十人が負傷した。この介入で、デモに参加していた学生が殺されたという虚報が流れた。これはまったくの虚報だったが⁸、東欧情報エイジェンシー（VIA）を通じて外国メディアに広められ、西側のチェコ語・スロヴァキア語放送によって、広範なチェコスロヴァキア公衆に伝わった。

11月18日には、プラハ・スミーホフのリアル劇場に、学生・俳優・文化界の代表者が集合し、プラハ諸大学の中央ストライキ委員会が成立された。同委員会は、警察の介入を調査する特別委員会設置と、社会のすべての構成員との対話の開始を求め、無期限学生ストライキの開始を宣言した。ストライキは11月20日に実際に開始され、プラハ以外の学校、劇場、博物館や美術館その他の文化施設もこれに加わった。

こうした反体制運動の展開には、スロヴァキアも初期から参加していた。11月18日の宣言とストライキには、いくつかのスロヴァキアの劇場も加わっており、11月19日にスロヴァキアの演劇関係者はプラハの抗議に参加することを公に宣言した。11月20日にはスロヴァキアの学生もプラハの学生と連帯する方針が示され、翌21日に結成されたスロヴァキア大学調整委員会が声明を出して、ゼネストを呼びかけた。これと同時にブラチスラヴァの音楽芸術大学（VSMU）で占領ストライキが開始された。

1989年11月19日、プラハの反体制派は「市民フォーラム（OF）」を結成した。OFの設立声明に代表として名を連ねていたのは、劇作家ハヴェルを初めとする「憲章77」のメンバー9名と、学生運動の指導者らを含めた計18名である。OFの活動の中心を形成したのは、「憲章77」の指導者であった人物たちで、いわゆる「プラハの春」の時代に政治問題に関心を抱いた非党員の知識人たち（ハヴェルや後のチェコ共和国首相ピットハルト Petr Pithart）、共産党内で改革派として活動したために党から追放された元共産党員（のちの連邦議会副議長イチーンスキー Zdeněk Jičínský や、のちの外相ディーンストビール Jiri Dienstbier）である。また、科学アカデミー予測研究所のエコノミストを中心に、共産党員ないしは国家機関で一定の地位を持っていた人々も、OFの指導部に参加していた⁹。

同じ頃、スロヴァキアでは「暴力に反対する公衆（VPN）」という別組織が結成された。11月17日のプラハでの警察介入について、スロヴァキアの反体制派の多くはその晩の自由ヨーロッパ放送で知った。翌11月18日にはこうしたメンバーが集合し、11月19日には「芸術家の集い」を開催して、警察の行動に抗議する署名活動を始めた。集まったのは約500名で、うち300名が抗議文に署名した。

11月19日、ブダイの提案で、職業別に人選した調整委員会が組織された。翌11月20日、調整委員会は運動を「暴力に反対する公衆」と命名し、最初のアピールを出した。

- 「 私たちの目的は、暴力行為の終結と、避けることのできない社会変化に貢献することです。チェコスロヴァキア社会の現状を、私たちは深く憂えています。(中略)
- 今までの問題解決法は破綻しています。人びとの不満が高まり、同時に無関心と幻滅感も広がっています。
- 発生した事態への誤った評価は、街頭での暴力にまで至っています。確かなことは、私たち全員の積極的参加なくしては、この状態から抜け出せないことです。
- 社会的対話を開始するために、見せかけではない真の民主主義のために、私たちとともに全力を尽くしてください。(中略)
- 今世紀の最後の10年間を迎えようとしている今日、私たちの国の前にも、民主主義とふさわしい生活を求める道のための、現実的空間が開かれています。周囲の国々はすでにそこに踏みいりました。
- 民主主義の伝統と、何百万という創造的な人びとを有するわが国が、停滞と凋落の孤島として留まることを、私たちは受け入れることができません。
- 市民として、自分たちの問題をみずからの手中に握りましょう!¹⁰⁾

この翌日には、実務的な調整委員会が設置されている。VPNに参加したのは、体制に批判的な知識人、作家、ジャーナリスト、自然環境保護グループのメンバーなどだった。OF同様、反体制を掲げた多種多様な勢力が、急遽結成した組織である。その中に共通性を探せば、VPNの指導者には、1968年の軍事干渉後に党籍を失った旧共産党員が多いことが言える。共産党員で社会主義青年同盟の指導者でもあったメチアルや、おなじく党員で科学アカデミー国家および法研究所長であったコシュチャ(Ladislav Coščaのちのスロヴァキア政府法相)は、軍事干渉後にそれらの地位を失っている。また、社会的な地位をもちながら、体制には不満を抱いていた非党員の知識人も多い。スロヴァキア科学アカデミー予測研究所のエコノミストであったクチェラーク(Jozef Kučerákのちのスロヴァキア政府経済改革担当副首相)や同研究所の自然科学者であったコヴァーチ(Ladislav Kováčのちのスロヴァキア政府教育相)がそうである。

VPNによる民主化要求の内容は、発足当初からスロヴァキア独自の利益追求を掲げていた点を除き、OFとほぼ共通していた。OFの設立声明はチェコスロヴァキア市民に向けたものであり¹¹⁾、当初はスロヴァキアも含む全国的な運動を展開するつもりだったと思われる。しかし、VPNの設立を受けて、OFは自らの運動をチェコ共和国に限定し、VPNと提携しながら行動することになった。

スロヴァキア国内では、すべての反体制派運動がVPNに終結したわけではない。ブラチスラヴァよりもプラハとの文化的繋がり強いコシツェではOFが結成されたことが確認されている¹²⁾。また、南部スロヴァキアを中心とするハンガリー系住民は、既に11月18日に「ハンガリー人独立イニシアティブ(MNI)」を結成していた。

体制側との初期の交渉過程はOFが中心となって進められ、VPNが直接参加す

ることはなかった。プラハに拠点を置いていた OF と異なり、VPN はスロヴァキアの諸機関と限られた交渉ができるだけだった。11月21日に連邦政府アダメツ首相と OF の間で最初の予備交渉が開始され、デモ隊に対する警察の不干渉、ストライキ中の大学を占拠しないことなどが約束された。11月26日にも次の交渉が行われたが、この場にも VPN は参加していない。ただし、OF と VPN は体制の民主化に関して一致しており、一貫して共同行動がとられた。

1989年11月24-26日に、プラハで共産党中央委員会の臨時会議が招集され、ヤケシュはフサーク、インドラを幹部会メンバーから解任した。さらに、中央委員会は幹部会の活動を批判し、その罷免を提案したため、最後には幹部会全員が辞任して、無名だったカレル・ウルバーネクが第一書記に選出された。OF は幹部会の辞任を歓迎したが、要求が満たされていないことを理由に11月27日に2時間のゼネストを実施し、学生もストを続けた。

11月末になると、VPN も交渉過程に参加し始め、連邦レベルにはほとんど関与できなかったものの、スロヴァキア共和国の体制移行を直接行った。

きっかけになったのは、教会活動の指導者で、のちに KDH を結成するチャルノグルスキーであった。チャルノグルスキーは弁護士として、長い間カトリック系反体制派の弁護を続けていた。1989年11月の革命が起きたとき、チャルノグルスキーはブラチスラヴァで被告として裁判を受けていたが、11月25日に恩赦によって釈放された。彼は VPN の代表としてプラハに行き、OF の代表団とともに11月28日に政府議長団との交渉に参加した。この代表団は、アダメツに対して内閣の辞職、憲法における共産党の指導的役割の廃止等を掲げた共同要求を提出し、これらの要求が満たされない場合は新たなゼネストを行うと警告した。チャルノグルスキーはその後、VPN とは行動をとともにせず、キリスト教民主主義を掲げる KDH を自ら組織して、その指導者となった。

11月29日にはプラハで OF と VPN 間の交渉が行われ、緊密な協力関係と相互尊重について合意した。共同目標として、「チェコ人とスロヴァキア人とその他の民族と少数民族が、友情の中で暮らすような民主主義的なチェコ・スロヴァキア連邦」が掲げられた。この交渉で、VPN は新たなスロヴァキア政府の組閣と、スロヴァキア国民議会の職務人選に関する交渉に際して自由に行動できることになった。他方、チェコ政府とチェコ国民議会の人選については、OF が決定することになった。

1989年12月10日にスロヴァキア人共産黨員マリアーン・チャルファを首班とする国民和解内閣が成立した。翌年に実施が予定される自由選挙の時期までに任期が限定された暫定内閣である。20名のメンバーの構成は、チェコスロヴァキア共産党/スロヴァキア共産党9名、チェコスロヴァキア社会党2名、チェコスロヴァキア人民党2名、無党派(OF と VPN)7名。チャルノグルスキーは副首相として入閣した。また、チャルファは首相就任後の90年1月に共産党を離党し、VPN に転じた。

スロヴァキア政治に関しては、連邦レベルよりもスロヴァキア国民議会に政治闘

争の中心があったと言える。11月30日、国民議会はシャルゴヴィチ議長の辞任を受理し、新議長として、共産党中央委員会メンバーのルドルフ・シュステルが就任した。以降、国民議会は改変が進められていった。

この時期のVPNは、スロヴァキア政府に直接に参加することを考えておらず、一定の方法で政府をコントロールし、正常化体制と結びついた人物を排除するという姿勢をとっていた。

12月6日、スロヴァキア国民議会議長団が改組されたが、議長団には8名の共産党員が残り、3名がスロヴァキア再生党、3名が自由党、7名が無党派から選出された。12月19日には、国民議会議長団は共産党員ミラン・チッチに率いられた新しいスロヴァキア政府を任命したが、9名の無党派と6名の共産党員から構成されるこの内閣に、VPNから入閣したのは、ヴラジミール・オンドルシだけだった。

VPNの創設者の一人、フェドル・ガールによれば、この時期のVPN主要メンバーは政治に直接に参加することを望まず、民主化プロセスの「監視役」のようなものになることだけを願っていた¹³。この結果として生まれたスロヴァキア政府と国民議会は、11月以前の構成と大きな連続性を持っており、連邦レベルでの展開とは対照的な性格を有することになった。

活動の場がスロヴァキア国民議会に限られていたとはいえ、VPNはOFとの共同姿勢を崩しておらず、この時期にはナショナリズム的な傾向を指摘することはできない。そのことを示す出来事として、大統領の選出過程でVPNがとった態度がある。

1989年12月10日にフサークは大統領職を辞任したあと、後継者が問題となった。連邦政府首相と大統領は、同一民族出身者が就任すべきではないという不文律が存在していた。OFとVPNは新首相としてチェコ人のアダメツを想定していたため、大統領はスロヴァキア人であるべきだと考えていた。OFの構想委員会は、アレクサンデル・ドゥプチェクを候補者とする案を作成したが、OFの大部分はこれに反対だった。

これに対して、VPNはスロヴァキア側の候補者として、クニャシコ、クシー、ドゥプチェクの三人を挙げたが、ドゥプチェクが最も受け入れがたいと述べている。ドゥプチェクがVPNの支持を得られなかったのは、彼は11月以降の事態を社会主義の改良と考えていたが、VPNは社会主義の排除を問題としていたと言う意識の相違にあると考えられる。12月5日にOFがハヴェルの立候補を決定すると、VPNはすぐにこれに賛成した。さらに、スロヴァキア人であるチャルファが新首相に就任することが決まったため、状況はハヴェルにとって有利に傾いた。12月29日、連邦議会でハヴェルは大統領に選出された。この経緯から、VPNがナショナリズムよりも社会主義体制からの転換を重視し、その点でOFと完全に共同歩調をとっていたとすることができるだろう。

1989年11月に始まったチェコスロヴァキアの体制移行は、学生運動の高揚に発して短期間に急展開を迎えたものだった。反体制運動が全国的に統一されることはなく、

チェコの OF、スロヴァキアの VPN が共同行動をとることによって交渉は進められていったが、共和国レベルでナショナリズムが特別強調されることはなかった。VPN は連邦レベルの交渉に参加することはほぼなく、共和国レベルでの交渉の中心的役割を担った。ただし、その姿勢は、政府に直接参加するよりも、政府をコントロールすることを重視するものだった。

しかし、VPN のこのような姿勢は、体制移行プロセスが進展するにつれて、変化していくことになる。

3.3 運動内部の対立と崩壊

初期の体制転換過程において中心的な役割を果たした、チェコの「市民フォーラム (OF)」、スロヴァキアの「暴力に反対する公衆 (VPN)」は、いずれも政党と呼べる組織ではなかった。既に見たように、両者は急速に進行した体制移行の過程で、急遽結成された組織で、様々な社会団体・個人から成る政治連合体¹⁴だった。

しかし、任期 2 年の憲法制定議会を形成するための 1990 年 6 月選挙に備えて、同年 1 月 23 日に採択された「政党法」は、OF や VPN のような連合体を「政治運動」と呼び、それに法人としての資格を認めるとともに、普通の政党と同様に扱うことを規定した¹⁵。OF・VPN はこれで、政治過程において政党と同様の役割を果たすことを法的に認められ、体制移行後初の自由選挙である 90 年選挙に候補を立てることが可能になった。

1990 年選挙、そしてその後の憲法制定議会での活動を通して、VPN は政党としての役割を正式に担うようになっていく。しかし、異なる勢力の連合である VPN にとって、この時期に浮上した政治的な争点に対して、政党としての統一的な立場を形成することは難しかった。

特に問題となったのは、連邦制におけるスロヴァキアの主権問題、経済体制転換問題に対する VPN の姿勢であった。そして、これらの問題に対して意見形成が行われる過程で、VPN 内部で意見形成の方法をめぐる問題が争点化し、VPN の分裂につながっていった。

まず、連邦制が問題になったのは、新憲法を策定する過程で、二つの共和国と連邦の関係を確定する必要があったからである。

チェコスロヴァキアは 1969 年に連邦制を導入し、スロヴァキアは主権国家として位置付けられたが、1970 年の改正によって制度的な共和国の対等性は大幅に後退していた¹⁶。体制移行後、新しい憲法における連邦と共和国の権限配分をめぐる、従来の連邦制継続を主張するチェコ人と、共和国の権限を可能な限り拡大しようとするスロヴァキア人諸派が対立し、結果、任期二年の憲法制定議会 (1990 年～1992 年) では新憲法制定に至らな

かった。

連邦制の問題は、VPN 内部では早くから意識されていたと言える。既に 1989 年 11 月 25 日付けの VPN の綱領宣言¹⁷において、「チェコ人とスロヴァキア人の徹底した民主的連邦」が全 12 項目のうちの一項目として掲げられている。同時期の OF の綱領に、連邦制について触れられた項目はない。

連邦制度の修正は、1990 年 6 月の選挙システムをめぐる議論などにおいても度々問題になっているが、スロヴァキア側からの強い異議申し立てが最初に行われたのは、1990 年前半の国家の新しい名称を審議する過程で起こったいわゆる「ハイフン論争」と、それに同時並行した国章に関する論議である。

1960 年に制定されたチェコスロヴァキアの国章は、1920 年に制定された国章を土台としている。後者はチェコの伝統的紋章にスロヴァキアを象徴する伝統的紋章が小さく添えられたものだが、1960 年版には社会主義の赤い星が入り、両民族の伝統的紋章に大幅に変更が加えられた¹⁸。この国章に、スロヴァキアでは早い段階から学者を中心に異議が唱えられ、1989 年にはチェコとスロヴァキアの紋章を並列させるという代替案も提示されて、「主権を持った民族的国家体制の表現¹⁹」たりうるスロヴァキア紋章の復権が求められていた。これに対してハヴェルは四分割した楕型の紋章に二つずつチェコとスロヴァキアの紋章を配置し、さらに中央にモラヴィアの紋章も据えるという案を提示し、打開を図った。これが効を奏し、モラヴィアの紋章を外した四分割の紋章が、連邦の国章として正式に認定された²⁰。

国名に関しては、より妥協が難しかったことから「ハイフン論争²¹」が展開した。1990 年初頭にハヴェルは、「チェコスロヴァキア社会主義共和国」という公式の名前を、1960 年まで使用されていた「チェコスロヴァキア共和国」に戻す提案をした。スロヴァキアでは、亡命歴史家フランチシェク・ヴヌクラによって、国名にハイフンを入れるか、接続詞の「と」を入れる提案がすでになされており、スロヴァキア国民議会は「チェコ - スロヴァキア連邦」という名称を提案した。ハイフン入りの国名に対して、チェコの側からは一般に強い拒否反応が示された。その理由としては、チェコ人の中には一語の「チェコスロヴァキア」が国家アイデンティティを支える概念として定着していたこと、ハイフン入り国名が使われていた第二共和国はその後の第二次世界大戦と連邦解体の記憶を思い起こさせること、さらに「チェコ - スロヴァキア (Česko-Slovensko)」と表記した場合、「チェコ」の部分が言語では文法的に違和感のあるものとして感じられることなどが指摘されている²²。1990 年 3 月 29 日に連邦議会でこの問題が争われ、長時間の討論を経て、チェコ語では「チェコスロヴァキア連邦共和国」、スロヴァキア語では「チェコ - スロヴァキア連邦共和国」を正式国名とするという二重表記が決定された²³。

この決定に対して、翌日にブラチスラヴァで大規模なデモが行われ、一万人が参加した。デモではスロヴァキアの独立が声高に叫ばれた。スロヴァキア政府とスロヴァキア国民議会もまた、連邦議会の決定に反対する旨の声明を発表した。

こうした事態に、連邦議会議長アレクサンデル・ドゥブチェクはチェコ側とスロヴァキア側の代表者間会議を提案した。両者はプラハ近郊のラーニに集まり、国名に関する3月29日決定を変更する必要があるということで合意した。そして、4月10-11日にチェコ政府とスロヴァキア政府がチェコ西部の町ルナージェで会談し、最終的にハイフンのかわりに接続詞「と」を入れた「チェコとスロヴァキア連邦共和国」が採用されることになった。連邦議会はあらためて4月20日付けで「チェコ - スロヴァキア連邦共和国の名称変更にかんする憲法条項」を可決し、三週間前に制定された国家の正式名称を「チェコとスロヴァキア連邦共和国」に改めた。

国家の象徴をめぐる二つの議論の後に、スロヴァキアではナショナリズムを掲げる出来事があった。先述した国名の二重表記に反対するデモでは、「独立したスロヴァキアを！」の文句がスローガンとして叫ばれ、伝統的紋章をあしらったスロヴァキアの新国旗が国民議会の建物のバルコニーに掲げられた²⁴。スロヴァキアのマスコミにおいて、ナショナリズムに関係した問題、とりわけ歴史認識をめぐる問題が多数取り上げられるようになった²⁵ことは、既に述べたとおりである。議会ではスロヴァキアの主権を主張していたVPNは、国内のこうした潮流からは距離を置き、むしろナショナリズムに走る傾向を諷める姿勢をとった。

ナショナリスティックな議論の盛り上がりは、6月の選挙結果に大きな影響を及ぼした。1990年6月選挙は、12選挙区（うちチェコ共和国が8、スロヴァキア共和国が4選挙区）での非拘束式比例代表制によって実施され、連邦議会の人民院150議席（チェコ共和国99議席、スロヴァキア共和国51議席）、民族院の150議席（両共和国とも75議席）²⁶、および両共和国国民議会の議席が決められた。22の政党が候補者リストを提出し、5%条項（スロヴァキア国民議会のみ3%条項）が適用された結果、連邦議会では8政党、チェコ国民議会では4政党、スロヴァキア国民議会では7政党が議席を獲得している。（表18・19参照。）

特徴的なのは、KDHが当初の予想を大きく下回って約19%しか得票できなかったのに対して、「ハイフン論争」の最中に結成され、ナショナリズムを標榜したSNS²⁷は約14%を獲得したことである²⁸。選挙でもOFと共同歩調をとったVPNもまたSNSに票を奪われ、OFのチェコ共和国内での支持を大きく下回る、32%の得票にとどまった。

選挙時の綱領を比較すると、スロヴァキアの政治運動・政党は総じて連邦問題に言及しているが、チェコでは逆にこの問題について触れられることは少なかった²⁹。連邦制問題について、VPNは総じて穏健派で³⁰、連邦の修正による問題解決を主張していた。VPNは選挙綱領で、「同じく独立性を有するチェコ国家との共同の民主的連邦制」を介したスロヴァキアの国家性の実現を掲げ、より具体的には「両共和国は自身の関心事を自身で統治しなければならないが、外交、防衛、財政、また、転換期の間は他のいくつかの不可避な、厳格に同意された機能を連邦の権限に残す」（第2項）としている³¹。

KDHの選挙綱領は、「スロヴァキア共和国の主権」を唱え、連邦が永続的権限を

3. 体制移行過程における争点形成と「暴力に反対する公衆」の分裂

持たないよう主張するなど、既存の連邦の徹底した改変を主張していた³²。ただし、スロヴァキアの諸勢力は、もっとも民族的にラディカルな SNS ですら、連邦からの即時の独立を掲げてはいなかった³³。

この選挙の結果、連邦議会では、OF・VPN・KDH が連立政権を組織し、チェコ国民議会では OF とモラヴィア・シレジア地域主義にたつ「自治的民主運動 モラヴィア・シレジア連盟 (HZD-SMS)」との連立政権が成立した。

スロヴァキア国民議会では、VPN・KDH に民主党 (DS) を加えた連立政権が誕生し、首相には国民和解連立政権で内務大臣を務めていた、メチアルが就任した。第一次メチアル内閣である。メチアルは、第一副首相にチャルノグルスキー (KDH) を迎えた。内閣は、VPN13 名・KDH7 名・DS3 名の計 23 名から構成された。

【表 18】1990 年連邦議会選挙結果

政党	人民院				民族院				議席合計	
	チェコ		スロヴァキア		チェコ		スロヴァキア			
	得票率	議席	得票率	議席	得票率	議席	得票率	議席		
チェコ共和国	市民フォーラム(OF)	53.15	68	-	-	49.96	50	-	-	118
	チェコスロヴァキア共産党(KSČ)	13.48	15	13.81	8	13.80	12	13.43	12	47
	キリスト教および民主(KDU)	8.69	9	-	-	8.75	6	-	-	15
	自治的民主主義運動 = モラヴィア・シレジア連盟(HZD-SMS)	7.89	9	-	-	9.10	7	-	-	16
スロヴァキア共和国	暴力に反対する公衆(VPN)	-	-	32.54	19	-	-	37.28	33	52
	キリスト教民主運動(KDH)	-	-	18.98	11	-	-	16.66	14	25
	スロヴァキア国民党(SNS)	-	-	10.96	6	-	-	11.44	9	15
	ハンガリー人キリスト教民主運動 = 共存(MKDM-ESWS)	0.08	-	8.58	5	-	-	8.49	7	12
	その他	16.71	0	15.13	0	18.39	0	12.70	0	0
合計	100.0	101	100.0	49	100.0	75	100.0	75	300	

出典：Toma & Kováč, 2001: 250, 251[Table 8, 9]より作成

【表 19】1990 年スロヴァキア国民議会選挙結果

政党名	得票率	議席数	議席占有率
暴力に反対する公衆(VPN)	29.34%	49	32.7%
キリスト教民主運動(KDH)	19.20%	30	20.0%
スロヴァキア国民党(SNS)	13.94%	23	15.3%
スロヴァキア共産党(KSS)	13.34%	21	14.0%
ハンガリー人キリスト教民主運動(MKDH)	8.66%	14	9.3%
民主党(DS)	4.39%	7	4.7%
緑の党(SZ)	3.48%	6	4.0%
その他	7.65%	0	0.0%
合計	100.00%	150	100.00%

出典：Toma & Kováč, 2001: 250, 251[Table 8, 9]より作成

選挙後の議会で顕在化した最も大きな争点は、経済体制転換および連邦制度の改

革だった³⁴。

チャルファ（VPN）を首班とする新連邦政府内で経済政策の実験を握ったのは、クラウス蔵相（OF）だった。選挙を契機に、段階的改革を主張していた経済改革担当の第一副首相コマーレクが更迭され、蔵相に就任したクラウスを中心に急進的改革を進める方針が打ち出された。

クラウスが目指したのは、可能なかぎり短期間で市場経済への移行で、その指揮の下、チャルファ内閣は、価格自由化、市場開放、通貨の部分的な交換性回復、国営企業の民営化といった政策に次々と着手し、インフレ阻止目的で高金利を維持、均衡財政実現のために公共投資を抑制し高い税率を設定するなどの一連の政策をとった。これらは「IMF型経済改革」あるいは「ショック療法」と総称される³⁵。

「ショック療法」への評価をめぐって、与党VPN内部には意見の相違が生じた。VPNの主流派は賛成する方針を示したが、メチアルとその支持グループは反対の意思を表明した。メチアルらは、チェコの左派勢力とともに、当面は一定範囲で国家セクターを維持しつつ、漸進的な方法で市場経済に移行すべきであると主張した。

メチアルらが強調したのは、チェコとスロヴァキアの産業構造の違いである。チェコ産業の中心はガラス・窯業・ビール醸造などの伝統産業で、十分な国際的競争力を持っており、豊かな観光資源によって観光業の成長も期待できた。対して、スロヴァキアの産業は本来農業中心だったところを社会主義時代に重化学工業、特にワルシャワ条約機構加盟国を輸出対象とした軍需産業に集中した工業化が進められていたため、国際的競争力の不足に加えて市場の喪失という問題に直面していた。「ショック療法」はチェコにおいても、一定の経済的損失を伴うことが予測されていたが、同じ「ショック」がスロヴァキアでは致命傷になりかねないと、メチアルらは主張した。

「ショック療法」が生んだ結果について見ると、チェコスロヴァキア全体での失業率は1991年1月に1.5%であったのが、同年12月には6.6%まで上昇したが、共和国別に見ると、同時期にチェコでは1.1%から4.1%への上昇だったのに対して、スロヴァキアでは2.4%から11.8%にまで上昇している³⁶。体制転換に関するスロヴァキア国民の関心は、政治的問題よりも、次第に生活水準の向上と失業率低下に向いていった³⁷。

【表 20】体制移行後のチェコ・スロヴァキア、および他の中欧諸国の経済指標（1990 - 92 年）

	GDP 成長率 (年率%)			インフレ率 (年率%)				失業率 (各年末%)		
	1990	1991	1992	1989	1990	1991	1992	1990	1991	1992
チェコスロヴァキア	- 1.4	- 15.1	- 7.1	1.4	10.0	57.9		1.0	6.6	5.1
チェコ	- 1.2	- 14.2	- 7.1	n.a.	n.a.	52.0	11.1	0.7	4.4	2.6
スロヴァキア	- 2.5	- 11.2	- 7.0	n.a.	n.a.	58.3	10.0	1.5	12.7	10.4
ハンガリー	- 3.3	- 11.9	- 5.0	17.0	28.9	35.0	23.0	1.7	7.4	12.3
ポーランド	- 11.6	- 7.6	1.0	244.1	584.7	70.3	43.0	6.1	11.8	13.6

出典:『国際情勢ベーシックシリーズ 東欧』2001年、p.348より作成 (Source: Economic Bulletin for Europe, Vol.45, 1993, U.N. / Economic Commission for Europe “Economic Survey of Europe” 1990-1991, 1991-1992, 1992-1993)

チェコとの経済的格差と、経済政策をめぐる利害の相違が明らかになるにつれ、経済問題は連邦政府に対するスロヴァキアの主権尊重の問題と同一視されるようになっていった。

そもそも、憲法制定議会として任期を二年に限定して成立した 1990 年選挙後の連邦議会は、体制転換を踏まえてこれまでの連邦制を見直し、連邦と共和国の関係を新連邦憲法規定することが課題だった。

連邦制に関わる具体的な問題は、連邦と共和国の権限に関する憲法規定(「権限法」)の修正案制定過程で議論され始めた。1990 年 8 月 8・9 日にチェコとスロヴァキアの両政府間で正式に交渉が行われてから、10 月末にかけて交渉が重ねられた³⁸が、どのような形で権限分割を修正するのか、完全に両者の合意が得られることはなかった。

両共和国の³⁹が強化されることに関して合意は存在していた。しかし、連邦の位置づけに関する解釈には見解の相違があった。リフリークによれば、チェコ側は連邦の存在意義は共和国からの主権の「移行」にあるとして、外交政策・防衛・財政などいくつかの領域に関しては共和国からの干渉なしに連邦によって保たれるべきだと考えていた。それに対して、スロヴァキア側は、二つの国家が権限を「委任」する共通の機関として連邦を位置づけていた³⁹。具体的には、共和国が国際条約を締結する権限、連邦法の共和国法への優越、中央銀行の分割、ガス・パイプラインの分割などが争点となった。

11 月 12 日に三政府首相、大統領が参加してつくられた最終的な権限法改正案は、国際法上の唯一の主体はチェコスロヴァキアであるとし、天然資源は各共和国に帰属するとした条項を廃止するなど、連邦政府側の主張を反映したものだ。これに対し、スロヴァキア国民議会による審議の過程では不満が続出し、独自の改正案が可決された。ひき続いてチェコ国民議会で審議が行われたが、スロヴァキア案に連邦権限を強化する補足事項を加えた案を可決したため、結局「チェコ案」「スロヴァキア案」の二つの改正案が連邦議会に提出された。

この事態に対して、メチアルは強硬な態度に出た。12 月 6 日、スロヴァキア代表団を率いてプラハを訪問、チェコ首相ピトハルトに対し、もし権限法がスロヴァキア国民議

会で可決された形のまま採択されなければ、スロヴァキア国民議会はスロヴァキア法の連邦法に対する優位を宣言すると通告した。事実上の連邦崩壊・スロヴァキア独立通告である。

メチアルのこの通告は単なるブラフで、スロヴァキアの政党間に合意はまったく存在しなかった。しかし、チェコ政府とチェコ国民議会は状況の危機性を認識し、12月12日、権限法は大幅に連邦機関の権限を減らした形で採択された。

新しい権限法により、連邦による共和国の政策廃止権限は削除され、外交・通貨・防衛における連邦の排他的な権限も削除された。これは共和国に、個別に国際条約を締結し、あるいは軍隊を創設する可能性を開いたもので、これらの可能性を含めた、強い権限がスロヴァキアに認められたことになる。ただし、実際にそのような可能性がどう実現されるのかという問題については、この時点では明確にされないまま権限法は成立した。具体的な将来設計がなされなかったという点では、権限法は両共和国の一時的な妥協に過ぎなかったと言える。

連邦制をめぐる、メチアルは強硬な態度でスロヴァキアの主権尊重を主張した。しかし、先に確認したように、国章・国名問題に関するナショナリスティックな運動の盛り上がりに対して、VPNはメチアルの一派を含めて、総じて距離を保っていた。権限法をめぐる問題でもメチアル派がとりわけ民族主義的な見地から議論していたとは言えず、スロヴァキア独立に関しては、むしろ避けようとしていたと思われる。1991年初頭に行われたインタビューで、メチアルはスロヴァキアの独立を「現代においてはリアリティーがなく、政治的にも経済的にも存在条件を持っていない」と述べている⁴⁰。

メチアルが強硬にスロヴァキアの権限強化を実現させたのは、連邦の決定に拘束されずに、経済体制転換の方針を定める目的が大きかったと思われる。「ショック療法」への反発がその最たる理由だが、具体的には、ガス・パイプラインなどの国有資産をスロヴァキアの企業に有利に動かすこと、特に貿易問題について、自由化を進めるチェコに対して保護主義的な対外関係を結ぶこと、既に進められていた私有化についても、連邦政府が推進するクーポン式ではなく特定の国内基盤に有利な手法に切り替えることなどが、想定されていたと考えられる。

しかし、メチアルがそれを国民に訴える際に用いたのは、「”連邦政府 = チェコ”による”スロヴァキア”の利益軽視」「”連邦政府 = チェコ”に対する”スロヴァキア”の権限主張」という、チェコスロヴァキア建国当時から存在してきた、馴染み深い論理、スロヴァキア国民に深く浸透した対立構造だった。ナショナリズムは、連邦が進める体制転換によって恩恵を受ける者 / 受けない者の外縁を形づくるものとして、使われた。

VPNの分裂は、直接的にはナショナリズムをめぐる対立から引き起こされている。1990年9月に承認されたVPNの綱領では、政党の方針として、「5つの柱」が同等の価値を持つものとして上げられていた。メチアルはこの中からスロヴァキアの民族的問題を最優先課題とするよう提案したが、1991年2月23日の会議で、リベラル派の指導者ガール

によってこの提案は退けられた。メチアルは自分自身の綱領、「民主スロヴァキアのために」を執筆し、3月5日、支持者とともに、「暴力に反対する公衆 民主スロヴァキアのために」（のちに「民主スロヴァキア運動（HZDS）」に改称）を設立すると宣言した。

メチアルが VPN を離脱した背景には、これまでに見たような、経済体制転換、連邦制をめぐる意見の不一致があった。多様な政治的団体の連合体として出発したまま、選挙に勝つことで与党として活動することになった VPN は、その内部に、ガールのようなリベラル派から民族主義者まで、異なる主張を持つ勢力を抱え込んでいた。チェコにおいては、この時期、同様に OF が、クラウスを党首とする「市民民主党」(ODS)と、ディーンストビールを議長とする「市民運動」(OF)に分裂している。

翼賛的な反体制運動が、体制移行を経て、個別利益を代弁する政党に分裂していった、という筋書きは、しかし、VPN 内部の個人的な対立や指導権争いに彩られていた。

権限法の制定過程などでメチアルが発揮した「政治手腕」は、ガールら VPN 指導部との間に軋轢を生んでいた。強硬な姿勢を打ち出すメチアルの交渉術は、交渉時の未決事項を協議の結論であるかのように公表する、会議を途中退席する、政党間の合意を得ずに行動するといったもので、その個人主義的な性格が、VPN 指導部の反発を呼んでいた。

VPN 内部での権力争いは、既に 1990 年 6 月選挙の直後に、社会主義体制下での国家警察との関与を暴露されて政界から排斥された、ブダイの排除⁴¹などに見ることができる。首相就任後、メチアルは国民の間でカリスマ的な人気を確立していったが、VPN 内部での人間関係はその分悪化し、徐々に権力基盤を失っていたと考えられる。

VPN の議員 58 人のうち、17 人がメチアルに加わった。当初、メチアルは VPN と同一行動をとるとしていたが、まったく異なる政党として活動することがやがて明らかになった。VPN の残りのグループは、1991 年 10 月に「市民民主連盟(ODÚ)」と改称した。

1991 年 4 月、議会多数派によって、メチアルは首相を解任される。その後、VPN を中心とするチャルノグルスキー内閣が成立したが、翌 1992 年 6 月に行われた国政選挙で、HZDS は 37.26%の得票率・150 議席中 74 議席を得て第 1 党となった。

3.4 平等・ナショナリズム・運動

1991 年 3 月に結成されてから、HZDS は 92 年・94 年に二度の選挙を経験し、いずれも第一党として勝利をおさめた。第二次メチアル内閣は、チェコ側との交渉にあたり、連邦解体が合意された。独立後の 93・94 年にはクニャシコ派・モラウチーク派が離脱したため、1994 年 3 月に第二次メチアル内閣は倒壊する。しかし、同年 9・10 月に行われた解散総選挙で、再び HZDS は第一党になり、SNS・ZRS と連立を組んで、第三次メチアル内閣を形成した。

VPN の解体期にスロヴァキアで政治的に争点化していた、経済体制転換、連

邦制問題という二つの問題において、メチアル派は VPN 主流派と異なる一潮流を形成していた。

それは HZDS の政治的立場として継承され、第二次・第三次メチアル政権に結実した。また、VPN 本体の組織的性格と、解体過程において確立したメチアルの個人主義も、HZDS の組織的性格に継承されていった。

ここでは、平等、ナショナリズム、運動の3つをキーワードとして、メチアル政権期の体制が、VPN の解体過程からどのような影響を受けて形成されたのか、考えたい。

3.4.1 平等

メチアルは、連邦が進める急進的な経済政策に反対して VPN を離脱し、HZDS を設立した。メチアルは連邦型の経済体制転換を進めれば、スロヴァキアの経済はチェコ経済の犠牲になると主張し、経済問題に関するスロヴァキアの主権の必要性を訴えた。

1992 年選挙は、漸進的な経済体制転換を訴えるメチアルと、VPN 路線を続行する ODÚ との路線対立が争われた選挙だったと言える。経済体制転換以外の争点としては、国家形態に関する議論があったが、スロヴァキアの主権、特に国際法上の主体性の要求と、チェコ人との共同国家維持の両立が可能であるとする HZDS の主張は曖昧で、同等の権利を有する連邦を主張した ODÚ との差異は不明確だった。HZDS のナショナリスティックな性格は、むしろ経済問題に関するスロヴァキアの主権という文脈で強調されたと考えられる。

この選挙で、HZDS は人民院・民族院ともに 30%を超える支持を得、SNS と連立を組んで与党になった。他方、ODÚ は、予想に反して一議席も得ることができなかった。

【表 21】1992 年スロヴァキア国民議会選挙結果

政党名	得票率	議席数	議席占有率
民主スロヴァキア運動(HZDS)	37.26%	74	49.3%
民主左翼党(SDL)	14.70%	29	19.3%
キリスト教民主運動(KDH)	8.88%	18	12.0%
スロヴァキア国民党(SNS)	7.93%	15	10.0%
ハンガリー人キリスト教民主運動=共存	7.42%	14	9.3%
その他	23.81%	0	0.0%
合計	100.00%	150	100.00%

出典：Toma & Kováč, 2001: 267[Table 14]より作成

1992 年選挙で、HZDS の支持層の基盤は形成されたと考えることができる。体制

転換の「敗者たち」が HZDS を支持するという構造は、これ以降変わることはなかった。2章で見たように、スロヴァキアの有権者には、社会主義的市場経済への要求が残り続けた。社会的公平性の確保、平等のニーズに対して、HZDS はそれに応える政党であると自己規定しつづけた。

HZDS の経済政策に、理論面・政策立案面での影響が認められる組織として、スロヴァキア経済学者独立協会（以下 NEZES⁴²）がある。

NEZES は 1989 年 12 月に設立され、1960 年代に社会主義経済の提唱者として有名になった経済学者たちによって率いられた組織である。1992 年までには 800 人のメンバーからなる組織に発展した。NEZES は市場の社会的側面の重要性を強調し、HZDS の政策形成に大きな影響を与えた。

体制転換後の早い時期、NEZES は徹底的に脱中心化された連邦の継続と、市場に基づいた、開かれた経済への移行を奨励していた⁴³。しかし、「20 世紀の初めの半世紀に戻るような資本主義の形態には賛成しない。（中略）資本主義と社会主義 自由と平等の二つの良い側面を結びつけることは合理的である。⁴⁴」として、私有化が達成され、グローバルな市場に完全にさらされる前に国家事業の再建と商業化を行い、また価格の自由化以前に独占権を廃することを主張した。

1991 年の夏に失業率が急減する以前から、NEZES は市場の「社会的側面」に対していっそうの注意を払うことを求め始めた。経済再建には大戦後の日本や西独の再建モデルが推薦されたが、その場合でも国家の役割は「真の社会主義国家や福祉国家の形式や機能によるのではなく、市場と公共経済の相乗効果のための最適な市場環境を作り出す、労働福祉国家(work-fare state)の形態」にあるとされた⁴⁵。

NEZES の経済モデルでは、完全な国家行政中枢、市場と国家双方に対応して戦略を持つ私有化された企業、政府の政策に沿った形でのみ企業を支援する銀行の三点に重点が置かれる。国家行政中枢が、経済戦略・財政・経済システムおよびその他の環境を支援・刺激する手段を形成し、管理者と労働者に対する共有の分配によって私有化された企業は、市場および国家双方に対して応える形でビジネス戦略を案出する。また銀行は、政府の政策および目的に合致するように企業にサービスする、というものだった。

こうした経済モデルは、第一次メチアル内閣、チャルノグルスキー内閣期には大きな影響を与えることはなかった。体制転換以前のこの時期には、チェコのクラウス路線に共感する若手が経済政策を担当していた。しかし、NEZES はメチアルに対して、本来は支持していたはずの経済主流派に挑戦するための語彙を提供する。1991 年 4 月に失脚する以前から、メチアルは NEZES の漸進的な戦略を複製していたが、1992 年 6 月に政権に復帰する際には完全にそれを利用した⁴⁶。

以来、NEZES の方針はメチアル政権の政策決定に大きな影響を与えていく。まず、連邦解体に関して、NEZES はスロヴァキアの経済はチェコからの分裂に持ちこたえることができるかと予想し、チェコ経済に対する依存を断ち切るべきだと主張した。独立に伴って

通貨を安定させる緊急の必要が生まれたことから、第二次メチアル内閣は明確なマクロ経済政策の変更をすることはできなかったが、第三次メチアル内閣は明らかに以前とは異なる、拡張主義的な「スロヴァキアの道」に乗り出した。これらのうち、多くの変革は NEZES の提案に類似していた。

当時、NEZES の組織そのものは、主要メンバーの高齢化あるいは死亡によって衰退しており、指導的な役割は、1994 年から 98 年まで財務副大臣を務めたスタネーク (Peter Stanek) やチャルナー (Jana Černá) などの若手によって担われるようになっていた。彼らの目標は、私有化の遅れと外資誘導の失敗を利用することだった。外資の役割を排除して、代わりに人的資源 (技術、インフレに沿った賃金の上昇、社会的平和) の最大化に依存するという戦略が計画された。彼らは規模が比較的大きいスロヴァキアの会社に対して、海外に支店を開き、多国籍企業と競争するために下請け契約をし、ノウハウを売るよう勧めた。また、輸出市場をヨーロッパ、ロシア、アジア全土を通して探すよう促した。

NEZES は国家の役割を調停者 (facilitator) かつ保護者 (protector) であると規定した。政府は補助金よりも、助言、情報、信用保証およびエネルギー価格のコントロールを提供することが重要とされた。調停者としての役割の中心は、インフラストラクチュアとりわけ道路の建設で、その目的は貿易促進および通行料の徴収だけでなく、幅広いニーズのためのネットワーク創設にあった。2001 年から 2003 年までは、最も国外との競争による影響を受けやすいセクターを、WTO が承認した制限内で保護することが提唱され、負債を抱えているが、銀行か国家による救済を受ければ回復する可能性を示している企業の 20% を国家が再生させるべきだという提案がなされた。これは、生産能力を調整するために他の 25 ~ 30% の会社を廃止するという計画を伴っていた。この結果、国家の経済的な役割の多くは、大企業の組織内銀行によって引き受けられることになった。

NEZES の影響を受け、その提案を取り入れながら、HZDS はスロヴァキア独自の経済モデルを形成していったと考えられる。自由化路線を崩すことはなく、かつ、社会的平等と再分配を重視することを目的とした政策は、「中道主義」という言葉に表現されるようになった。

HZDS がこのような政策を選んだ背景として、スロヴァキアでは共産党後継政党が発達せず、社会民主主義政党が育たなかったことがあげられる。経済体制転換が生んだ弱者にどう対処するか、という問題は、東中欧諸国に共通していた。他の東中欧諸国では、早くから社会民主主義政党が現れ、高い支持を得ている。スロヴァキアでは、スロヴァキア共産党の後継政党である SDL' があつたが、単独で高い支持を得ることはなかった⁴⁷。

他方で、中道主義政策の下で進められた、特定産業の保護や、自由貿易のコントロールなどの、経済的保護主義政策は、経済的基盤の弱さを補うためという口実の下に、企業と政権との癒着を可能にしてしまった。

3.4.2 ナショナリズム

HZDS が設立された過程で大きな役割を果たしたのは、連邦あるいはチェコに対抗するという文脈でのスロヴァキア人・ナショナリズムだった。HZDS が設立されたから、連邦と共和国の権限配分を規定する議論は紛糾を続け、二年間の憲法制定議会の任期間には新憲法は制定されなかった。

選挙後の1992年9月には、スロヴァキアの独立が確実になり、連邦の新憲法は制定されないまま、スロヴァキア共和国憲法が制定された。

この憲法には、明白なスロヴァキア人ナショナリズムの現れを読み取ることができる。憲法前文は、「我われスロヴァキア民族」を主語として始められる。そして、「民族的存在および固有の国家体制をめざす数世紀におよぶ闘いの経験」や「キュリロス・メトディオス⁴⁸の精神的遺産や大モラヴィアの歴史的遺訓」が冒頭で想起されることで、民族性が強調されている。

しかし、前文全体の構成は、「我われスロヴァキア民族」が、民族自決の自然権に立脚しつつ、「スロヴァキア共和国の領土に居住する少数民族とエスニック・グループの構成員」とともに、「民主主義的な統治形態、自由な生活の保障、精神文化の発展と経済的繁栄を適用すべく努める」というもので、さらにその先で、「すなわちわれわれスロヴァキア共和国市民は」と主語が転換して、「本憲法を決議する」という文言で締めくくられている。スロヴァキア共和国は、「我われ」=「スロヴァキア民族」のネイション・ステイトであることが明示された上で、その内部には市民原理も同時に採用されているという、折衷的な内容であることが分かる。

チェコスロヴァキアの解体は、レファレンダムなどの方法は採用されないまま、両共和国代表 具体的には、チェコ首相クラウスと、スロヴァキア首相メチアルの話し合いによって決定された。チェコスロヴァキアの解体理由を論じた文献は多いが、この過程についての詳しい研究成果はまだ限られており、何故両者が合意に達したのか、何故レファレンダムは採用されなかったのか、という問いに解答を与えるのは難しい⁴⁹。しかし、メチアルはスロヴァキアの特に経済問題に関する権限の強化を主張はしていたものの、スロヴァキアの独立を首相就任当初から意図してはいなかったことは間違いない。だが、ここで問題にしたいのは、独立の意志はなかったとしても、メチアルは「スロヴァキアの利益を侵害する連邦=チェコ」という図式を用いて世論の支持を得ようとしていたことである。

スロヴァキア人としてのアイデンティティについて分析することは、チェコスロヴァキア人アイデンティティと同様、難しい作業であり、ここでは詳しく立ち入らない⁵⁰。しかし、その特徴として、大国によって歴史を左右されてきた小民族としての自意識が、スロヴァキア人の間にあることは、指摘しておくべきだろう。民族としての集合的な利害を声高に訴えなければ、スロヴァキア人の利益は実現されない、という理屈が、説得力を

持つための土壌として、ナショナリズムは存在していた。他方、チェコにおいては、この時期にナショナリズムの高揚と言えるような運動はほぼまったく起きていない。非民主的な連邦国家が民主化後に、ポピュリスティックな指導者の下に民族を単位とした政治的動員を経験し、それが連邦解体につながることは、旧ユーゴスラヴィア連邦の事例を中心に多く指摘されている⁵¹が、チェコスロヴァキアでは、少なくともスロヴァキア人の側では、民族を軸とした政治問題の争点化があったことは事実である。

このレトリックが歪んだ形で当てはめられたのが、スロヴァキア国内のハンガリー系に対する態度だった。ハンガリー系住民は、体制移行の初期から政治的団体の組織化を行い、マイノリティの権利を訴えていた。その活動は早くから認められ、1989年12月の国民和解内閣には、民族問題担当の副首相として、代表的なハンガリー系団体CSEMADOK（「チェコスロヴァキアにおけるハンガリー系労働者文化協会」）のメンバーである、サンドル・ヴァルガ（Sandor Varga）が入閣している。また、ハンガリー系の学校が設立されるなど、連邦政府が主導する自由化の恩恵を受けていた。

しかし、ハンガリー系の活動が可視化するに従って、スロヴァキア人からの反発が激しくなった。たとえば、1990年3月に、VPNの指導者であるブダイに対して、ハンガリー系とスロヴァキア系の混血であるという理由から、議会から排斥するよう求めるデモが行われている⁵²。ハンガリー人の排斥を求めるデモは、この時期に何度も行われた。

自由化の恩恵を受けたハンガリー系勢力は、自由化を推進する連邦政府を支持していた。一部のスロヴァキア人の目には、ハンガリー系住民が連邦政府に接近し、少数民族でありながら、自分たちスロヴァキア人よりも多くの恩恵を得ているように写ったと思われる。断じることは難しいが、スロヴァキア人はハンガリー帝国の統治下に置かれていたという、歴史の記憶が、このような意識を助長した側面もあるだろう。

3.4.3 運動

HZDSは、政治運動としてのVPNの組織的な性格を継承した。VPNは、体制移行期にそれまで別々に行動していた様々な反体制運動や個人が結集した政治連合体で、反体制という以外は明確な統一的なイデオロギーを持っておらず、また階層的な組織を持たなかったという点でも、政党とは言いがたい組織だった。

HZDSの組織構造には、この性格が強く残っている。1992年選挙の時点で、HZDSは成員の登録すら行っていなかった⁵³。選挙での勝利は、メチアルの個人的な人気に依拠する部分が多く、組織的な集票はほとんど行われなかったと考えられる。

ホートンは、HZDSの組織は政党というよりも運動であると述べている⁵⁴。その名称が「民主スロヴァキア運動」でありつづけたことから分かるように、HZDS自らが、

政党化することを避け、少なくとも大衆的なイメージにおいては、運動でありつづけようとしていた。スロヴァキアでは、共産党一党支配の記憶から、政党に対する否定的なイメージが浸透していたと言われる⁵⁵。政党とは、形式主義や恩顧主義と切り離せないものであるという考えが広く共有されていた。それは第 2 章で見た、政治的組織への信頼度比較における政党への信頼の低さにも確認することができる。

創設直後の HZDS は、自らを、VPN の主流派が今は離れてしまっている、11 月革命当初の VPN の精神を受け継ぐ存在であると規定している。この自己規定の目的は、現在の VPN は一部の利益のためだけに活動していると位置づけてみせることにあるだけでなく、あらゆる人の参加に対して開かれた運動のイメージを、組織化・形式化しつつある VPN に対比して描き出すことにあったと言える。

しかし、実際には、政権を担当してからの HZDS にとって、政党としての形式性を帯びることは避けられなくなった。与党になってから、HZDS の成員数は急増した。キリスト教組織を後ろ盾にした野党に対抗するためにも、集票のための組織化は必要になった。また、資金源を確保する上でも、特定の利益団体と結びつく必要が生じた⁵⁶。

強力な利益団体を持たないまま与党になった HZDS は、利益団体を行政の側から組織するという手段をとった。また、私有化プロセスを通じて ZP などの企業家集団に利益誘導を行うことで、支持基盤を確立することになった⁵⁷。

また、人材の確保については、HZDS の成員やメチアル政権期に登用された官僚には、旧共産黨員や旧体制において一定の社会的地位にあった人物が多い。これは、HZDS が実際には、反体制派の活動家たちの活躍の場としてよりも、旧体制派のエリート層の受け皿として機能していたことを示す。結果として、スロヴァキアにおいては、体制時代の「過去の清算」は他の東中欧諸国のように徹底した形では行われなかった。

組織構造について、HZDS が VPN 時代から引き継いだもう一つの点は、メチアルによる個人主義的な運営である。HZDS はそもそもメチアルの個人主義の結果、VPN 指導部との間に軋轢が生じたことから設立に至った組織であるが、組織化が進んでいなかった HZDS にとって、広い範囲の個人に訴えるカリスマ的政治家は必要であり、その地位は少なくとも HZDS の外部の認識においては確立していった。

政治家としてのメチアルについては、まだ十分な研究がなされておらず、回顧録等も出版されていないことから、HZDS 内部における彼のリーダーシップがどのような性質のものだったのか、不明確な点は多々ある。また、少なくとも政権内部では、SNS・ZRS という小政党を連立パートナーとしていたために、メチアルはこれらの政党を多分に尊重せねばならず、「独裁的」という一般的な評価はあたらぬという、批判的な研究もある⁵⁸。

しかし、その影響力は、連邦の崩壊とスロヴァキアの独立過程を通じて、国内でのカリスマの人氣が確立するにしたがって、増大したと考えられる。93 年 94 年に連続した、クニャシコ派・モラウチーク派の離脱は、このようなメチアルの方針に対する反発として起こっている。HZDS 内部の意思決定プロセスについては、今後の研究が待たれるが、HZDS

が党首メチアルの権限が極端に大きい組織として特徴づけられる点は変化しないように思われる。

-
- ¹ Verejnost proti nasiliu (英語名 The Public Against Violence)
- ² 体制転換以前の運動については、長與進『『プラハの春』以後のチェコスロヴァキア『社会主義』 スロヴァキアの『市民』運動の動向』1989年菊地昌典編『社会主義と現実世界2 社会主義の現実 東欧・ベトナム・アフリカ』所収
- ³ 正常化期のカトリック教会については、Sabrina Petra Ramet, “The Catholic Church in Czechoslovakia, 1948-1991,” *Studies in comparative communism* 24, no. 4(1991): 377-93
- ⁴ 長與、*loc. cit.*: 94
- ⁵ 長與、*loc. cit.*: 95
- ⁶ Jan Rychlík, 2002. *Rozpod Československa: Česko-slovenské vztahy 1989-1992* 46
- ⁷ Jan Rychlík, *ibid.*:45
- ⁸ 学生の殺害に関しては、国家警察による陰謀説がある。三浦元博、山崎博康著『東欧革命 権力の内側で何が起きたか』1992:182
- ⁹ 科学アカデミー予測研究所は、共産党イデオロギーに拘束されていないエコノミストの集団として、経済改革構想を提案しており、西側からも注目されていた。研究所長のコマレクをはじめ、ドロウヒー、クラウスの三人は、第1次チャルファ内閣で経済担当第一副首相、蔵相、国家計画委員会議長（後に経済相）という、経済関連の主要ポストを独占し、その後の経済政策に多大な影響を与えていく。
- ¹⁰ 長與進訳、藤本和貴夫、加藤一夫編『ソ連・東欧の体制変動 ドキュメント 1988 - 1991』1991: 244
- ¹¹ この声明には、スロヴァキア人俳優のクニャシコ（後にVPNに参加し、スロヴァキア政府対外関係担当無任所相）も署名していた。
- ¹² Jan Rychlík, *op. cit.*: 72
- ¹³ Jan Rychlík, *op. cit.*: 78
- ¹⁴ 林、1993: 84
- ¹⁵ Rudé právo, 1999.1.26
- ¹⁶ チェコスロヴァキアは、「プラハの春」に対してワルシャワ条約機構軍の介入が行われた直後の1968年10月27日、憲法法令第143号法によって連邦制を導入している（1969年1月1日施行）。すなわち、チェコスロヴァキア社会主義共和国の内部に、チェコ共和国とスロヴァキア共和国が創設された。両共和国はそれぞれ独自の議会（国民議会）と独自の政府を持った二つの完全な主権国家で、連邦議会と連邦政府に自発的に主権の一部を委任した国家であるとされた。連邦議会は二院制で、人民院と民族院から成る。人民院議員は全国から比例代表によって選出され、民族院は各共和国から同数選出された。特徴的なのはいわゆる「マイノリティ拒否権（*zákaz majorizace*）」の存在で、特定事項の決議にはスロヴァキア共和国選出議員団の支持が必要とされていた。1970年改正によって、連邦省における国家書記が廃止されるなど、共和国対等原理は後退したが、連邦制の導入によってスロヴァキア人が連邦レベルでのポストに就くことが一般化し、強力なスロヴァキア人管理職クラスが誕生した。連邦制の成立は「プラハの春」唯一の成果であるとも言われる。連邦制導入の経緯およびその特徴については、林忠行「第4章チェコスロヴァキア」（柴宣弘、中井和夫、林忠行編『連邦解体の比較研究』1998）
- ¹⁷ 「市民組織『暴力に反対する公衆』とスロヴァキア大学生調整委員会の綱領宣言」1989年11月25日、『リテラルニ・ティージェニク(文学週刊)』1989年12月8日号掲載(日本語訳は以下を参照。藤本和貴夫、加藤一夫編『ソ連・東欧の体制変動 ドキュメント 1988-1991』1991年 p.246)
- ¹⁸ チェコの伝統的紋章は聖ヴァーツラフの王冠をかぶった二股の尾の白いライオン、スロヴァキアはタトラ、マトラ、ファトラの三山とその上にそびえる二重十字架であるが、1960年版では白いライオンから王冠がはずされ、スロヴァキアの紋章はクリヴァーニ山のシルエットに、第二次大戦中のスロヴァキア民族蜂起をあらわす金色の焚き火を描いたものに変えられた。国章問題については、長與進「中部ヨーロッパ意識と小さな民族」(『窓』1990年第3号 p.89-103)、長與進「東欧の地殻変動のなかの小さな民族」(『窓』1990年第6号 p.57-76)
- ¹⁹ スロヴァキア科学アカデミー歴史学研究所歴史家委員会のアピール(『文学週刊』1989年12月15日号: 長與(1990)からの再引用)
- ²⁰ 「チェコとスロヴァキア連邦共和国の国家シンボルに関する憲法条項」(1990年4月20日付け連邦議会承認)
- ²¹ 「ハイフン論争」については、長與進「東欧の地殻変動のなかの小さな民族」(『窓』1990年第6号 p.57-76)

長與進『『チェコスロヴァキア』か『チェコ スロヴァキア』か ハイフンの政治学』(薩摩秀登編『チェコとスロヴァキアを知るための56章』2003年p.107-108)ハイフン入りの国名については歴史的な経緯がある。そもそも1918年前後の国家成立期には両方の表記が厳密に区別されることなく使われており、1918年10月30日「マルティン宣言」では両者が併用されている。1920年の第一共和国ではハイフンなしが正式な形になったが、ミュンヘン協定後の第二共和国ではハイフン入りの「チェコ-スロヴァキア」が正式とされた。

²² 長與、1990:67

²³ 「チェコスロヴァキア社会主義共和国の名称変更に関する憲法条項」

²⁴ 長與、*loc. cit.*:68

²⁵ 大戦間期にスロヴァキアの自治を主張した、スロヴァキア人民党党首アンドレイ・フリンカ、その後継者で独立スロヴァキア国首相・大統領ヨゼフ・ティソ、および独立スロヴァキア国自体を主な対象とした「歴史の見直し」プロセスについては、長與進「過去に呪縛される小さな民族」(『窓』1991年第8号p.111-130)

²⁶ 人民院は人口比例によって議席が配分され、民族院は両共和国に同数の議席が配分されている。

²⁷ SNSの綱領宣言(1990年3月)は、「民族的アイデンティティ・共同の帰属意識・全民族的利害関係」に基づいたスロヴァキア人の統合、「スロヴァキア民族の自決権」を謳い、スロヴァキア領土内最大の少数民族であるハンガリー人については、「かつての抑圧民族」と表現している。(藤本和貴夫、加藤一夫編『ソ連・東欧の体制変動 ドキュメント1988-1991』1991年p.255)

²⁸ いずれもスロヴァキア国民議会選挙の数字。

²⁹ OFは連邦制に修正が必要であることは認識していたが、そのプライオリティは政治体制や経済体制の変革と比べ低かった。

³⁰ ただし、運動自体の広範性ゆえ、当初から独立を要求する勢力もVPN内に存在した。

³¹ Šanca pre Slovensko, Program huntia Vereinosť proti násiliu (Bratislava, 1990)

³² Hlavní zásady volebného programu KDH.

³³ もっとも極端な主張を行ったのはSNSで、非常に緩やかな両共和国の連携のみを主張した。しかし、SNSですら、1990年前半には独立の意向を示してはいない。

³⁴ 林忠行「チェコスロヴァキアにおける政党政治の再編と連邦の解体 1989~92年」(1993年4月、『ロシア研究』第16号)p.84-107

³⁵ もっともクラウスは初めから急進派だったわけではなく、1989年10月にイエジェクとともにミュンヘンで開かれた国際会議に提出した報告書の中では、急進的改革は危険であり、段階的に実施するべきであるとしている。クラウスが方向を転換した背景には、IMFや隣国ポーランドでの改革の影響があるとされている。クラウス、コマレク、イエジェクなど、体制転換期の経済改革を担当したメンバーの多くは社会主義体制下のチェコスロヴァキア科学アカデミー予測研究所に所属していた経歴を持つ。チェコスロヴァキアの経済改革については、以下を参照：池本修一「チェコスロヴァキアの国営企業法と経済改革の可能性」(『ソ連研究』第9号、1989年10月)、池本修一「模索のチェコスロヴァキア経済」(『世界』1990年12月号)、池本修一「チェコスロヴァキア 市場経済の移行の現状と課題」(西村可明著『市場経済化と体制転換』日本貿易振興会1992年2月)、前川守「IMF型経済改革 チェコスロバキアの経験」(『経済セミナー増刊・IMFロシア・レポート』、1992年9月)、コマレクへのインタビュー(聞き手：池本修一)：「続・チェコスロヴァキアにおける体制転換 ビロード革命前後の経済改革論争」(『経済セミナー』1995年8月号)、イエジェクへのインタビュー(聞き手：同上)：「チェコスロヴァキアにおける体制転換(上)(下)」(『経済セミナー』1995年10月号、11月号)

³⁶ 柴宣弘、中井和夫、林忠行『連邦解体の比較研究』1998:135

³⁷ 1992年4月の世論調査では、国民が関心を持っている領域の順位は、第一位生活水準、第二位失業率が合わせて30%近く、第四位の物価安定と合わせて半数近くが経済領域に関心を示している。(Centrum pre sociálnu analýzu, *Slovensko pred voľbami*, apríl 1992, p.3)

³⁸ 9月10・11日にピエシチャニ、9月27日にクロムニェジシ、10月28日にスラフコフでそれぞれ行われた。

³⁹ Jan Rychlík, 2002: 347

⁴⁰ 「最悪の支配が訪れるとき」メチアルとのインタビュー(聞き手：ルカーシ・マルヴァン、ドゥシャン・ムルニャ、日本語訳：長與進)(『Quo』第1号1991年10月p.116 原文はチェコの週刊誌『レポルテール』に掲載)

⁴¹ ブダイは1970年代末に国外移住を申請した際に、パスポートの交付と引き換えに国家保安警察に協力する旨の署名をした。長與進「ブラチスラヴァの一反対派青年の栄光と蹉跎」、南塚信吾編著『東欧革命と民衆』：124

⁴² Nezávislé združenie ekonómov Slovenska 英訳：the Independent Association of Economists of

Slovakia/ Slovak Economists

- ⁴³ Williams によれば、その文書において、「資本主義(capitalism)」という言葉は目だって使われていなく、使われる場合でも「古典的な」形をとることは回避されていた。Williams(2000), p.5
- ⁴⁴ Ivan Kopernický, 'Economic Reform Conception Prepared by NEZES in Comparison with Prominent Japanese Experts' Experience and Opinions', in The Association of Independent Economists of Slovakia, *Contemporary Dynamics of Economic Thinking and the Czecho-Slovak Economic Reform*, 1992, p.68
- ⁴⁵ Hvezdoň Kočtúch, 'The Slovak Economy and its Competitiveness', in The Slovak Economists Independent Association, *On Competitiveness of the Slovak Economy*, 1992, p.32
- ⁴⁶ Williams, 2000: 6
- ⁴⁷ SDL'はモラウチーク内閣、第一次ズリンダ内閣の連立政権に加わったが、その後人気急落し、2002年選挙では議席を得られなかった。他方、2002年選挙では、組織としての継続性という点では旧共産党とは無関係の「スロヴァキア共産党(KSS)」が11議席を得ていることが注目される。
- ⁴⁸ 9世紀に、モラヴィア公に依頼されてスラヴ語でのキリスト教布教を行った、ギリシア出身の兄弟。19世紀以降、「スラヴ人の使徒」としてチェコ人・スロヴァキア人の尊敬の対象となった。
- ⁴⁹ チェコスロヴァキア分裂の原因論については、第1章の脚注35を参照。
- ⁵⁰ スロヴァキア人ナショナリズムについては、第2章の脚注9を参照。
- ⁵¹ 邦語文献としては、久保慶一『引き裂かれた国家』(2003年)など。旧社会主義国では、ソ連邦、ユーゴスラヴィア、チェコスロヴァキアの三つの連邦国家がいずれも早期に分裂することになった。三者の解体過程を比較したものとしては、柴宜弘,中井和夫,林忠行著『連邦解体の比較研究: ソ連・ユーゴ・チェコ』(1998年)
- ⁵² Edith Oltay, "Hungarians in Slovakia Organize to Press for Ethnic Rights," *Report on Eastern Europe* 1, no. 22(June 1, 1990):22
- ⁵³ 林 1993: 105
- ⁵⁴ Haughton, 2001: 747
- ⁵⁵ Linz & Stepan,1996: 11
- ⁵⁶ HZDSの組織的な変化については、Haughton, *loc. cit.*
- ⁵⁷ 政党化の要請に応えようとする勢力と、政治運動としての位置づけにとどまろうとする勢力の対立は、チェコのOFでも同様に生じていた。クラウスを中心とするグループは、明確な政策綱領を掲げる組織政党への脱皮を求めたのに対して、「憲章77」などの反体制運動に参加していたグループは、それまでの穏やかな市民連合としてのOFの性格を維持することを求めて、それぞれ市民民主党(ODÚ)と市民運動(OH)に分裂した。
- ⁵⁸ メチアルのリーダーシップ分析については、本稿 p.44 を参照。

結論

本稿の目的は、体制移行期に VPN 内部で争点化し、VPN の分裂・HZDS の成立を引き起こしたスロヴァキア政治上の課題が、その後のメチアル政権に与えた影響について、1) 平等、2) ナショナリズム、3) 運動の三点から論じることにある。

まず、体制移行後の経済体制転換を背景に生まれた「平等」への要求は、メチアル政権にどう取り込まれたのだろうか。

その要求が特に強く見られたスロヴァキアでは、体制移行後も、政治的な自由化とは別に、社会主義的な所得再配分・社会的公平性への要求が強く維持された。急進的な経済自由化に反対し国家による保護を求める志向が、有権者の間に形成されていった。

スロヴァキアにおいて、その要求の受け皿となったのは社会民主主義政党ではなく、体制移行を主導した VPN から分裂した HZDS だった。急進的な経済体制転換を進めるべきか否かという問題は、チェコにおいても争点化していたが、HZDS は、経済的に先進しているチェコにとって有益な急進的改革を進める連邦に対して、スロヴァキアの主権をどの程度主張するか、というナショナリズムの問題と結びつけて、連邦の方針に反対した。

政権についた HZDS は、このときに確立した支持層を維持するために、「平等」志向の姿勢を崩さないまま、自由化を進めるという「中道主義」を政策に掲げることになった。中道主義政策の下で進められた、特定産業の保護や、自由貿易のコントロールなどの、経済的保護主義政策は、経済的基盤の弱さを補うためという口実の下に、企業と政権との癒着を可能にしてしまった。

スロヴァキア人ナショナリズムは、どう影響したのだろうか。

HZDS は、主に経済体制転換について、自党が反対する連邦政府の政策が、スロヴァキア国内全体にマイナスの影響を引き起こすという文脈において、スロヴァキア人ナショナリズムを利用した。ナショナリズムは、経済体制転換の「敗者たち」が誰であるかを特定するための外縁を提供した。強者である「連邦 = チェコ」から侵害される弱者としてのスロヴァキアという、スロヴァキア人にとって馴染み深いレトリックは、弱者を保護するものとしての国家観と結びついて用いられた。

この意味でのナショナリズムが体制移行期に隆盛したことは、独立後にも影響を及ぼした。国内のハンガリー系住民に対する反発は、自由化によって少数民族の権利が保障されていく過程で生まれたが、連邦と結びつくことでスロヴァキア人の権利に優越して権利保護を受けることへの反発が、多数派の利益を犠牲にする少数派保護への反発として、独立後にも継承された。

「スロヴァキア建国の父」であるメチアルのカリスマ的人気に支えられた HZDS

にとって、スロヴァキア人ナショナリストからの支持は大きく、連立政権内の SNS という急進的ナショナリスト政党の存在もあって、少数民族に対する抑圧的な政策が実行された。同じことは、EU/NATO 加盟への姿勢にもあてはまる。

政治の制度化を避け、「運動」を志向する傾向は、どう影響したのだろうか。

HZDS は、政治運動としての VPN の組織的な性格を継承した。スロヴァキアでは、共産党一党支配の記憶から、政党に対する否定的なイメージが浸透しており、政党に対する信頼度は低かった。HZDS は政党化によって政治制度化することを避け、少なくとも大衆的なイメージにおいては、運動でありつづけようとした。

しかし、実際には、政権を担当してからの HZDS にとって、政党としての形式性・制度性を帯びることは避けられなくなった。HZDS の成員数は急増し、集票のためにも、また、資金源を確保する上でも、組織化を進め、特定の利益団体と結びつく必要が生じた。

強力な利益団体を持たないまま与党になった HZDS は、利益団体を行政の側から組織するという手段をとった。私有化プロセスを通じて ZP などの企業家集団に利益誘導を行うことで、支持基盤を確立することになった。HZDS 内部の組織に関しては、設立のリーダーシップをとったメチアルによる、個人主義的な運営が継続した。

本稿のもう一つの目的は、以上のような体制転換プロセスの分析からひるがえって、体制評価の視角を見直すことにあった。

1・2章で見たように、「民主主義の固定化」論の視角をとった場合、平等・ナショナリズム・運動という価値への志向は、結果として非民主的な傾向を持った政権に対する独立変数の一つとして述べられることになる。

「固定化」の視点からの研究においても、HZDS の支持層は改革の「敗者」であることや、スロヴァキア人ナショナリズムの存在や、政治の制度化への懸念が存在していたことは指摘されているが、それらは体制のあり方を決定する独立変数の中でのノイズとして扱われる。

ただし、「固定化」論が想定する理念型からの距離をはかることによって、対象事例の性質を確定することは、一定の比較を可能にし、意味がないとは思わない。

「固定化」を民主主義のスタンダードな基準とした場合の、サブ・モデルを立てる試みが必要であるとの認識に立てば、その前提として、「固定化」論からは洩れてしまう事例の特色を抽出することは有益だろう。本稿は、スロヴァキアという「固定化」の途を外れた事例を扱うことによって、それを実行したと言える。

以下では、最後に、議論をサブ・モデルの構築につなげるために、いくつかの点を指摘して本稿を閉じたい。

- 1、本稿での議論を民主主義の一つのモデルに反映させるための、一番大きな課題は、平等・ナショナリズム・運動の三点が、体制移行プロセスを通して形成された、有権者レベルでの志向、あるいは政治的アクターの志向であること、それが体制転換期の政治的アクターの行動において、経済の自由化反対・民族主義的傾向・政治的制度化の遅れとなって現れることの二点を、A)体制転換分析、B)「民主主義の固定化」論の双方に位置づけることである。
- 2、A)については、たとえば、利益媒介システムの形成に注目したシュミッターの研究¹の系譜に位置づけていくことが可能であると思われる。シュミッターは、デモクラシーそのものの定義を複数の部分的体制の集合体と捉えなおし、部分的体制の固有の組み合わせが構造化される過程として、「固定化」を捉えている。この視点に立てば、「スロヴァキア型」の民主主義が構造化される過程を描くことも可能であると考えられる。
- 3、B)については、「民主主義の固定化」と並列するサブ・モデルを、どのように定義するのが問題として残る。シュミッターのような根本的なデモクラシー定義の変更を想定しないかぎり、それは不可能なのかもしれない。その結論を出すためにも、「固定化」から洩れてしまう現象にどのようなものがあるのか、様々な事例において検討する必要があるだろう。
- 4、「固定化」の指標は、EUのコンディショナリティの指標と類似していることは本稿でも確認した。経済面での統合が中心だったEUが、政治的共同体としての深化・拡大を始めたのは、1990年代、すなわち東中欧に体制転換が起こった後のことである。EUの加盟国は民主的であるべきとする、コンディショナリティは、EUが政治的共同体化する過程で設定された。この過程を、EUが民主主義のスタンダードを確立する過程と見れば、「民主主義ではない事例」として示されたのが、スロヴァキアなどの加盟交渉に乗り遅れた国々だったと言える。このようなEUの事情が「固定化」論にどのような影響を及ぼしたかについて、本稿では触れることができなかったが、民主主義のスタンダードが示されたのが、ごく近年の出来事に過ぎないことは、「固定化」論とスロヴァキアをどのように位置づけるのか考える上で、一つの論点となりうるのではないか。

¹ Schmitter, Philippe C., 1992. "The consolidation of democracy and representation of social groups," *American Behavioral Scientists*, 35, pp.422-49

【付録】

スロヴァキアの EU 加盟交渉過程

年月	加盟交渉過程
1993.1	スロヴァキア共和国成立（第 2 次メチアル内閣）
1993.6	コペンハーゲン欧州理事会開催
1993.10	EC と新連合協定(Europe Agreement)に調印
1994.3	第 2 次メチアル内閣倒閣
1994.3	モラウチーク内閣成立
1994.9/10	国民評議会総選挙
1994.11	与党 3 党による野党排除
1994.11	独仏の駐スロヴァキア大使が EU を代表し、スロヴァキアの政治動向に警告を行う外交文書を手交
1994.12	第 3 次メチアル内閣成立
1995.2	新連合協定発効
1995.6	EU への加盟申請を行う
	政府と大統領の対立、憲法裁判所の判決無視などが相次ぐ
1995.10	仏伊西 3 国の大使が EU の第 2 の警告文書を手交
1995.12	欧州議会、スロヴァキアを非難する決議を行う
	ゴリデール事件、大統領の直接選挙と NATO 加盟に関するレファレンダムの妨害、言語法の制定
1997.1	欧州議会、スロヴァキアに対する非難決議を行う
1997.7	欧州委員会が「アジェンダ 2000」(Agenda 2000)発表
1997.12	ルクセンブルク欧州理事会（スロヴァキアを外した加盟候補国第 1 グループと交渉を開始する決定）
1998.9	国民評議会総選挙
1998.10	第 1 次ズリンダ内閣成立
1998.11	欧州委員会、『定例報告』で、新政権について好意的な評価
1999.11	欧州委員会、『定例報告』で、スロヴァキアが「コペンハーゲン基準」を満たしていると報告
1999.12	ヘルシンキ欧州理事会（加盟候補国第 2 グループとの交渉開始を決定）
2000	スロヴァキアとの正式加盟交渉開始
2001.12	ラーケン欧州理事会（スロヴァキアを含む 10 カ国の加盟を発表）
2002.5	欧州委員会拡大問題担当委員フェアホイゲン(Gunter Verheugen)プラチスラヴァ訪問 メチアル政権復活を危惧するコメントを発表
2002.9	国民評議会総選挙
2002.10	第 2 次ズリンダ内閣成立
2002.12	コペンハーゲン欧州理事会（10 カ国の 2004 年 5 月同時加盟を決定）
2004.5	新規 10 カ国の一員として EU 加盟

スロヴァキアの選挙結果（1990～2002年）

1990年国民評議会選挙結果

政党名	得票率	議席占有率	議席数
暴力に反対する公衆(VPN)	29.34%	32.7%	49
キリスト教民主運動(KDH)	19.20%	20.0%	30
スロヴァキア国民党(SNS)	13.94%	15.3%	23
スロヴァキア共産党(KSS)	13.34%	14.0%	21
ハンガリー人キリスト教民主運動(MKDH)	8.66%	9.3%	14
民主党(DS)	4.39%	4.7%	7
緑の党(SZ)	3.48%	4.0%	6
その他	7.65%	0.0%	0
合計	100.00%	100.00%	150

1992年国民議会選挙結果

政党名	得票率	議席占有率	議席数
民主スロヴァキア運動(HZDS)	37.26%	49.3%	74
民主左翼党(SDL')	14.70%	19.3%	29
キリスト教民主運動(KDH)	8.88%	12.0%	18
スロヴァキア国民党(SNS)	7.93%	10.0%	15
ハンガリー人キリスト教民主運動=共存	7.42%	9.3%	14
その他	23.81%	0.0%	0
合計	100.00%	100.00%	150

1994年国民評議会選挙結果

政党名	得票率	議席占有率	議席数
民主スロヴァキア運動=農民党(HZDS-RSS)	34.96%	40.7%	61
共通の選択(SV)	10.41%	12.0%	18
ハンガリー人連立(MK)	10.18%	11.3%	17
キリスト教民主運動(KDH)	10.08%	11.3%	17
民主連合(DU)	8.57%	10.0%	15
スロヴァキア労働者連盟(ZRS)	7.34%	8.7%	13
スロヴァキア国民党(SNS)	5.40%	6.0%	9
その他	13.06%	0.0%	0
合計	100.00%	100.00%	150

SD, SDSS, SZS, 農業者運動の左派政党による選挙連合。

1998 年国民議会選挙結果

政党名	得票率	議席占有率	議席数
民主スロヴァキア運動(HZDS)	27.00%	28.7%	43
スロヴァキア民主連立(SDK)	26.33%	28.0%	42
民主左翼党(SDL')	14.66%	15.3%	23
ハンガリー人連立党(SMK)	9.12%	10.0%	15
スロヴァキア国民党(SNS)	9.07%	9.3%	14
市民合意党(SOP)	8.01%	8.7%	13
その他	5.81%	0.0%	0
合計	100.00%	100.00%	150

SDK : KDH+DU+DS

2002 年国民議会選挙結果

政党名	得票率	議席占有率	議席数
民主スロヴァキア運動(HZDS)	19.50%	24.0%	36
スロヴァキア民主キリスト教連 合(SDKU)	15.09%	18.7%	28
方向(Smer)	13.46%	16.7%	25
ハンガリー人連立党(SMK)	11.16%	13.3%	20
キリスト教民主運動(KDH)	8.25%	10.0%	15
新市民同盟(ANO)	8.01%	10.0%	15
スロヴァキア共産党(KSS)	6.32%	7.3%	11
その他	18.21%	0.0%	0
合計	100.00%	100.00%	150

注) スロヴァキアの選挙制度

構成：一院制、定員 150 議席

投票方法：普通平等直接の選挙権に基づき、秘密投票によって比例代表制の原則に従って行われる。(「スロヴァキア国民議会選挙に関する法律」第一条)

選挙権：スロヴァキアの領土に定住所を持つ、18 歳以上の市民。(第二条第 1 項)

被選挙権：21 歳以上の市民。(第三条)

5 パーセント条項：議会に議席を獲得できるのは、有効投票総数の 5 パーセント以上を獲得した政党(2 - 3 政党の連立の場合は 7 パーセント以上、4 政党以上の連立では 10 パーセント以上)(第四十一条)

【資料・参考文献】

1、資料

- European Commission, *Agenda 2000- Commission Opinion on Slovakia's Application for Membership of the European Union* (Brussels, 1997), C. Summary and Conclusion
 European Commission, *Progress Report* - November 1998
 European Commission, *Progress Report* - October 13, 1999
 European Commission, *Regular Report* - November 8, 2000
 European Commission, *Regular Report* - November 13, 2001
 European Commission, *Regular Report* - October 9, 2002
 European Commission, *Regular Report* - November 5, 2003

2、新聞・雑誌

Narodna obroda
Pravda
SME
Slovak Spectator

3、研究文献

- Appel, Hilary and Gould, John, 2000. 'Identity Politics and Economic Reform: Examining Industry-State Relations in the Czech and Slovak Republics', *EUROPE-ASIA STUDIES*, Vol. 52, No. 1, 2000, pp.111-131
- Bútorá, Martin, Grigorij Mesežnikov, Zora Bútorová and Sharon Fisher (eds.), 1999. *The 1998 Parliamentary Elections and Democratic Rebirth in Slovakia*
- Baer, Josette, 2001. "Boxing and Politics in Slovakia: 'Meciarism'—Roots, Theory, Practice," in *Democratization*, Vol.8, No.2, pp.97-116
- Burnell, Peter ed. 2000. *Democracy Assistance: International Co-operation for Democratization*
- Diamond, Larry, 1999. *Developing democracy: toward consolidation*, Johns Hopkins University Press
- Gunther, Richard, P. Nikoforos Diamadouros & Hans-Jurgen Puhle, eds. 1995. *The Politics of Democratic Consolidation: Southern Europe in Comparative Perspectives*
- Houghton, Tim, 2001. HZDS: The Ideology, Organisation and Support Base of Slovakia's Most Successful Party, in *EUROPE-ASIA STUDIES*, Vol.53, No.5, pp.745-769
- Houghton, Tim, 2002. Vladimir Meciar and his Role in the 1994-1998 Slovak Coalition Government, in *EUROPE-ASIA STUDIES*, Vol.54, No.8, pp.1319-1339
- Houghton, Tim, 2003. Facilitator and Impeder: The Institutional Framework of Slovak Politics during the Premiership of Vladimir Meciar, in *Slovanic and East European Review*, Vol.81, No.2, pp.267-291
- Hazan, Reuven Y., 1997. *Centre Parties: Polarization and Competition in European Parliamentary Democracies*
- Held, David, 1995. *Democracy and the Global Order: From the Modern State to Cosmopolitan Governance* (邦訳『デモクラシーと世界秩序：地球市民の政治学』佐々木寛・遠藤誠治・小林誠・土井美德・山田竜作共訳)

- Higley, John & Richard Gunther, eds. 1992. *Elites and Democratic Consolidation in Latin America and Southern Europe*
- Huntington, Samuel P., 1991. *The Third Wave: Democratization in the Late-Twentieth Century*, University of Oklahoma Press. (ハンチントン『第三の波 二〇世紀後半の民主化』坪郷實・中道寿一ほか訳, 三嶺書房, 1995.)
- Kaldor, Mary and Vejvoda, Ivan, eds., 1999. *Democratization in Central and Eastern Europe*,
- Macpherson, C. B., 1977. *The Life and Times of Liberal Democracy*,
- Malova, Darina 1997. The Development of Interest Representation in Slovakia after 1989: From 'Transition Belts' to 'Party-State Corporatism'? , in S. Szomolányi & G. Mesežunikov, eds.(1997), *Slovakia: Problems of Democratic Consolidation and the Struggle for the Rules of the Game*
- Mikloš, Ivan, 1997. "Economic Transition and the Emergence of Clientarist Structures in Slovakia," in Soňa Szomolányi and John A. Gould (eds.), *Slovakia: Problems of Democratic Consolidation and the Struggle for the Rules of the Game*, 1997
- Musil, Jiri, 1995. *The End of Czechoslovakia*, Central European University Press
- Williams, Kieran, ed, 2000. *Slovakia after Communism and Meciarism*
- Lintz, Juan.J, and Alfred Stepan, eds. 1996. *Problems of Democratic Transition and Consolidation: Southern Europe, South America, and Post-Communist Europe*
- O ' Donnell, G. and Schmitter, P., 1986. *Transition from Authoritarian Rule: Tentative Conclusions about Uncertain Democracies*, The Johns Hopkins University Press. (シュミッター, オドネル『民主化の比較政治学』真柄秀子・井戸正伸訳, 未来社, 1986.)
- Pridham, Geoffrey, ed., 1991. *Encouraging Democracy: The International Context of Regime Transition in Southern Europe*
2000. *The Dynamics of Democratization : A Comparative Approach*
2002. The European Union's Democratic Conditionality and Domestic Politics in Slovakia, *Europe-Asia Studies*, 54(2)
2002. EU Enlargement and Consolidating Democracy in Post-Communist States-Formality and Reality, *Journal of Common Market Studies*, 40(3)
- Pridham, Geoffrey, Eric Herring and George Sanford eds. 1994. *Building Democracy? The International Dimensions of Democratization in Eastern Europe*
- Proházka, Radoslav, 2002. *Mission Accomplished on Founding Constitutional Adjudication in Central Europe*
- Przeworski, Adam, 1986. "Some problems in the study of the transition to democracy," in Guillermo O'Donnell, Philippe C. Schmitter, Laurence Whitehead, eds., *Transitions from authoritarian rule : comparative perspectives*, 1986
1995. "National Consciousness and Common State," in Musil, Jiri, *The End of Czechoslovakia*, Central European University Press
- Rychlík, Jan, 2002. *Rozpod Československa: Česko-slovenské vztahy 1989-1992*
- Ripnik, Jacques and Zielonka, Jan, eds. 2003. *The road to the European Union vol.1 The Czech and Slovak Republics*
- Rustow, Dankwart A., 1970. "Transition to democracy: Toward a dynamic model," *Comparative Politics*, 3, pp.337-63
- Schmitter, Philippe C. 1992. "The consolidation of democracy and representation of social groups," *American Behavioral Scientists*, 35, pp.422-49
- 1994/95. "The consolidation of political democracies," (paper for Stanford

- University) in Geoffrey Pridham, ed. (1995), *Transition to Democracy: Comparative Perspectives from Southern Europe, Latin America and Eastern Europe*, pp.535-69
1996. "The Influence of the International Context upon the Choice of National Institutions and Policies in Neo-Democracies," in Whitehead, ed., 1996. *The International Dimensions of Democratization: Europe and the Americas*, pp.26-58
- Smith, Karen E., 2001. "Western Actors and the Promotion of Democracy," in Jan Zielonka and Alex Pravda, eds., 2001. *Democratic Consolidation in Eastern Europe, Vol.2 International and Transnational Factors*, pp.31-57
- Szomolányi, Soňa and Mesežunikov, Grigorij, eds. 1997. *Slovakia: Problems of Democratic Consolidation and the Struggle for the Rules of the Game*
1999. "Slovakia between Eastern and Central European Ways of Transition", in Vladimíra Dvoráková, ed., *Success or Failure? : Ten After*, 1999, p.24-38
1999. *Kľukata Cesta Slovenka k Demokracii*, Bratislava
- Toma, Peter, A., and Kováč, Dusan, 2001. *Slovakia- from Samo to Dzurinda*
- Whitehead, Laurence ed.1996. *The International Dimensions of Democratization: Europe and Americas*
- Zielonka, Jan and Pravda, Alex, eds., 2001. *Democratic Consolidation in Eastern Europe, Vol.2 International and Transnational Factors*, Oxford University Press

Slovakia : A Global Report on the State of Society (1995 ~ 2003 年)

4、邦語文献

- 塩川伸明、1994. 『社会主義とは何だったのか』
1994. 『ソ連とは何だったのか』
1999. 『現存した社会主義 リヴァイアサンの素顔』
2004. 『《20世紀史》を考える』
- 柴宣弘、中井和夫、林忠行編、1998 『連邦解体の比較研究』
- 長與進、1990. 「東欧の地殻変動のなかの小さな民族」『窓』1990年第6号 p.57-76
1991. 「過去に呪縛される小さな民族」『窓』1991年8月号 p.111-130
1996. 「スロヴァキアの大統領と政府」日本国際問題研究所 『東欧諸国の大統領と政府』(平成7年度外務省委託研究報告書)
1997. 「スロヴァキアの地方制度」家田修編 『ロシア・東欧における地方制度と社会文化』所収
- 林忠行、1992. 「連邦解体に走るチェコスロヴァキアの運命」『世界週報』73巻29号、pp.40-45
1993. 「チェコスロヴァキアにおける政党政治の再編と連邦の解体」『ロシア研究』4月第16号 pp.84-107
1997. 「東中欧諸国における左派政党の位置」『ロシア・東欧学会年報』第25号 pp.20-30
1998. 「チェコスロヴァキア」『連邦解体の比較研究』柴宣弘、中井和夫、林忠行著、多賀出版
2002. 「共産党体制崩壊後のスロヴァキアにおける「民主主義」と「権威主義」」(日本比較政治学会報告2002年)
2003. 「スロヴァキアの国内政治とEU加盟問題」、日本比較政治学会編 『EUの中の国民国家』所収
- 平田武、2003. 「政治文化の側面から見た東中欧デモクラシーの固定化」平成14年度教育研究共同プロジェクト経費成果報告書 『テロリズムに対する作戦以後のヨーロッパと中欧ユ

ーラシア』東北大学、所収
藤本和貴夫、加藤一夫編『ソ連・東欧の体制変動 ドキュメント 1988 - 1991』1991
ヘンダーソン・カレン、未発表、「中・東欧における民主化への国際的影響」、ヘンダーソン、カ
レン / 藤原帰一編『民主化 制度設計と国際環境』2003年刊行予定、所収
ロスチャイルド・ジョゼフ著, 1999. 『現代東欧史: 多様性への回帰』羽場久 尾子訳